

福岡市における  
大規模小売店舗に係る  
手続の手引

令和7年3月改訂

福岡市 経済観光文化局 総務・中小企業部 政策調整課

## <はじめに>

大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡超の施設）の新設・変更については、大規模小売店舗立地法、同施行令・施行規則及び大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づき、各種手続、届出を行うことになります。

福岡市では、法の円滑な運用を図ることを目的に福岡市大規模小売店舗立地法運用要綱を定めているほか、駐輪場等に関する独自基準として福岡市大規模小売店舗立地法運用基準を設けています。

さらに、福岡市では、福岡市市民公益活動推進条例（平成17年3月31日条例第62号）を定め、地域社会の一員として、事業者の方々に地域まちづくりなどの公益活動への参画や協力をお願いしています。

本手引は、大規模小売店舗の設置者、小売業者等の方々を対象に、手続の流れや関連のある市担当部局、出店計画説明書（届出書）作成時の留意事項や考え方など、福岡市における手続・届出の運用についてマニュアル化したものです。

## <手引の御使用にあたって>

- ・この手引で用いる略称は次のとおりです。

法	—大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）
施行令	—大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）
施行規則	—大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）
指針	—大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）
要綱	—福岡市大規模小売店舗立地法運用要綱
市基準	—福岡市大規模小売店舗立地法運用基準
窓口	—福岡市経済観光文化局総務・中小企業部政策調整課

- ・この手引でいう「大型店」とは、法でいう「大規模小売店舗」を指します。
- ・この手引でいう「併設施設」とは、大規模小売店舗に小売店舗以外の施設が併設されている場合における小売店舗以外の施設を指します。
- ・法や施行規則、要綱などの引用については[ ]内で示していますので、条文を参照する際の参考としてください。

※この手引は、福岡市ホームページ「大規模小売店舗立地法について」に掲載、各種様式もダウンロードできます。  
[http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/policy\\_mng/business/daiten\\_top.html](http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/policy_mng/business/daiten_top.html)

福岡市 大店立地法

検索

大規模小売店舗立地法手続に関する相談・お問い合わせ先

**福岡市 経済観光文化局 総務・中小企業部 政策調整課**

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

電話 092-711-4326 / FAX 092-733-5593

E-mail [seisakuchosei.EPB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:seisakuchosei.EPB@city.fukuoka.lg.jp)

※福岡県内の他の市町村の場合のお問い合わせ先

○福岡市・北九州市以外の場合は 福岡県商工部中小企業振興課（092-643-3420）

○北九州市の場合は 北九州市産業経済局サービス産業政策課（093-582-2050）

# 目 次

	頁
<b>1 大規模小売店舗の新設（法第5条第1項の届出）</b>	<b>3</b>
<b>手続の流れ</b>	<b>3</b>
1-1 事前相談・協議	4
1-2 大規模小売店舗届出書	4
1-3 説明会の開催	5
1-4 市の意見／意見を有しない旨の通知	5
1-5 変更の届出／添付書類変更等の通知／届出事項を変更しない旨の通知	6
1-6 市の勧告／勧告を行わない旨の通知	6
1-7 変更の届出／添付書類変更等の通知	7
1-8 公表／公表を行わない旨の通知	7
<b>2 大規模小売店舗の名称・所在地、設置者、小売業者の変更（法第6条第1項の届出）</b>	<b>9</b>
2-1 変更届出書	9
<b>3 施設の配置、運営方法の変更（法第6条第2項・法附則第5条第1項（第3項）の届出）</b>	<b>10</b>
<b>手続の流れ</b>	<b>10</b>
3-1 事前相談・協議	11
3-2 変更届出書	11
3-3 説明会の開催	13
3-4 市の意見／意見を有しない旨の通知	14
3-5 変更の届出／添付書類変更等の通知／届出事項を変更しない旨の通知	14
3-6 市の勧告／勧告を行わない旨の通知	15
3-7 変更の届出／添付書類変更等の通知	15
3-8 公表／公表を行わない旨の通知	16
3-9 軽微な変更／説明会を開催する必要がないと認める変更について	17
旧大店法に基づいて開店している大型店の手続について	18
<b>4 大規模小売店舗の廃止・承継</b>	<b>19</b>
<b>手続の流れ</b>	<b>19</b>
4-1 大規模小売店舗の廃止の手続	19
4-2 承継の手続	19
<b>※手引様式</b>	<b>20～23</b>
<b>◎「大規模小売店舗出店（変更）計画説明書」</b>	<b>24～73</b>
<b>◎ 関係法令等</b>	<b>74～118</b>
大規模小売店舗立地法	74
大規模小売店舗立地法施行令	81
大規模小売店舗立地法施行規則	82
大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針	95
<b>◎ 福岡市大規模小売店舗立地法運用要綱</b>	<b>119～129</b>

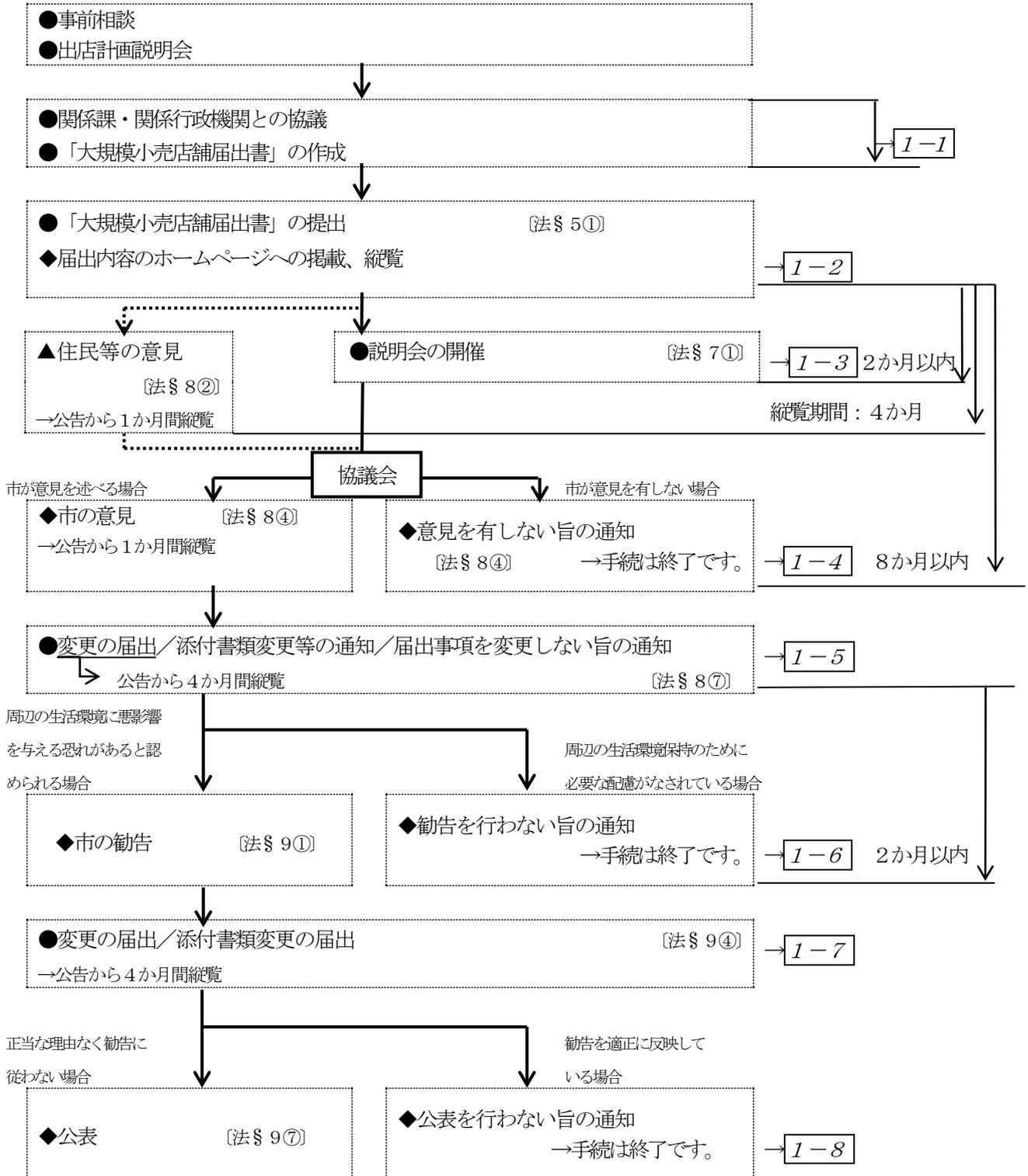
# 1 大規模小売店舗の新設 (法第5条第1項の届出)

\*建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部又は一部の用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合を含みます。

\*手続の流れ

□に、各手続きについての解説が掲載されています。

事前相談・協議 → 1-1



●—大型店設置者が行う手続 / ◆—市が行う手続 / ▲—その他の手続 を示します。

1-1 事前相談・協議 ～法に基づく手続が円滑に行われるよう、事前の相談・協議をお願いします。

大型店の新設等を予定している方は、できる限り計画段階等の早い時期から窓口（政策調整課）へ事前相談をお願いします。事前相談の案件については、市の関係課による「出店計画説明会」にかけることとしております。時期については、窓口へご相談下さい。

その後、窓口が指定する市関係課・関係行政機関で計画内容の調整を行ってください。（事前協議）

これは、関係課等において所管する関連法令・条例との整合性を図り、法に定める手続上での計画内容の変更（別途変更の届出・手続が必要となる場合があります。）を可能な限り避け、周辺住民等の理解を進めるためのものであります、ご協力をお願いします。

○関係各課との事前協議フロー図（例：協議期間2か月の場合）

		1週間以上前	出店計画説明会	・・・	1週	2週	3週	4週	5週	6週	7週	8週	・・・	届出から8か月以内
交通部会	駐車場の計画	出店計画説明資料事前送付	説明会後に四部会で協議事項調整	対応検討	事前協議開始	交通管理者・道路管理者等との協議	協議終了						届出書提出	福岡市大規模小売店舗立地協議会
	駐輪場・自動二輪車の駐車場の計画					協議終了								
	荷さばき施設の計画					協議終了								
	経路の設定					場合により、経路の再検討・対策の強化等を指示				協議終了				
	歩行者通行の利便確保計画										協議終了			
	公共交通機関の停車場整備										協議終了			
	交通対策事業への提案										協議終了			
騒音部会	騒音予測地点の設定、予測値				騒音予測の必要性、地域特性等に関する協議	配置決定後、予測地点選定、予測結果提出	（場合により、予測値の再計算・騒音防止対策の指示）					協議終了		
	騒音対策						騒音対策についての協議					協議終了		
廃棄物部会	廃棄物等の保管施設の計画				施設的位置等、リサイクル計画について協議		協議終了							
	リサイクル計画						協議終了							
街並づくり部会	緑化計画				外構の配置に関する協議		協議中途終了 場合によって最終協議	場合により、配置の再検討を指示				協議終了		
	屋外照明計画						協議中途終了 場合によって最終協議					協議終了		
	（自立式）屋外広告物計画						協議中途終了 場合によって最終協議	デザインに関する協議				協議終了		
	建物の形態・意匠				建物の外観に関する協議（壁面の色彩、壁面設置広告物のデザイン等）							協議終了		

※所要期間は、ある程度の目安であり、事業者側で、各指針配慮事項の協議開始や決定時期が遅れる場合は、各部会の協議終了時期もそれに併せて遅れる可能性があります。また、各部会における協議項目は、指針等に定められた内容を列挙したものですので、案件により増減することがあります。

※店舗面積が増加すると、事前協議に要する期間も長くなるため、必要な期間には変更が生じます。協議の期間は、2か月から6か月程度ですが、店舗面積が10,000㎡を超える場合は、協議期間が6か月超となることも想定されるため、計画が上がった段階で事前相談をお願いします。

1-2 大規模小売店舗届出書

届出書・添付書類は3部提出してください。ただし、当該大型店の所在地の敷地境界から1kmの範囲内に福岡市以外の市町の区域を含む場合（以下、「市境案件」といいます。）、当該市町の数を加えた部数を提出してください。〔法§5①②〕〔施行規則§3、§4〕〔要綱§2②、§4①Ⅱ〕

なお、届出書提出後、1-4で市が意見を有しない旨の通知を行った場合〔法§8⑤〕を除き8か月間は大型店を新設することができません。〔法§5④〕

※市は、届出書・添付書類を4か月間縦覧します。〔法§5③〕また、住民等から意見が述べられた場合は、意見の概要を公告し、公告の日から1か月間、意見書を縦覧します。〔法§8③〕

## 1-3 説明会の開催

### ① 説明会の方法

届出書を提出した日から2か月以内に説明会を開催しなければなりません。〔法§7①〕

説明会の開催方法は、次のとおりです。また、出店地の状況などにより、説明会の開催にあたり特に配慮が必要な事項について、市が意見を述べる場合があります。〔要綱§8④〕

会場	大型店所在地の周辺の、相当な人数を収容できる施設（公民館、ホール、集会所、会議室など）で開催してください。〔要綱§8①〕
開催回数	3回開催してください。〔要綱§8①〕
開催日時	1回は「平日夜間」に、別の1回は「土日祝日」に開催してください。〔要綱§8②〕 残り1回は特に日時の指定はありません。
配付資料	届出や添付書類の内容、指針配慮事項への対応策など、出店計画説明書の中から適宜選択してください。

### ② 説明会開催計画書

説明会開催計画を策定次第、説明会開催の公告より前の段階で説明会の開催計画をまとめた「説明会開催計画書」〔手引様式第1〕を提出してください。その際、③の折り込みチラシや標識、説明会における配布資料の原案を添付してください。

### ③ 説明会開催の公告

説明会の開催日の1週間前までに、説明会開催の公告を行わなければなりません。〔法§7②〕

公告の方法は次のとおりです。

方法	(1)大型店所在地の敷地境界から1km以上の範囲内で購読される日刊新聞紙5紙（朝日、西日本、日本経済、毎日、読売）へのチラシ折り込みを行ってください。（A4サイズ以上） (2)大型店所在地の敷地内の見やすい場所へ標識の掲示を「要綱様式第1号」により、説明会が終了するまで行ってください。 (1)(2)両方とも行ってください。〔要綱§9〕
----	--

### ④ 説明会実施状況報告書

説明会終了後、説明会の開催状況をまとめた「説明会実施状況報告書」〔手引様式第2〕をすみやかに提出してください。その際、③の折り込みチラシ、折り込み証明書、標識、説明会における配布資料、及び説明会の状況写真を添付してください。

### ⑤ 説明会が開催できないとき

施行規則第13条第1項に規定する事由により説明会を開催することができないときは、すみやかに窓口と協議を行ってください。〔法§7④〕〔施行規則§13〕

## 1-4 市の意見／意見を有しない旨の通知

市は、届出書の提出の日から8か月以内に、提出された届出書・添付書類の内容をもとに、住民等の意見、指針・市基準を考慮し、市の意見の有無及び内容の決定をします。〔法§8④〕〔要綱§14〕

### ① 市の意見

市が意見を述べる場合、文書でその旨を通知します。

\*市は、意見の概要を公告し、意見を1か月間縦覧します。〔法§8⑥〕

## ② 意見を有しない旨の通知

市が意見を有しない場合、文書でその旨を通知します。

意見を有しない旨の通知を行った場合、その通知をもって手続は終了し、大型店の設置者は大規模小売店舗届出書提出の日から8か月経過していなくても大型店を新設することができます。〔法§ 8⑤〕

## 1-5 変更の届出／添付書類変更等の通知／届出事項を変更しない旨の通知

市の意見の通知を受けた場合、出店計画が指針・市基準を十分反映したものが再度検討し、次の①～③のいずれかの方法により届出又は通知を行ってください。〔法§ 8⑦〕

### ・提出部数

提出部数は1部です。ただし、市境案件の場合、当該市町の数を加えた部数の提出をお願いすることがあります。〔要綱§ 4①V〕

### ・新設の制限

次の①～③の届出・通知後2か月間は大型店の新設をすることができません。〔法§ 8⑨〕

## ① 変更の届出

再検討の結果、届出事項（〔法§ 5①〕〔施行規則§ 3〕に掲げる各項目）を変更する場合は、「届出事項変更届出書」〔施行規則様式第5〕を提出してください。〔法§ 8⑦〕

また、届出事項の変更に伴い添付書類（〔施行規則§ 4①〕に掲げる各項目）の記載内容が変更となる場合は、変更に係る添付書類もあわせて提出してください。〔法§ 8⑧〕

\*市は届出書・添付書類を4か月間縦覧します。〔法§ 6③〕また、住民等から意見が述べられた場合は、意見の概要を公告し、公告の日から1か月間、意見書を縦覧します。〔法§ 8③〕

## ② 添付書類変更等の通知

再検討の結果、届出事項（〔法§ 5①〕〔施行規則§ 3〕に掲げる各項目）は変更しないが、添付書類（〔施行規則§ 4①〕に掲げる各項目）のみを変更する場合、又は届出事項や添付書類は変更しないが、市の意見を反映した対応策をとる場合は、届出事項を変更しない旨の通知に併せて、対応方法について文書で通知してください。なお、後者の記載方法については個別案件毎に異なるものと思われるので、事前に相談してください。

## ③ 届出事項を変更しない旨の通知

①②以外の場合は、文書で「届出事項を変更しない」旨を通知してください。〔法§ 8⑦〕

なお、通知書には、届出事項・添付書類の変更を行わなくとも当該大型店の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することができることを証する資料を添付してください。

## 1-6 市の勧告／勧告を行わない旨の通知

市は、1-5の届出・通知のあった日から2か月以内に、提出された届出書・通知書・添付書類・出店計画説明書の内容をもとに、市の勧告の有無及び内容（勧告する場合）の決定をします。〔法§ 9①〕〔要綱§ 15〕

## ① 市の勧告

市が勧告を行う場合、文書でその旨を通知します。

\*市は、勧告の内容を公告します。〔法§ 9③〕

## ② 勧告を行わない旨の通知

市が勧告を行わない場合、文書でその旨を通知します。〔要綱§ 15③〕

勧告を行わない旨の通知を行った場合、その通知をもって手続は終了し、1-5の届出・通知を行った日から2か月経過後に大型店を新設することができます。

## 1-7 変更の届出／添付書類変更等の通知

勧告を受けた場合、出店計画が指針・市基準を十分反映したものが再度検討し、次の①・②いずれかの方法により必要な届出又は通知を行ってください。〔法§ 9④〕

### ・提出部数

提出部数は1部です。ただし、市境案件の場合、当該市町の数を加えた部数の提出をお願いすることがあります。〔要綱§ 4①VI〕

### ・届出・通知・連絡の期限

勧告の通知を受けた場合、市が指定した期限までに①の届出又は②の通知を行うか、届出や通知が間に合わないときは窓口までその旨の連絡を書面により行ってください。期限を過ぎても届出・通知・連絡のない場合、市の勧告に従わないものとみなし、公表に向けた手続に入ることがあります。

### ① 変更の届出

再検討の結果、届出事項（〔法§ 5①〕〔施行規則§ 3〕に掲げる各項目）を変更する場合は、「届出事項変更届出書」〔施行規則様式第6〕を提出してください。〔法§ 9④〕

また、届出事項の変更に伴い添付書類（〔施行規則§ 4①〕に掲げる各項目）の記載内容が変更となる場合は、変更に係る添付書類もあわせて提出してください。〔法§ 9⑤〕

\*市は、変更の届出の概要を公告し、公告の日から4か月間縦覧します。〔法§ 9⑤〕

### ② 添付書類変更等の通知

再検討の結果、届出事項（〔法§ 5①〕〔施行規則§ 3〕に掲げる各項目）は変更しないが、添付書類（〔施行規則§ 4①〕に掲げる各項目）のみを変更する場合、又は届出事項や添付書類は変更しないが市の勧告を反映した対応策をとる場合は、その旨を文書で通知してください。なお記載方法については個別案件毎に異なるものと思われるので、事前に相談してください。

## 1-8 公表／公表を行わない旨の通知

市は、提出された1-7の届出書・添付書類・出店計画説明書の内容をもとに、市の勧告を適正に反映しているかどうか審査を行い、公表の有無を決定します。〔法§ 9⑦〕

### ① 公表

#### ・意見の聴取

1-7の届出が市の勧告を適正に反映していない場合、または1-7の届出を行わない等、市の勧告に従わない場合、書面により意見の聴取を行いますので、意見の聴取を行う旨の通知を受けたときはすみやかに（回答期限を設けた場合は期限までに）回答してください。ただし、大型店の設置者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、大型店の設置者が所在不明で意見聴取の通知ができないときは、意見聴取を行わないことがあります。

〔要綱§ 16②〕

#### ・公表の決定

市は、1-7の届出や意見聴取の結果をもとに、勧告に従わない旨の公表の有無を決定します。〔法§ 9⑦〕〔要綱§ 16①～④〕

市の公表は、次の方法により行います。〔要綱§ 16⑤⑥〕

- ・福岡市公報への登載
- ・市政記者への発表
- ・その他市長が適当と認める方法（市政だより・福岡市のホームページへの掲載など）

② 公表を行わない旨の通知

公表を行わない場合は、文書でその旨を通知します。〔要綱§16⑦〕

その通知をもって手続は終了します。

## 2 大規模小売店舗の名称・所在地、設置者、小売業者の変更 (法第6条第1項の届出)

\* 「大型店の名称・所在地（住居表示変更等によるもの）」

「大型店の設置者・小売業者の氏名又は名称、住所、代表者の氏名（法人の場合）」の変更が該当します。

### 2-1 変更届出書

大規模小売店舗の名称・所在地、設置者、小売業者の変更があった場合、すみやかに変更届出書〔施行規則様式第2〕を1部提出してください。〔法§6①〕〔施行規則§6〕〔要綱§4①Ⅳ〕

\*市は、届出の概要を公告し、届出書を4か月間縦覧します。〔法§6③〕

\*また、市は、住民等から述べられた場合は、意見の概要を公告し、公告の日から1か月間、意見書を縦覧します。〔法§8③〕

\*意見概要の公告・意見書の縦覧をもって手続は終了となります。

### 3 施設の配置、運営方法の変更

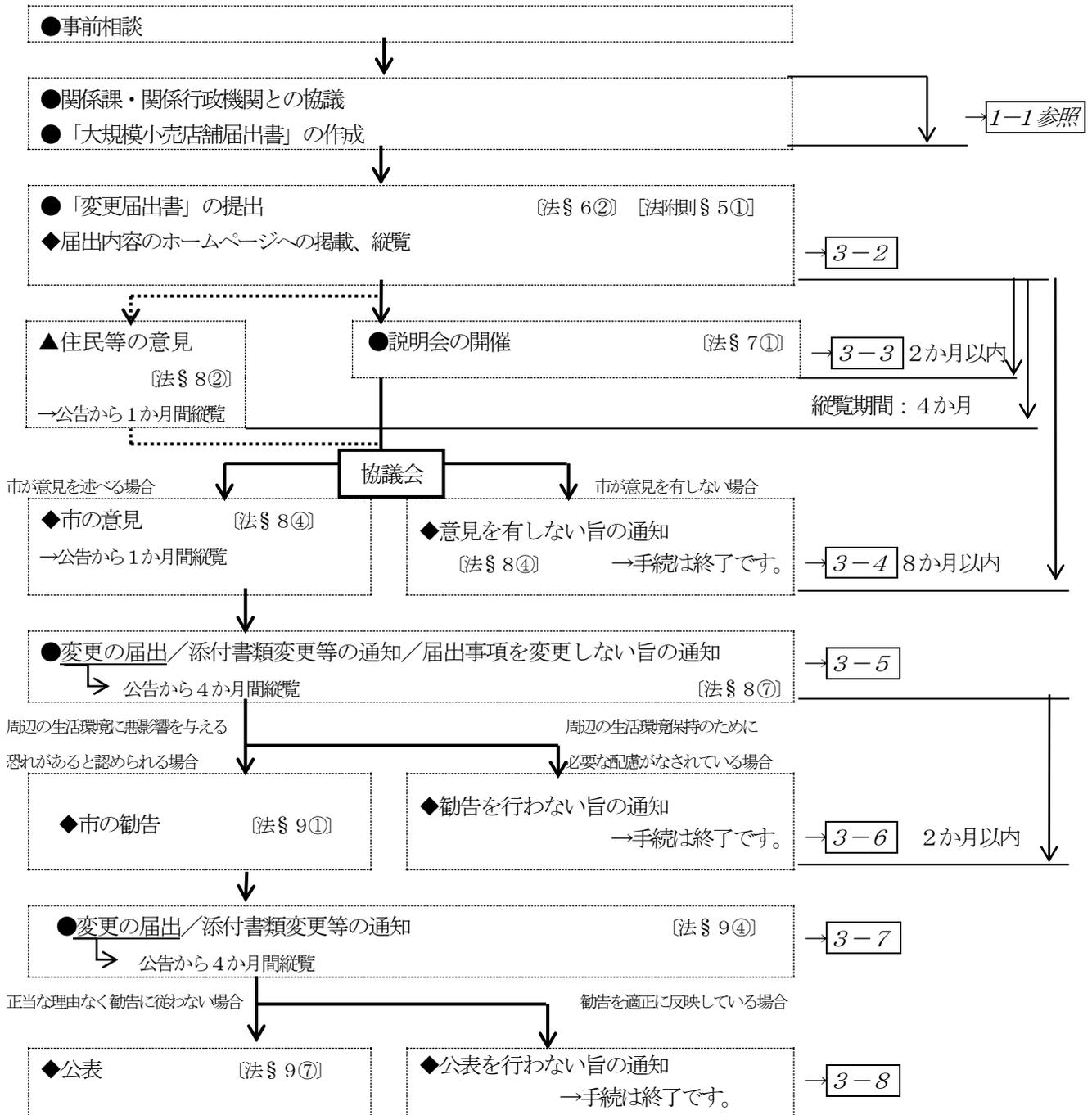
#### (法第6条第2項・法附則第5条第1項(第3項)の届出)

\*「大型店の新設をする日」、「大型店内の店舗面積の合計」、「大型店の施設の配置に関する事項」、  
「大型店の施設の運営方法に関する事項」の変更が該当します。

\*手続の流れ

□に、各手続についての解説が掲載されています。

事前相談・協議 → 3-1



\*法第6条第4項ただし書きの規定による軽微な変更（8か月制限の除外規定）、施行規則第11条第2項の規定により、

説明会を開催する必要のない（掲示を行う）変更として手続を進める場合、別に手続が必要となります → 3-9

●—大型店設置者が行う手続／◆—市が行う手続／▲—その他の手続 を示します。

### 3-1 事前相談・協議 ～法に基づく手続きが円滑に行われるよう、事前の相談・協議をお願いします。

#### ① 事前相談・協議

大型店の変更等を予定している方は、できる限り計画段階等の早い時期から窓口（政策調整課）へ事前相談をお願いいたします。

その後、窓口が指定する市関係課・関係行政機関で計画内容の調整を行ってください。（事前協議）

これは、関係課等において所管する関連法令・条例との整合性を図り、法に定める手続途上での計画内容の変更（別途変更の届出・手続が必要となることがあります。）を可能な限り避け、周辺住民等の理解を進めるためのものでありますので、ご協力をお願いします。

#### ② 届出を要しない変更について

法第6条第2項ただし書きの規定による変更届出書の提出を要しない変更は、次のとおりです。〔施行規則§7〕

- ・大型店を新設する日の「繰り下げ」をする場合
- ・市が法第8条第4項の規定により意見を有しない旨を通知した後に、大型店の新設をする日の「繰り上げ」を行う場合
- ・大型店内の店舗面積の合計を「減少」させる場合
- ・店舗面積の増加で、増加部分の面積が「1割以下」の場合（それまでの届出面積が10,000㎡以下の場合）
- ・店舗面積の増加で、「1,000㎡以下」の増加の場合（それまでの届出面積が10,000㎡以上の場合）
- ・駐車場又は駐輪場の収容台数の「増加」をする場合
- ・荷さばき施設の面積の「増加」をする場合
- ・廃棄物等の保管施設の容量の「増加」をする場合
- ・開店時刻の「繰り下げ」または閉店時刻の「繰り上げ」をする場合
- ・災害、工事等により「一時的に」変更を行う場合

※併設施設部分のみの変更については、届出は不要です。

※既存店における法附則第5条第1項（第3項）に基づく届出の場合、上記に該当する場合も届出が必要です。

→19ページ①参照

### 3-2 変更届出書

届出書・添付書類は3部提出してください。また、市境案件の場合、当該市町の数を加えた部数の提出をお願いすることがあります。〔法§6②〕〔法附則§5①③〕〔施行規則§7②、§20〕〔要綱§4①II、VII、VIII〕

なお、「大型店の新設をする日」、「大型店内の店舗面積の合計」、「大型店の施設の配置に関する事項」の変更の場合、届出書提出後、3-4で市が意見を有しない旨の通知を行った場合〔法§8⑤〕を除き8か月間は届出事項の変更をすることができません。〔法§6④〕

※市は、届出事項の概要を公告し、届出書・添付書類を4か月間縦覧します。〔法§6③〕

※また、縦覧期間中に住民等から意見が述べられた場合は、市は意見の概要を公告し、公告の日から1か月間、意見書を縦覧します。〔法§8③〕

※市が法第6条第4項のただし書きの規定による軽微な変更と認めたものについては、届出書提出後8か月を経過しなくとも届出事項の変更を行うことができます。→3-9参照

<参考>変更内容別・必要添付書類一覧（一例であり、立地場所、変更内容により変わることがあります。）

◎ー原則として添付が必要となる書類（図面）

○ー変更内容により添付が必要となる書類（図面）を示します。

変更の内容	根拠となる法令：施行規則第4条第1項の各号※											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
大型店の新設をする日の繰り上げ												
大型店内の店舗面積の合計の増加		○	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	○	◎
駐車場の位置の変更			○		◎	◎		○		◎	○	
駐車場の収容台数の減少			○	◎	◎	◎		○		○	○	
駐輪場の位置の変更			○									
駐輪場の収容台数の減少		○	○									
荷さばき施設の位置の変更			○				◎	○		◎	◎	
荷さばき施設の面積の減少		○	○				◎	○		○	○	
廃棄物等の保管施設の位置の変更			○					○		◎	◎	
廃棄物等の保管施設の容量の減少		◎	○					○		○	○	◎
開店時刻の繰り上げ／閉店時刻の繰り下げ			○					○	◎	◎	○	
駐車場を利用することのできる時間帯の変更			○		◎	○		○		◎	○	
駐車場の出入口の数・位置の変更			○		◎	◎		○		◎	◎	
荷さばき施設における荷さばき作業可能時間帯の変更		○	○				◎	○		◎	○	

※施行規則第4条第1項の各号の内容

- 1 法人にあってはその登記事項証明書
- 2 主として販売する物品の種類
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- 4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- 5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- 6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- 7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- 8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- 9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- 10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- 11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- 12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

### 3-3 説明会の開催

#### ① 説明会の方法

届出書を提出した日から2か月以内に説明会を開催しなければなりません。ただし、市が法第6条第4項ただし書きの規定による軽微な変更と認めたものについては、説明会は不要です。〔法§7①〕 →3-9参照

説明会の開催方法は、次のとおりです。また、出店地の状況などにより、説明会の開催にあたり特に配慮が必要な事項について、市が意見を述べる場合があります。〔要綱§8④〕

会 場	大型店所在地の周辺の、相当な人数を収容できる施設（公民館、ホール、集会所、会議室など）で開催してください。〔要綱§8①〕
開 催 回 数	3回を上限として、市が指定します。〔要綱§8③〕
開 催 日 時	1回は「平日夜間」に、別の1回は「土日祝日」に開催してください。〔要綱§8②〕
配 付 資 料	届出や添付書類の内容、指針配慮事項への対応策など、出店計画説明書の中から適宜選択してください。

#### ② 説明会開催計画書

説明会開催計画を策定次第、説明会開催の公告より前の段階で説明会の開催計画をまとめた「説明会開催計画書」〔手引様式第1〕を提出してください。

その際、③の折り込みチラシや標識、説明会における配布資料の原案を添付してください。

#### ③ 説明会開催の公告

説明会の開催日の1週間前までに、説明会開催の公告を行わなければなりません。〔法§7②〕

公告の方法は次のとおりです。

方 法	(1)大型店所在地の敷地境界から1km以上の範囲内で購読される日刊新聞紙5紙（朝日、西日本、日本経済、毎日、読売）へのチラシ折り込みを行ってください。（A4サイズ以上） (2)大型店所在地の敷地内の見やすい場所へ標識の掲示を「要綱様式第2号」により、説明会が終了するまで行ってください。 (1)(2)両方とも行ってください。〔要綱§9〕
-----	--

※ 周辺地域の生活環境に及ぼす影響やその範囲が小さいものと市が認めた場合等は、他の方法によるチラシ配布（配布方法、範囲、サイズなど）も認めておりますので、ご相談ください。〔要綱§9⑤〕

#### ④ 説明会実施状況報告書

説明会終了後、説明会の開催状況をまとめた「説明会実施状況報告書」〔手引様式第2〕をすみやかに提出してください。その際、③の折り込みチラシ、折り込み証明書、標識、説明会における配布資料、及び説明会の状況写真を添付してください。

#### ⑤ 説明会を開催する必要がないと認める変更の場合

市が施行規則第11条第2項の規定により説明会を開催する必要がないと認めた場合は、次の方法により掲示を行ってください。〔施行規則§11②〕〔要綱§10〕

掲 示 方 法	店舗敷地内の見やすい場所に、標識（要綱様式第3号）を掲示し、同内容をインターネットに掲載（事業者HP等）してください。
掲 示 期 間	変更届出書の縦覧が行われている期間（届出概要の公告の日から4か月間）掲示してください。

\* 事前に説明会開催不要認定の手続が必要となります。→3-9参照

\* 上記の方法により掲示を行う場合についても、④の説明会実施状況報告書は提出してください。

#### ⑥ 説明会が開催できないとき

施行規則第13条第1項に規定する事由により説明会を開催することができないときは、すみやかに窓口と協議を行ってください。〔法§7④〕〔施行規則§13〕

### 3-4 市の意見／意見を有しない旨の通知

市は、届出書の提出の日から8か月以内に、提出された届出書・添付書類・出店計画説明書の内容をもとに、住民等の意見、指針・市基準を考慮し、市の意見の有無及び内容の決定をします。〔法§8④〕〔要綱§14〕

#### ① 市の意見

市が意見を述べる場合、文書でその旨を通知します。

\*市は、意見の概要を公告し、意見を1か月間縦覧します。〔法§8⑥〕

#### ② 意見を有しない旨の通知

市が意見を有しない場合、文書でその旨を通知します。

意見を有しない旨の通知を行った場合、その通知をもって手続は終了し、大型店の設置者は変更届出書提出の日から8か月経過していなくても当該変更を行うことができます。〔法§8⑤〕

### 3-5 変更の届出／添付書類変更等の通知／届出事項を変更しない旨の通知

市の意見の通知を受けた場合、出店計画が指針・市基準を十分反映したのか再度検討し、次の①～③のいずれかの方法により届出又は通知を行ってください。〔法§8⑦〕

#### ・提出部数

提出部数は1部です。ただし、市境案件の場合、当該市町の数を加えた部数の提出をお願いすることがあります。〔要綱§4①V〕

#### ・変更の制限

次の①～③の届出・通知後2か月間は大型店の変更を行うことができません。〔法§8⑨〕

#### ① 変更の届出

再検討の結果、届出事項を変更する場合は、「届出事項変更届出書」〔施行規則様式第5〕を提出してください。〔法§8⑦〕

また、届出事項の変更に伴い添付書類（〔施行規則§4①〕に掲げる各項目）の記載内容が変更となる場合は、変更に係る添付書類もあわせて提出してください。〔法§8⑧〕

\*市は、変更届出の概要を公告し、公告の日から4か月間縦覧します。〔法§8⑧〕

#### ② 添付書類変更等の通知

再検討の結果、届出事項は変更しないが、添付書類（〔施行規則§4①〕に掲げる各項目）のみを変更する場合、又は届出事項や添付書類は変更しないが、市の意見を反映した対応策をとる場合は、届出事項を変更しない旨の通知に併せて、対応方法について文書で通知してください。なお、後者の記載方法については個別案件毎に異なるものと思われますので、事前に相談してください。

#### ③ 届出事項を変更しない旨の通知

①②以外の場合は、文書で「届出事項を変更しない」旨を通知してください。〔法§8⑦〕

なお、通知書には、届出事項・添付書類の変更を行わなくとも当該大型店の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することができることを証する資料を添付してください。

### 3-6 市の勧告／勧告を行わない旨の通知

市は、3-5の届出・通知のあった日から2か月以内に、提出された届出書・通知書・添付書類の内容をもとに、指針・市基準を考慮し、市の勧告の有無（勧告する場合）及び内容の決定をします。〔法§9①〕〔要綱§15〕

#### ① 市の勧告

市が勧告を行う場合、文書でその旨を通知します。

\*市は、勧告の内容を公告します。〔法§9③〕

#### ② 勧告を行わない旨の通知

市が勧告を行わない場合、文書でその旨を通知します。〔要綱§15③〕

勧告を行わない旨の通知を行った場合、その通知をもって手続は終了し、3-5の届出・通知を行った日から2か月経過後に大型店の変更を行うことができます。

### 3-7 変更の届出／添付書類変更等の通知

勧告を受けた場合、出店計画が指針・市基準を十分反映したものか再度検討し、次の①・②いずれかの方法により必要な届出又は通知を行ってください。〔法§9④〕

#### ・提出部数

提出部数は1部です。ただし、市境案件の場合、当該市町の数を加えた部数の提出をお願いすることがあります。〔要綱§4①VI〕

#### ・届出・通知・連絡の期限

勧告の通知を受けた場合、市が指定した期限までに①の届出又は②の通知を行うか、届出や通知が間に合わないときは窓口までその旨の連絡を書面により行ってください。期限を過ぎても届出・通知・連絡のない場合、市の勧告に従わないものとみなし、公表に向けた手続に入ることがあります。

#### ① 変更の届出

再検討の結果、届出事項を変更する場合は、「届出事項変更届出書」〔施行規則様式第6〕を提出してください。

〔法§9④〕

また、届出事項の変更に伴い添付書類（〔施行規則§4①〕に掲げる各項目）の記載内容が変更となる場合は、変更に係る添付書類もあわせて提出してください。〔法§9⑤〕

\*市は、変更の届出の概要を公告し、公告の日から4か月間縦覧します。〔法§9⑤〕

#### ② 添付書類変更等の通知

再検討の結果、届出事項は変更しないが、添付書類（〔施行規則§4①〕に掲げる各項目）のみを変更する場合、又は届出事項や添付書類は変更しないが市の勧告を反映した対応策をとる場合は、その旨を文書で通知してください。なお記載方法については個別案件毎に異なるものと思われるので、事前に相談してください。

### 3-8 公表／公表を行わない旨の通知

市は、提出された3-7の届出書・添付書類の内容をもとに、市の勧告を適正に反映しているかどうか審査を行い、公表の有無を決定します。〔法§9⑦〕

#### ① 公表

##### ・意見の聴取

3-7の届出が市の勧告を適正に反映していない場合、または3-7の届出を行わない等、市の勧告に従わない場合、書面により意見の聴取を行いますので、意見の聴取を行う旨の通知を受けたときはすみやかに（回答期限を設けた場合は期限までに）回答してください。ただし、大型店の設置者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、大型店の設置者が所在不明で意見聴取の通知ができないときは、意見聴取を行わないことがあります。

〔要綱§16②〕

##### ・公表の決定

市は、3-7の届出や意見聴取の結果をもとに、勧告に従わない旨の公表の有無を決定します。〔法§9⑦〕〔要綱§16①～④〕

市の公表は、次の方法により行います。〔要綱§16⑤⑥〕

- ・福岡市公報への登載
- ・市政記者への発表
- ・その他市長が適当と認める方法（市政だより・福岡市のホームページへの掲載など）

#### ② 公表を行わない旨の通知

公表を行わない場合は、文書でその旨を通知します。〔要綱§16⑦〕

その通知をもって手続は終了します。

### 3-9 軽微な変更/説明会を開催する必要がないと認める変更について

大型店の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどない変更については、法に基づく手続を軽減する規定があります。

#### ○軽微な変更

―法第6条第4項「当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行ってはならない。」及び第7条第1項の説明会開催の除外規定です。

＜対象＞店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと市が認めるもの〔施行規則§8〕

\*既存店の法附則第5条第1項(第3項)の規定による届出に係る変更については、一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積を減少させる変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと市が認めるもの〔施行規則附則〕

#### ○説明会を開催する必要がないと認める変更

―説明会の開催に代えて、届出の要旨を当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に掲示するとともに、インターネット(設置者HP等)に掲載することにより行うことのできる規定です。

＜対象＞大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため、説明会を開催する必要がないと認めるもの〔施行規則§11②〕

#### ① 軽微な変更/説明会を開催する必要がないと認める変更の手続内容

市が軽微な変更/説明会を開催する必要がない変更と認めた場合、届出後の手続の内容は次のとおりです。

	通常の手続	軽微変更の手続	説明会不要の手続
8か月制限	あり	なし	あり
説明会の開催	開催	不要	掲示
住民等の意見	あり	あり	あり
市の意見/意見を有しない旨の通知	あり	なし	あり
市の意見以降の手続	あり	なし	あり

#### ② 軽微な変更の認定手続

軽微な変更として手続を行おうとするときは、事前相談のうえ変更届出書とあわせて「軽微変更認定申請書」〔手引様式第3〕を提出してください。

\*市は、上記の申請内容を審査し、軽微な変更と認める(場合は、その旨を通知します)。

#### ③ 説明会を開催する必要がないと認める変更の認定手続

説明会を開催する必要がないと認める変更としての手続を行おうとするときは、事前相談のうえ変更届出書とあわせて「説明会開催不要認定申請書」〔手引様式第4〕を提出してください。

\*市は、上記の申請内容を審査し、説明会を開催する必要がないと認める場合は、その旨を通知します。

\*説明会を開催する必要がない変更として認められた場合、届出の要旨を店舗敷地内の見やすい場所に掲示するとともに、インターネット(設置者HP等)に掲載してください。

\*説明会の開催を掲示により行う場合においても、「説明会実施状況報告書」は提出してください。

## 旧大店法に基づいて開店している大型店（既存店）の手続について

「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」（以下「旧大店法」といいます。）に基づき、法施行時（平成12年6月1日）に既に開店している大型店、旧大店法に基づき平成13年1月末までに開店・増床などの変更を行った大型店及び法施行時に既に開店している店舗面積1,000㎡超の生協・農協の店舗（以下「既存店」といいます。）は、そのままの態様で小売業を行っている限りにおいては、何ら法に基づく手続を行う必要はありません。〔法附則§4〕〔法附則§5②〕

既存店において、最初に必要となる法に基づく手続は、次のとおりです。〔法附則§5①〕〔法附則§5③〕

### ① 法に基づく手続が必要となる変更

既存店が、次の変更を行おうとするときは、法附則第5条第1項（法附則第5条第3項の規定により準用する場合を含みます。）の規定に基づく届出をしなければなりません。

- |                                     |                        |
|-------------------------------------|------------------------|
| ・大型店内の店舗面積の合計〔法§5④V〕                |                        |
| ・大型店の施設の配置に関する事項〔法§5①V〕〔施行規則§3①〕    |                        |
| ①駐車場の位置及び収容台数                       | ③荷さばき施設の位置及び面積         |
| ②駐輪場の位置及び収容台数                       | ④廃棄物等の保管施設の位置及び容量      |
| ・大型店の施設の運営方法に関する事項〔法§5①VI〕〔施行規則§3②〕 |                        |
| ①小売業者の開店時刻及び閉店時刻                    | ③駐車場の出入口の数及び位置         |
| ②来客が駐車場を利用できる時間帯                    | ④荷さばき施設において荷さばきができる時間帯 |

\*既存店については、法附則第5条第1項（第3項）の規定に基づく届出を行った時点で法の枠組みに組み込まれるため、届出を要しない変更（→11ページ3-1②）の場合であっても届出が必要です。

\*既存店については、「大型店の名称・所在地（住居表示変更等によるもの）」または「大型店の設置者・小売業者の名称、住所、代表者氏名（法人の場合）」のみの変更の場合、法に基づく届出の必要はありません。すなわち、法第5条第1項第4号～第6号の事項を変更せずに、単に小売業者の入れ替えを行う場合は、届出の必要はありません。

\*荷さばき施設の位置及び面積については、旧大店法に明確な定義がなかったことから、変更の有無に限らず「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の考え方に基づき、届出を行ってください。

### ② 届出事項

既存店の法附則第5条第1項（第3項）の規定に基づく変更の届出にあたっては、変更しようとする事項とそれ以外の変更しない事項とに分けて記載した届出書を作成・提出してください。変更事項とともに、法第5条第1項第1号、第2号又は第4号から第6号までに掲げる事項で、変更しない事項についても届け出なければなりません。

〔法附則§5①〕

また、変更事項にかかる法第5条第2項の添付書類も提出してください。

### ③ 手続の流れ

法附則第5条第1項（第3項）の規定に基づく変更の届出は、法第6条第2項の規定による届出とみなされます〔法附則§5④〕。このため、変更の手続は、「法第6条第2項の規定に基づく変更の手続」と同様の流れで手続を行うこととなります。

\*この場合、市の公告・縦覧は、変更事項以外の事項についても行いますが、説明会、住民等の意見、市の意見・勧告・公表の対象となるのは、変更事項のみです〔法附則§5⑤〕。

### ④ 法附則第5条第1項（第3項）に基づく変更後に届出事項の変更を行うとき

法附則第5条第1項（第3項）に基づく変更の手続を行った後、届出事項の変更を行うときは、法第6条第1項又は第2項の規定による手続を行うこととなります。

## 4 大規模小売店舗の廃止・承継

### \* 手続の流れ

□に各手続についての解説が掲載されています。

#### 大規模小売店舗の廃止の手続 → 4-1

● 事前相談



● 「大規模小売店舗廃止届出書」の提出

[法§ 6⑤]

#### 承継の手続 → 4-2

● 事前相談



● 「承継届出書」の提出

[法§ 11③]

● 一大型店設置者が行う手続 / ◆ 一市が行う手続 / ▲ その他の手続 を示します。

### 4-1 大規模小売店舗の廃止の手続

#### ① 事前相談

法第6条第5項の規定に基づく大型店の廃止の届出を行おうとする場合、法に基づく届出を行う前に、窓口まで御相談ください。

\* 説明書を作成していただく必要はありません。

既存店（前ページ参照）も手続の対象となります。

#### ② 大規模小売店舗廃止届出書

廃止届出書〔施行規則様式第4〕を1部提出してください。〔法§ 6⑤〕〔施行規則§ 9〕〔要綱§ 4①IX〕

\* 市は、届出の公告をします。この場合、届出の公告をもって手続は終了となります。

### 4-2 承継の手続

#### ① 事前相談

法第11条の規定に基づく承継の届出を行おうとする場合、法に基づく届出を行う前に、窓口まで御相談ください。

\* 説明書を作成していただく必要はありません。

なお、既存店は手続の対象となりません。

#### ② 承継届出書

承継届出書〔施行規則様式第7〕を1部提出してください。〔法§ 11③〕〔施行規則§ 19〕〔要綱§ 4①X〕

\* 届出をもって手続は終了となります。

説明会開催計画書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法に基づく説明会について、次のとおり計画書を提出します。

項 目		内 容
大規模小売店舗の名称		
大規模小売店舗の所在地		
説明会の周知方法		
予定している議事の内容 (進行、配布資料等)		
第1回 説明会	開催日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分予定
	開催場所	( 区 )
	説明予定者	他 名
第2回 説明会	開催日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分予定
	開催場所	( 区 )
	説明予定者	他 名
第3回 説明会	開催日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分予定
	開催場所	( 区 )
	説明予定者	他 名
その他特記事項		

説明会実施状況報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法に基づく説明会について、次のとおり実施状況報告書を提出します。

項 目		内 容
大規模小売店舗の名称		
大規模小売店舗の所在地		
説明会の周知方法		
第 1 回 説 明 会	開 催 日 時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで
	開 催 場 所	
	説 明 者	他 名
	出 席 者	名
	議 事 の 概 要	
	意 見 ・ 質 疑 回 答 内 容	
第 2 回 説 明 会	(同 上)	
第 3 回 説 明 会	(同 上)	
その他の特記事項		

軽微変更認定申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書きに規定する軽微な変更についての認定を、次のとおり申請します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項  
(変更前)  
(変更後)
- 3 上記2の変更に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項(附則第5条第1項(附則第5条3項において準用する場合を含む。))の規定による届出を行おうとする年月日  
年 月 日
- 4 変更する年月日  
年 月 日
- 5 変更する理由
- 6 上記2の変更が大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更該当する理由

(A4)

説明会開催不要認定申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定による説明会開催不要の認定を、次のとおり申請します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項  
(変更前)  
(変更後)
- 3 上記2の変更に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項(附則第5条第1項(附則第5条第3項において準用する場合を含む。))の規定による届出を行おうとする年月日  
年 月 日
- 4 変更する年月日  
年 月 日
- 5 変更する理由
- 6 上記2の変更が説明会を開催する必要のない変更とする理由

# 大規模小売店舗出店（変更）計画説明書

大 規 模 小 売 店 舗  
届 出 書

## 届出書の作成にあたって

### <届出書の作成>

- 1 福岡市では、大型店の出店（変更）計画について、法に基づく手続を迅速に進めていくため、届出書の作成をお願いしています。
- 2 届出書の作成をお願いするのは、次の場合です。
  - (1) 法第5条の規定に基づく新設の届出の場合…新設届出書の作成をお願いします。
  - (2) 法第6条第2項、法附則第5条第1項（第3項）の規定に基づく変更の届出の場合…変更届出書の提出をお願いします。

※ 以下、本書においては(1)の新設の場合について記載しています。(2)の変更の場合については、その内容に合わせて、また、現状（変更前）との比較ができるように作成してください。
- 3 届出書は、（届出事項・添付書類編）と（指針配慮事項編）に分かれています。

（届出事項・添付書類編）は、法第5条第1項の届出及び第2項の添付書類に関する事項のため、必ず作成してください。

（指針配慮事項編）は、指針の流れにそって配慮事項を列挙したものですので、新設・変更問わず、市と協議の上、必要項目を選択して作成してください。

### <届出書記載要領>

- 規格
  - ・ A4サイズ、両面印刷で（届出事項・添付書類編）及び（指針配慮事項編）を合冊して印刷してください（図面については片面印刷の折り込み可）。
- 表紙について
  - ・ 表題は「大規模小売店舗届出書」とし、店舗名、設置者名を記載してください。
- 添付図面について
  - ・ 「配置図」等の図面については、（届出事項・添付書類編）及び（指針配慮事項編）の次にそれぞれ「添付図面」としてまとめて記載しています。場合によっては、（届出事項・添付書類編）と（指針配慮事項編）の図面を1枚にまとめて提出することも可能です。

◆ 目 次 ◆

I	届出書記載事項分類表	28
II	届出書（届出事項・添付書類編）	36
	届出事項編	37
1	大規模小売店舗の名称及び所在地	37
2	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	37
3	大規模小売店舗の新設をする日	38
4	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	38
5	大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	38
6	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	39
	添付書類編	40
1	登記事項証明書等	40
2	主として販売する物品の種類	40
3	建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面	40
4	必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	40
5	駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	42
6	来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	43
7	荷さばき施設において商品の搬入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	44
8	遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	44
9	冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	45
10	平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及び算出根拠	45
11	夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	45
12	必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	48

添付図面（届出事項・添付書類編分）	4 9
交通量調査及び交通量予測の記入例	5 1
1 交通量調査結果	5 1
2 交通量予測の結果等	5 2
3 現況と開店後における交通量等の比較	5 3
<b>Ⅲ 届出書（指針配慮事項編）</b>	<b>5 4</b>
[1] はじめに	5 5
1 出店の趣旨	5 5
2 大規模小売店舗設置者等の連絡先等	5 5
3 店舗施設計画の概要	5 5
4 まちづくりへの協力・地域社会への貢献に係る取組等について	5 7
[2] 「指針」の各項目に関する事項	5 9
1 駐車場の計画	5 9
2 駐輪場・自動二輪車の駐車場の計画	6 0
3 荷さばき施設の計画	6 1
4 経路の設定	6 2
5 その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	6 2
6 騒音の予測と騒音対策	6 5
7 廃棄物等の保管施設の計画	6 7
8 廃棄物等の運搬・処理計画	6 7
9 街並みづくり等への配慮に関する事項	6 9
[3] 添付図面（指針配慮事項編分）	7 1
（参考） 大規模小売店舗届出書・添付書類	7 2

届出書記載事項分類表

No. 1

・以下の分類表は、届出書の記載事項を一括して項目ごとに一覧表としたものです。  
 ・届出事項・添付書類編の記載事項は、原則として作成が必要な事項です。(◎：必ず作成が必要な事項／○：必要に応じて作成する事項の印がつけてあります。)  
 ・指針配慮事項編の記載事項は、市と協議のうえ必要事項を選択し、作成した事項には、この分類表の該当欄に○印をつけてください。

説明書記載事項		説明書記載場所	担当課及び担当機関	届出事項 (法\$5①)	添付書類 (法\$5②)	指針配慮事項	備考
1 出店の趣旨		P. 55	経済観光文化局 政策調整課				
2 大規模小売店舗設置者の概要	(1)氏名又は名称	P. 37		◎			
	(2)住所又は所在地	P. 37		◎			
	(3)連絡先及び電話番号・FAX番号	P. 55					
3 店舗施設計画の概要	(1)建物の名称及び所在地	P. 37		◎			
	(2)計画地の概要	①敷地面積及び土地の所有形態	P. 55				
		②法令上の用途等	P. 55	住宅都市みどり局 都市計画課			
		③現在の利用状況	P. 55	経済観光文化局 政策調整課			
	(3)計画地周辺の概要	①立地環境	P. 56	経済観光文化局 政策調整課			
		②基盤整備に関する事業の有無とその内容	P. 56	住宅都市みどり局 都市景観室			
③街並みづくり計画の有無とその内容		P. 56	都市計画課 地域計画課				

説明書記載事項			説明書記載場所	担当課及び担当機関	届出事項 (法§5①)	添付書類 (法§5②)	指針配慮 事項	備考
3 店舗施設計画の概要	(4)建物の構造及び規模	①建物構造	P. 56	経済観光文化局 政策調整課	◎			
		②店舗面積の合計	P. 38					
		③店舗面積の内訳	P. 56					
	(5)その他の施設・併設施設等の計画と各施設面積		P. 57					
	(6)建築着工予定年月日及び完成予定年月日	①建築着工予定年月日	P. 57					
		②完成予定年月日	P. 57					
	◆店舗施設面積に関する図面	建物位置図	P. 49	(関係各課)		◎		
		周辺見取図	P. 49					
		建物配置図	P. 49					
		各階平面図	P. 50					
都市計画決定概要図		P. 71	住宅都市みどり局 都市計画課					
4 営業計画の概要	(1)小売業者一覧表		P. 37	経済観光文化局 政策調整課	◎			
	(2)建物設置者の登記事項証明書又は住民票の写し(届出時)		P. 40					
	(3)主として販売する物品の種類		P. 40					
	(4)開店時刻及び閉店時刻		P. 39					
	(5)開店予定年月日		P. 38					

説明書記載事項		説明書記載場所	担当課及び 担当機関	届出事項 (法§5①)	添付書類 (法§5②)	指針配慮 事項	備考	
5 立地法の指針の 各項目に関する 事項	(1)駐車場の 計画	①駐車場の位置及び収容台数	P. 38	道路下水道局 駐車場施設課  公安委員会 (県警)  ※1 ※2	◎			
		②必要駐車台数算出根拠	P. 40			◎		
		③特別な事情による駐車台数の算出	P. 41				○	
		④駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況	P. 59					
		⑤駐車場の分散確保の有無	P. 41				○	
		⑥駐車場利用可能時間帯	P. 39			◎		
		⑦その他の駐車場の状況	P. 41				○	
		⑧駐車場の自動車の出入口の数及び位置	P. 39			◎		
		⑨駐車場の入庫処理能力	P. 42				○	
		⑩敷地内駐車待ちスペース	P. 42				○	
		⑪交通への支障を回避するための方策等	P. 59					
		◆駐車場計画に 関する図面等	駐車場配置図		P. 49		◎	
	駐車場各階平面図	P. 50		◎				

※1 案件によっては関係する協議先：福岡国道事務所

※2 ①、⑧については、敷地内の廃棄物保管場所、緑化を含めた外構計画として、住宅都市局みどり都市景観室との協議も必要

説明書記載事項		説明書記載場所	担当課及び 担当機関	届出事項 (法§5①)	添付書類 (法§5②)	指針配慮 事項	備考	
5 立地法の指針 の各項目に関 する事項	(2)駐輪場・ 自動二輪 車駐車場 の計画	①駐輪場の位置及び収容台数	P. 38	道路下水道局 駐車場施設課	◎			
		②必要駐輪台数算出根拠	P. 60					
		③駐輪場台数の予測の結果と算出根拠	P. 60					
		④駐輪場の構造、収容台数及び面積	P. 60					
		⑤駐輪場の管理体制	P. 60					
		⑥駐輪場案内の表示方法	P. 61					
		◆駐輪場・自動二輪駐車 場計画に関する図面	駐輪場配置図 自動二輪車駐車場配置図		P. 49 P. 71		◎	
		⑦自動二輪車駐車場の台数の予測の結果と算出根拠	P. 61					
		⑧自動二輪車駐車場の構造、収容台数及び面積	P. 61					
		⑨自動車等との動線の錯綜を避けるなどの安全上の 対策	P. 61					
	⑩自動二輪車駐車場案内の表示方法	P. 61						
	(3)荷さばき 施設の計 画	①荷さばき施設の位置及び面積	P. 38	道路下水道局 駐車場施設課	◎			
		②荷さばき施設の面積・構造	P. 61					
		③搬出入車両の出入口の数	P. 61					
		④荷さばきを行うことができる時間帯	P. 39		公安委員会 (県 警)	◎		
		⑤搬出入車両の台数及び作業時間帯	P. 44			◎		
		◆荷さばき施設の 計画に関する図面	搬出入車両の出入口等配置図 荷さばき施設の平面図		P. 50 P. 50	※3	◎ ◎	

※3 案件によっては関係する協議先：福岡国道事務所

説明書記載事項		説明書記載場所	担当課及び担当機関	届出事項 (法§5①)	添付書類 (法§5②)	指針配慮事項	備考
5 立地法の指針の各項目に関する事項	(4)経路の設定	①敷地周辺の道路の現況	P. 4 2	道路下水道局 駐車場施設課  公安委員会 (県 警)  ※4		◎	
		②現状の平日、休日それぞれの交通量調査結果	P. 4 2			◎	
		③開店後の周辺道路の交通量の予測	P. 4 3			◎	
		④小売店舗利用者とは独立して考えられる併設施設の利用者の交通量予測	P. 4 3			○	
		⑤経路等を来店者に知らせる方法	P. 4 3			◎	
		⑥設置者が行う交通対策等の予定	P. 6 2				
		◆経路に関する 図面	広域見取図		P. 4 9		◎
	周辺見取図・案内経路		P. 4 9		◎		
	交通量調査の結果		P. 4 9		◎		
	交通量予測の結果等		P. 4 9		◎		
	(5)その他の施設の配置及び運営方法に関する図面	①歩行者の通行の利便の確保等のための計画	P. 6 2	道路下水道局 駐車場施設課 公安委員会 (県 警)			
		◆関連図面	歩行者通路図面(敷地内・敷地外)		P. 7 1		
			夜間照明等の配置図		P. 7 1		
		②バス等公共交通機関のための駐車場の整備	P. 6 2	※5			
		③交通対策事業への提案	P. 6 2				
④廃棄物減量化及びリサイクルについての計画		P. 6 3	環境局 ごみ減量推進課				
⑤防災・防犯対策への協力等		P. 6 4	市民局 防災・危機管理課 公安委員会				

※4 案件によっては関係する協議先：福岡国道事務所、住宅都市局交通計画課

※5 案件によっては関係する協議先：住宅都市局交通計画課、公安委員会（県警）

説明書記載事項		説明書記載場所	担当課及び担当機関	届出事項(法§5①)	添付書類(法§5②)	指針配慮事項	備考
5 立地法の指針の各項目に関する事項	(6)騒音の予測と騒音対策	①遮音壁の有無、位置及び高さを示す図面	P. 44	環境局 環境調整課		◎	
		②荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策	P. 65				
		③BGM等の営業宣伝活動の予定	P. 65				
		④冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機の稼働時間及び位置を示す図面	P. 45			◎	
		⑤冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音レベル等	P. 65				
		⑥駐車場の騒音対策	P. 66				
		⑦廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要	P. 66				
		⑧平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果と算出根拠	P. 45			◎	
		⑨夜間に発生する騒音ごとの予測結果と算出根拠	P. 45			○	
		⑩夜間に併設施設から著しい騒音が発生することが見込まれる場合の騒音対策	P. 66				
		◆騒音発生源となる施設設備の配置図等	騒音発生源となる施設設備の配置図		P. 50		◎
騒音発生源、遮音壁等の立面図等	P. 50			◎			
建物構造の分かる図面	P. 50			◎			

説明書記載事項		説明書記載場所	担当課及び担当機関	届出事項(法§5①)	添付書類(法§5②)	指針配慮事項	備考
5 立地法の指針の各項目に関する事項	(7)廃棄物等の保管施設の計画	①廃棄物等保管施設の位置及び容量	P. 38	環境局 収集管理課  ※6	◎		
		②廃棄物保管施設の計画	P. 67				
		③資源物保管施設の計画	P. 67				
		④廃棄物等の排出量等の予測	P. 48			◎	
		⑤小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況	P. 48			○	
		⑥廃棄物等保管施設の容量と予測排出量	P. 48			◎	
		◆廃棄物保管施設に関する図面	廃棄物等保管施設配置図 P. 50 廃棄物等保管施設平面図 P. 50			◎ ◎	
	(8)廃棄物等の処理運搬計画	①廃棄物等の運搬方法	P. 67	環境局 ごみ減量推進課			
		②廃棄物等の処理方法	P. 68				
		③テナント等に対する廃棄物等運搬・処理方法の徹底	P. 68				
		④その他の廃棄物等運搬・処理方法	P. 68				
		⑤食品加工場計画	P. 69	環境局 収集管理課			
		⑥小売店舗以外の施設から発生する悪臭対策	P. 69				
		◆廃棄物等の運搬・処理に関する図面	廃棄物等運搬車両運行経路 P. 71 廃棄物処理施設・食品加工場等の配置図 P. 71 小売店舗以外で悪臭が発生する施設の配置図 P. 71				

※6 ①については、敷地内の駐車場、緑化を含めた外構計画として、住宅都市局都市景観室との協議も必要。

説明書記載事項		説明書記載場所	担当課及び担当機関	届出事項 (法§5①)	添付書類 (法§5②)	指針配慮事項	備考
5 立地法の指針の各項目に関する事項	(9)街並みづくり等への配慮に関する事項	①街並みづくり等への配慮事項	P. 69	住宅都市みどり局 都市景観室 都市計画課 地域計画課			
		②敷地内の緑化計画	P. 69	住宅都市みどり局 都市景観室 みどり活用課			
		③景観への配慮	P. 69	住宅都市みどり局 都市景観室等			
		④屋外照明・広告照明灯の計画と周辺への光の影響に関する配慮	P. 70				
		◆街並みづくり等への配慮に関する図面	建物立面図		P. 71		
屋外照明等の配置図	P. 71						
建物完成予想図							

# 届 出 書

(届出事項・添付書類編)

本編は、届出書のうち、法第5条の規定に基づく大規模小売店舗の新設に伴う届出事項及び添付書類に関する事項について、その記載例及び記載要領を示したものです。  
また、必ずしも表組みの必要はありません。

様式第1（第3条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないこと）

大規模小売店舗届出書

年 月 日

福岡市長様

株式会社 ○ ○ ○ ○  
代表取締役 ○ ○ ○ ○

・大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載  
→法人にあっては、その代表者の肩書、氏名も記載すること

福岡市○○区○○町○○丁目(※)○○番○○号

・住所又は所在地を記載すること

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

○○○○○ △△店  
福岡市○○区○○町○○丁目○○番地ほか○筆

・建物名称は設置後予定している名称（仮称も可）を記載すること。  
・所在地は計画地の土地登記簿上の地番・筆数を記載すること。

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 者		住 所
氏 名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
(株)○○○○	代表取締役 ○○○○	東京都○○区○○丁目○番○号
(株)△△△	代表取締役 △△△△	福岡市○○区○○丁目○番地

・原則として全ての小売業者名を記載すること。  
・ただし、現段階で小売業者が未定の場合は「未定」と記載し、決定次第、法第6条第1項に基づく変更届出書を提出すること。

(※) 「○」丁目の「」内は漢数字で記入。以下同じ。

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

→ 届出日から8月以降

・当該店舗の開店予定の日を記載すること。

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

〇, 〇〇〇 m<sup>2</sup>

← ・物販の売場に供する部分のみの面積

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
建物南側（別添配置図上No.〇）	〇〇〇台
建物〇階／屋上（別添配置図上No.〇）	〇〇〇台
合 計	〇〇〇台

・駐車場の分散確保をする場合には、分散確保した駐車場を含めて記載すること。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数（内バイク）
建物正面南側（別添配置図上No.〇）	〇〇台（〇〇台）
建物南側（別添配置図上No.〇）	〇〇台（〇〇台）
合 計	〇〇台（〇〇台）

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
建物内西側（別添配置図上に記載）	〇〇m <sup>2</sup>

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	位 置	容 量
一般廃棄物	建物内南側（別添配置図上No.〇）	〇〇 m <sup>3</sup>
資 源 物	建物内南側（別添配置図上No.〇）	〇〇 m <sup>3</sup>

・保管施設を複数箇所に分散して設置している場合は、それぞれの位置と容量がわかるように記載すること。  
 ・廃棄物保管場所と資源物保管場所は別に表示すること。  
 ・一般廃棄物保管場所は高さ1m、資源物保管場所（紙製廃棄物等）は高さ1.5mとして算定すること。

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻	備 考
株〇〇〇〇	午前〇〇時〇〇分	午後〇〇時〇〇分	
株△△△	午前〇〇時〇〇分	午後〇〇時〇〇分	

- ・小売業者ごとに営業時間が異なる場合は、それぞれについて記載すること。
- ・開店時刻は通常が一番早い時刻，閉店時刻は通常が一番遅い時刻を記載。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯
	午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分

- ・駐車可能時間は、最大限利用可能時間を記載すること。
- ・駐車場ごとに駐車可能時間が異なる場合は、それぞれについて記載すること。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数			位 置
	入口専用	出口専用	出入口	
				建物西側（別添配置図上No.〇）
				建物西側（別添配置図上No.〇）
合 計				

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
	午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分

- ・荷さばき施設が複数あり，荷さばき可能時間帯が異なる場合には，それぞれについて記載すること。

## 添付書類編

ここから、頁番号を新たに1頁から始める。

- 1 法人にあつてはその登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し〔規則 § 4 ① I〕

(省略)

- 2 主として販売する物品の種類〔規則 § 4 ① II〕

小売業者名	主として販売する物品
未 定 分	

- ・決定済の小売業者ごとに主として販売する物品の種類を記載すること。
- ・未定分については、予定業種があれば記載すること。

- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面〔規則 § 4 ① III〕

① 周辺見取図 <別 添>

② 建物配置図及び各階平面図 <別 添>

- ・店舗の用に供する部分、その他の施設、併設施設、駐車場等の配置がわかる図面  
(注) 併設施設とは、オフィス、マンション、飲食店、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等で、大型店に併設される小売店舗以外の施設であり、法第2条に規定する一の建物の一部として構成され、駐車場を共有するなど、大型店と機能的に不可分の関係にある施設等をいう。  
⇒「添付図面について」(51～52ページ参照)

- 4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠〔規則 § 4 ① IV〕

① 指針による必要駐車台数計算式(端数処理：計算結果を四捨五入)

事 項	等	各事項算出のための計算式等
地区の区分	商業地区・その他地区	← (理由 )
S : 店舗面積 (注)	千 m <sup>2</sup>	←
A : 店舗面積当たり日來客数原単位	人 / 千 m <sup>2</sup>	
B : ピーク率	14.4 %	←
L : 駅からの距離	m	
C : 自動車分担率	%	← (駅名 )
D : 平均乗車人員	人 / 台	←
E : 平均駐車時間係数		←
必要駐車台数	台	← A × S × B × C ÷ D × E

- ・オフィス、マンション、飲食店、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等の併設施設が小売店舗に併設されている場合又は併設が予定されている場合において、当該併設施設の利用者のための駐車場が、小売店舗への来客用の駐車場と共用されるように設置される場合には、当該併設施設を含めた必要駐車台数の算出根拠を記載すること。

【「小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設」（飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター等、当該施設の利用者と小売店舗の利用者が概ね一致すると想定される施設）が、小売店舗に併設されている場合又併設が予定されている場合】

当該併設施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えない範囲である場合、当該併設施設の利用者のための駐車場の収容台数を、当該小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」の内数とすることも可能とする。これによる場合は、下欄に記載すること。（この場合、「s：小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設」の駐車場について別途考慮する必要はない。）

[s：小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の合計]（端数処理：四捨五入）

s	m <sup>2</sup>	条件 s ≤ S × 0.2
S：店舗面積 × 0.2	m <sup>2</sup>	

s > S × 0.2の場合、小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」に併設施設の割合に応じ、指針に示す比率倍の必要駐車台数を整備すること。

②特別な事情による駐車台数の算出【指針による計算式によらない場合のみ記載】

特別な事情の説明：

必要駐車台数	台	
必要駐車台数算出根拠：		

③駐車場の分散確保の有無

駐車場の分散確保の有無	理 由
有 ・ 無	

④その他の駐車場の状況

[従業員等（業務用を含む）駐車場]

事 項	有無の別	当該小売店舗駐車場 と共用・別途の別	収容台数	備 考
従業員等駐車場	有・無	共用・別途	台	

・従業員駐車場の配置場所については、建物配置図に記載すること。

[小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設の駐車場]

名 称	営業内容	面積	当該小売店舗駐車場 と共用・別途の別	必要駐車 台 数	算 出 根 拠	収容台数
		m <sup>2</sup>	共用・別途	台	←	台
		m <sup>2</sup>	共用・別途	台	←	台
合 計				台		台

・当該施設の収容能力、利用時間、利用者、回転率等をもとに算出根拠を示すこと。  
 (注) 小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設とは、オフィス、マンション等併設施設の利用者がある程度特定される施設をいう。

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 [規則 § 4①V]

① 駐車場の構造及び自動車の出入口の形式

駐車場No.	※駐車場の種類	出入口No.	発券ブースの有無	接道道路名
	建物外平面駐車場 (自走式)		有・無	市道天神〇号線
	建物内駐車場 (自走式)		有・無	県道△〇線

※駐車場の種類別

- ・建物外平面駐車場 (自走式)
- ・建物内屋上駐車場 (自走式&機械収容)
- ・建物内地下駐車場 (自走式)
- ・独立型立体駐車場 (タワー式)
- ・建物内屋上駐車場 (自走式)
- ・建物内駐車場 (自走式&機械収容)
- ・独立型立体駐車場 (自走式&機械収容)
- ・建物内駐車場 (自走式)
- ・独立型立体駐車場 (自走式)
- ・建物内地下駐車場 (自走式&機械収容)

② 駐車場の入庫処理能力及び敷地内駐車待ちスペース

【自走式平面で発券ブースのない駐車場は記載の必要なし】

ア 駐車場の入庫処理能力

出入口の場所	1時間当り入庫処理能力	ピーク1時間に予想される来客の自動車台数
	台	台



60分

(メーカーから提供される1台当りの処理時間  
+乗客の乗降時間)

×発券ブース等の台数 (1つの入口で発券  
ブース等が複数台設置されている場合)

(端数処理: 切り捨て)

イ 敷地内駐車待ちスペース

出入口の場所	駐車待ちスペースの有無	実際に用意する駐車待ちスペース	発券ブースの有無	必要な駐車待ちスペース		駐車待ちスペース「無」の場合 その理由・対策
				長さ m	算出根拠等	
	有・無	m	有・無		←	



(当該入口の1分当りの来台数 × 1.6 - 当該入口の1分当りの入庫処理可能台数) × 6 (平均車頭間隔)

③ 敷地周辺の道路の現況

別添「周辺見取図」に道路幅員, 車線数, 歩道の有無, 交通規制, 交差点名, 横断歩道, 通学路, バス路線などを表示すること。(P. 51 参照)

④ 来客の自動車の方向別台数の予測の結果等

ア 現状の平日, 休日 (日曜) それぞれの交通量調査の結果

調査年月日	年 月 日 ( ) 年 月 日 ( )
調査場所	
調査の委託先	
調査方法	
調査結果	〈別添資料とすること〉

- ・調査エリアは原則として経路予定の店舗周辺最寄りの主要な交差点とする。
  - ・調査時間帯は, 開店から閉店までの時間帯 (プラス前後1時間) とする。
  - ・24時間営業の場合は24時間とする。
  - ・調査内容としては車種及び時間帯別, 方向別の台数を調査する。
  - ・調査結果は別添資料とし, 周辺見取図上に結果を図示すること。
- (P. 53 「交通量調査結果記入例」参照)

イ 開店後の周辺道路の交通量の予測

予測方法	
予測の根拠	
予測結果	<別添資料とすること>

- ・ 予測エリアは原則として経路予定の店舗周辺最寄りの主要な交差点及び出入口とする。
  - ・ 開店から閉店までの時間帯（プラス前後1時間）1時間ごとの想定来店台数を入場, 出場に分けて, 方向別に予測し一覧表とする。
  - ・ 予測結果は別添資料とし, 周辺見取図上に結果を図示すること。
- < P.54 「交通量予測記入例」 参照 >

⑤ 小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設の利用者の交通量の予測  
**【小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設がある場合のみ実施】**

予測方法	
予測の根拠	
予測結果	<別添資料とすること>

- ・ 予測エリアは原則として経路予定の店舗周辺最寄りの主要な交差点及び出入口とする。
- ・ 開店から閉店までの時間帯（プラス前後1時間）1時間ごとの想定来店台数を入場, 出場に分けて, 方向別に予測し一覧表とする。
- ・ 必要に応じ, ③と同一の図面上に表示するものとする。

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 [規則 § 4 ①VI]

ア 周辺見取図に来客の自動車の案内経路を表示した図面 <別 添>

・ <別添資料 「添付図面について」>参照

イ 経路等を来店者に知らせる方法

項目	具体的な内容
案内表示の設置 (看板等)	(設置場所・内容等) ⇒<別添周辺見取図上に記載>
ちらし等の配付	(配置方法・内容等)
交通整理員の配置	(配置場所・人数・配置日時等) ⇒<別添周辺見取図上に記載>
その他	

・ 看板等の設置場所及び交通整理員の配置場所については周辺見取図の中にその予定場所を記載すること。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

[規則 § 4 ①VII]

搬出入車両の車種・大きさ	搬出入時間帯	搬出入車両数	平均的な荷さばき処理時間
〇〇 t 車	時 分～ 時 分	台	分
同時に荷さばき可能な台数 (ピーク時の搬出入車両の台数)		台 ( 台)	

- ・荷さばき施設が複数ある場合は、それぞれについて記載すること。
- ・搬出入車両の車種及び大きさごとの搬出入計画を記載すること。

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面 [規則 § 4 ①VIII]

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	材 質・構 造	遮音壁の位置
有・無	m	m		<別添配置図>

- 9 冷却塔，冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては，それらの稼働時間帯及び位置を示す図面 [規則 § 4 ①IX]
- 10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠 [規則 § 4 ①X]
- 11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては，その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 [規則 § 4 ①XI]

◎騒音の予測と評価について

①予測項目

※「昼間・夜間の等価騒音レベル」，「夜間における発生源ごとの騒音レベルの最大値」のうち，予測した項目について記載してください。

②予測方法

※「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き（第2版）」（平成20年10月：経済産業省）に基づく予測方法を原則としますが，その他の方法で予測を行った場合にはその方法及び理由を記載してください。

③騒音発生源

騒音発生源			稼働時間帯	位置
種別	No.	名称等		
定常騒音				
変動騒音				
衝撃騒音				

○予測の対象としない発生源

※騒音発生源の状況について名称・稼働時間帯等を記載するとともに，予測の対象としない発生源については名称及び対象としない理由について記載してください。また，位置については参照する騒音発生源位置図の図番を記載してください。

④予測地点の選定及び環境基準値等（図 参照）

予測地点	環境基準値		規制基準値	選定理由
	昼間	夜間	夜間	

※選定した予測地点について，環境基準値，規制基準値及び選定理由を記載してください。

⑤ 予測結果

ア) 昼間の等価騒音レベルの予測

予測地点

種別	騒音発生源			基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間(sec.)	予測地点までの距離(m)	距離減衰(dB)	回折減衰(dB)	予測地点における騒音レベル(dB)	予測地点における等価騒音レベル(dB)
	NO.	名称等	音源高さ(m)	騒音レベル(dB)	根拠						
定常騒音											
変動騒音											
衝撃騒音											
昼間(午前6時～午後10時)の等価騒音レベル(dB)											
環境基準値(dB)											

※昼間の等価騒音レベルの予測結果を予測地点ごとに上記表に記載してください。また、騒音予測に用いた前提条件や計算過程に関する資料を別添資料として添付してください。

イ) 夜間の等価騒音レベルの予測

予測地点

種別	騒音発生源			基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間(sec.)	予測地点までの距離(m)	距離減衰(dB)	回折減衰(dB)	予測地点における騒音レベル(dB)	予測地点における等価騒音レベル(dB)
	NO.	名称等	音源高さ(m)	騒音レベル(dB)	根拠						
定常騒音											
変動騒音											
衝撃騒音											
夜間(午後10時～午前6時)の等価騒音レベル(dB)											
環境基準値(dB)											

※昼間の等価騒音レベルの予測と同様。

ウ) 夜間(午後11時～午前6時)における発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測

予測地点

種別	騒音発生源			基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間(sec.)	予測地点までの距離(m)	距離減衰(dB)	回折減衰(dB)	予測地点における騒音レベル(dB)
	NO.	名称等	音源高さ(m)	騒音レベル(dB)	根拠					
定常騒音										
変動騒音										
衝撃騒音										
規制基準値(dB)										

※夜間における発生源ごとの騒音レベルの予測結果を予測地点ごとに記載し、規制基準値を超えた騒音レベルを網掛け等で強調してください。また、騒音予測に用いた前提条件や計算過程に関する資料を別添資料として添付してください。

⑥評価と対策

ア) 昼間の等価騒音レベルの評価

予測地点	等価騒音レベル (dB)	環境基準値 (dB)	最大寄与音源	評価

イ) 夜間の等価騒音レベルの評価

予測地点	等価騒音レベル (dB)	環境基準値 (dB)	最大寄与音源	評価

ウ) 夜間（午後 1 1 時～午前 6 時）における発生源ごとの騒音レベルの最大値の評価

予測地点	騒音レベル (dB)	規制基準値 (dB)	最大寄与音源	評価

※③～⑤に記載した騒音予測結果に一番影響を与えている音源名、騒音予測結果に対する評価を記載してください。  
 ※夜間における発生源ごとの最大値については、予測値が最大のものを記載してください。また、規制基準値を超えた音源が 1 つでない場合は、規制基準値を超えた全ての音源について記載してください。

※騒音予測結果に対して、必要に応じて対策を記載してください。

12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 [規則 § 4 ① X II] (福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例)

① 廃棄物等の排出量等の予測

業 態	総合店・衣料品専門店・食料品専門店・住、生活関連用品専門店					(端数処理：計算結果を小数点3位以下切り捨て)
廃棄物種別	店舗面積：S		A 廃棄物 排出係数	B 必要面積 S*A/1000	C 高さ	D 排出予測量 B*C
一般廃棄物	6,000㎡以下の部分	㎡		㎡	1.0m	㎡ <sup>3</sup>
	6,000㎡超の部分	㎡		㎡	1.0m	㎡ <sup>3</sup>
	小 計					㎡ <sup>3</sup>
資 源 物	6,000㎡以下の部分	㎡		㎡	1.5m	㎡ <sup>3</sup>
	6,000㎡超の部分	㎡		㎡	1.5m	㎡ <sup>3</sup>
	小 計					㎡ <sup>3</sup>
合 計					㎡ <sup>3</sup>	

業態の分類については以下の定義による。

- ・衣料品専門店：衣料品関連の取扱い品目が70%を超えるなど主として衣料品を取り扱う店舗
- ・食料品専門店：食料品関連の取扱い品目が70%を超えるなど主として食料品を取り扱う店舗
- ・住、生活関連専門店：上記衣料品・食料品以外の取扱い品目が70%を超えるなど主として住、生活関連品を取り扱う店舗
- ・総合店：衣料品や食料品、住・生活関連品に関する各種商品を取り扱う店舗

② 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況

廃棄物保管施設の状況	小売店舗と共用 ・ 小売店舗と別途確保	
↓ 共用の場合		
小売店舗以外の施設からの廃棄物等の予測排出量：E	小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出量の予測の根拠	
一般廃棄物	㎡ <sup>3</sup>	
資 源 物	㎡ <sup>3</sup>	

「事業用建築物における事業系一般廃棄物及び資源物保管場所の設置について（別紙1・2）」を参照のこと。

③ 廃棄物保管施設の容量と予測排出量

	保管施設容量		予測排出量 (D + E)
一般廃棄物	㎡ <sup>3</sup>	≥	㎡ <sup>3</sup>
資 源 物	㎡ <sup>3</sup>	≥	㎡ <sup>3</sup>

上記の設置面積には、店頭回収や家電リサイクル法に基づく家電品の引取によるものを保管する施設の面積は含めないこと。

# 添付図面

(届出事項・添付書類編分)

- ・ 届出書・添付書類に添付する図面については、以下のように可能な限りまとめて記載するものとする。
- ・ ただし、1つの図面にまとめることが困難な場合には、別葉の図面としてもよい。
- ・ 図面には必ず縮尺・方位を明記すること。(2枚以上に図面を分けた場合には縮尺を統一すること)

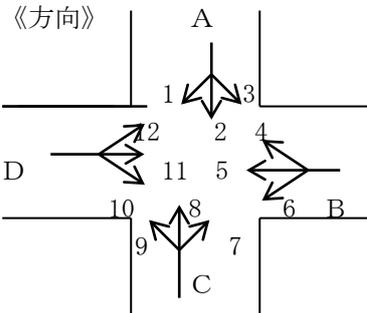
提出する図面の種類	併用可能な図面の種類	記載項目等
1 建物位置図 建物の位置及び周辺の幹線道路等の状況のわかる図面	(1) 経路に関する図面	
	①広域見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出店地の周囲3km～5km程度の範囲を含むもの</li> <li>・ 周辺道路の状況がわかるもの</li> </ul>
2 周辺見取図 (縮尺：1/1,000～1/5,000程度) 隣接地の用途現況及び街づくり計画等の範囲が分かる図面 ※該当部分を適宜色分けするなどして、分かりやすくすること	(1) 経路に関する図面	
	①周辺見取図・来客自動車の案内経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地周辺(出店地から半径1km程度)の道路の状況 →道路幅員/交通規制/歩道の有無/横断歩道</li> <li>・ 歩道橋の位置現況/通学路の有無と位置/バス路線の有無と位置/バス停の位置/交差点名/右左折車線長</li> <li>・ 自動車の案内経路の表示(入場・出場両方を記載) →来客自動車の案内経路/小売店舗以外の併設施設の利用者の案内経路/搬出入車両の運行経路/経路案内看板の設置場所/交通整理員の配置</li> </ul>
	②交通量調査の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の平日・日曜それぞれの交通量調査の結果(ピークのトータル値)</li> </ul>
	③交通量予測の結果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開店後の周辺道路の交通量の予測の結果(ピーク時台数, 方面別分担比率)</li> <li>・ 小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設の利用者の交通量の予測の結果</li> <li>・ OD調査結果</li> </ul>
	④交通処理対策案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路の改良等対策案の提示</li> </ul>
3 建物配置図 (縮尺：1/200～1/500程度) 店舗の用に供する部分その他の施設, 併設施設, 駐車場等の配置がわかる図面 ※該当部分を適宜色分けするなどして、分かりやすくすること	(1) 駐車場計画に関する図面	
	①駐車場配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場の配置(複数の駐車場がある場合には, 番号を記載して区別すること)</li> <li>・ 駐車区画の配置(寸法入り)</li> <li>・ 駐車場内外の自動車の通路, 幅員, 回転半径</li> <li>・ 駐車場出入口の位置及び出入口が接する道路の位置, 幅員, 道路名(複数の出入口がある場合には, 番号を記載して区別すること)</li> <li>・ 駐車場から店舗の入口までの歩行者経路</li> <li>・ 交通整理員の位置</li> <li>・ 駐車待ちスペースの位置及び入出庫の発券ブースの位置(設ける予定のある場合のみ)</li> </ul> (複数ある場合は番号を記載して区別すること)
	(2) 駐輪場の計画に関する図面	
	①駐輪場配置図 ②サイン計画図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐輪場の配置(複数ある場合は番号を記載して区別すること)</li> <li>・ 駐輪区画の配置(寸法入り)</li> <li>・ 駐輪場への自転車の経路</li> <li>・ 駐輪場案内表示の位置, 内容</li> </ul>

提出する図面の種類	併用可能な図面の種類	記載項目等
<p>3 建物配置図 (縮尺：1/200～ 1/500程度) 店舗の用に供する部分 その他の施設、併設施設、 駐車場等の配置がわかる 図面 ※該当部分を適宜色分け するなどして、分かり やすくすること</p>	(3) 荷さばき施設の計画に関する図面	
	①搬出入車両の出入口等配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口の位置</li> <li>・ 出入口付近の建物現況（住宅、学校、病院等）</li> <li>・ 出入口が接する道路の位置、幅員</li> </ul>
	(4) 騒音予測に関する図面	
	①騒音発生源となる施設設備の配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各施設設備の配置、寸法 →冷却塔、室外機、給排気口等 駐車場、荷さばき施設、廃棄物保管場所等、拡声器等</li> <li>・ 騒音予測地点</li> <li>・ 遮音壁、緑地帯等の防音施設の配置（寸法入）</li> </ul>
	②騒音発生源・遮音壁等の立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 騒音予測に必要とされる高さ等の分かる図面</li> </ul>
	③建物構造の分かる図面 【騒音発生源が屋内に設置されている場合には添付】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該建物の壁面等の材質構造が分かる図面</li> <li>・ 当該騒音発生源と当該建物の壁面の距離・位置が分かる図面</li> </ul>
(5) 廃棄物・資源物保管施設に関する図面		
①廃棄物・資源物保管施設の配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物・資源物保管施設の位置及び隣接地の用途</li> </ul>	
<p>4 各階平面図及び断面図 (縮尺：1/200～ 1/500程度) 各小売業者又は業態ごとに 範囲を示した各階ごとの 平面図 ※該当部分を適宜色分け するなどして、分かり やすくすること</p>	(1) 駐車場計画に関する図面	
	①駐車場各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間取り・駐車区画等の寸法</li> <li>・ 駐車場内外の自動車の通路、幅員、回転半径</li> <li>・ 駐車場から店舗の入口までの歩行者経路</li> </ul>
	②断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車路、駐車区画有効高、スロープ勾配</li> </ul>
	(2) 荷さばき施設の計画に関する図面	
	①荷さばき施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラットホームの広さ、待機スペースの大きさ</li> <li>・ 想定される車の大きさと同時作業可能な台数</li> </ul>
	②荷さばき施設の断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車路、プラットホームの高さ</li> </ul>
	(3) 廃棄物・資源物保管施設に関する図面	
①廃棄物・資源物保管施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物の保管施設の寸法、高さ、構造等</li> <li>・ 資源物保管場所*の寸法、高さ、構造等</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>*再利用可能な物（紙製廃棄物）を分別して保管するための場所</li> </ul> </div>	

# 交通量調査及び交通量予測の記入例

## 1 交通量調査結果

### ① 平日

調査地点	(交差点名等) (周辺見取図の中に交差点の位置がわかるよう明記すること)									《方向》 					
調査日	年 月 日 ( 曜日)														
天候															
摘要															
方向・車種 時間帯	1 (A・右折)			2 (A・直進)			3 (A・左折)			4 (B・右折)			5 (B・直進)		
	大型	小型	計	大型	小型	計	大型	小型	計	大型	小型	計	大型	小型	計
9:00~10:00															
10:00~11:00															
18:00~19:00															
19:00~20:00															
計															

方向・車種 時間帯	6 (B・左折)			7 (C・右折)			8 (C・直進)			9 (C・左折)			10 (D・右折)		
	大型	小型	計	大型	小型	計									
9:00~10:00															
10:00~11:00															
18:00~19:00															
19:00~20:00															
計															

方向・車種 時間帯	11 (D・直進)			12 (D・左折)			合計		
	大型	小型	計	大型	小型	計	大型	小型	計
9:00~10:00									
10:00~11:00									
18:00~19:00									
19:00~20:00									
計									

- ・ 上記に示す車種別、時間帯別の交通量を調査方向別に記入し最後に交差点交通量(各方向別の合計)を記入すること。
- ・ 調査時間帯は、開店から閉店までの時間帯(プラス前後1時間)とする。
- ・ 24時間営業の場合は24時間とする。
- ・ 平日及び休日(日曜)について、それぞれ記入すること。

2 交通量予測の結果等

① 平日

単位：台

種別 時間帯	入 場				出 場			
	合 計	北方向 からの 来店 A	東方向 からの 来店 B	○方向 からの 来店 C	合 計	北方向 からの 来店 A	東方向 からの 来店 B	○方向 からの 来店 C
	100%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	100%	〇〇%	〇〇%	〇〇%
合 計								
9 : 00 ~ 10 : 00								
10 : 00 ~ 11 : 00								
18 : 00 ~ 19 : 00								
19 : 00 ~ 20 : 00								

② 休日

単位：台

種別 時間帯	入 場				出 場			
	合 計	北方向 からの 来店 A	東方向 からの 来店 B	○方向 からの 来店 C	合 計	北方向 からの 来店 A	東方向 からの 来店 B	○方向 からの 来店 C
	100%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	100%	〇〇%	〇〇%	〇〇%
合 計								
9 : 00 ~ 10 : 00								
10 : 00 ~ 11 : 00								
18 : 00 ~ 19 : 00								
19 : 00 ~ 20 : 00								

- ・ 入場と各方向とそこに至る経路, 出場の各方向とそこからの経路の関係がわかるように周辺見取図の中に明記すること。
- ・ 開店から閉店までの時間帯 (プラス前後 1 時間) 1 時間ごとの想定来店台数を入場・出場に分けて, 方向別に一覧表にすること。
- ・ 平日及び休日 (日曜) について, それぞれ記入すること。
- ・ 想定商圈図を添付し, 商圈設定による人口比率を記載すること。

3 現況と開店後における交通量等の比較

(1) 交差点等の交通量

交差点【 】

(単位：台／ピーク時)

		現 況	来 店 車 両	開 店 後
平 日	平日			
	休日			
休 日	平日			
	休日			

※本表は、各交差点、駐車場の出入口について作成のこと。

(2) 交差点等の車線別混雑度・滞留長

交差点【 】

(単位：m)

			A		B		C		D		飽和度
			直左	右	直左	右	直左	右	直左	右	ピーク時
平 日	現況	混雑度									_____
		滞留長									_____
	開店後	混雑度									_____
		滞留長									_____
休 日	現況	混雑度								_____	
		滞留長								_____	
	開店後	混雑度								_____	
		滞留長								_____	

※本表は、各交差点、駐車場の出入口について作成のこと。

上記 (1) , (2) について算出根拠を明示すること

(3) 評価と対策

## (指針配慮事項編)

本編は、「指針」の流れに沿って配慮事項を列举し、その記載例及び記載要領を示していますので、届出予定者は市と協議の上、必要項目を選択して作成してください。

なお、法に基づく届出書及び添付書類でないことを明示したうえで、本編も一緒に縦覧に付します。

# [1] はじめに

## 1 出店の趣旨

・今回の出店計画の趣旨とともに、出店に際しアピールしたいことや周辺環境の配慮事項等をまとめて記載すること。

## 2 大規模小売店舗設置者等の連絡先等

(1) 設置者の連絡先及び電話番号・FAX番号

(2) 出店計画についての問い合わせ先（設置者と異なる場合記入）

・法人にあつては、部局名称も記載すること。  
・担当者が複数の場合には、全て記載すること。

## 3 店舗施設計画の概要

(1) 計画地の概要

① 敷地面積及び土地の所有形態

・敷地面積は合計面積とともに用途別に分けて記載すること。  
・所有形態は自己所有及び借地の区分をしてください。

(例)

建物敷地	○, ○○○㎡	自己所有予定
駐車場用地	○, ○○○㎡	賃貸借契約予定
~~~~~		
合計	○, ○○○㎡	

② 法令上の用途等

・都市計画制限等を記載すること。  
(市街化区域では地域地区(用途地域・高度地区・防火(準防火)地域・駐車場整備地区・風致地区等)を記載すること。)  
・その他、建築にあたって法令上の制限等がある場合は、その旨を記載すること。  
(注)店舗建設が法令上制限されている地域(例:市街化調整区域,第1種低層住居専用地域,工業専用地域等)での計画は,理由等を提出すること。  
・原則として5千分の1の「都市計画決定概要図」(住宅都市局都市計画課の窓口で出力)を添付すること。  
(図面上用途地域等が判別できれば写しでも可)

③現在の利用状況

・計画地の現在の土地利用形態を記載すること。  
(注)農地の場合は転用の見込みを,工場等建物が現存する場合は,その所有関係(自己所有でない場合は確保の見通し)を示すこと。

(例)農地→(転用見込みを記載)

工場・倉庫等→自己所有予定(○年○月売買契約締結予定)

更地 等

(2) 計画地周辺の概要

① 立地環境

<ul style="list-style-type: none"> <li>計画地の周辺環境を具体的に記載すること。 特に、既存の商業集積地への立地か、住宅地への立地かが明確に分かるように表現すること。</li> </ul>	
(例) 都心商業業務地区	低層住宅地区
既成市街地商業業務地区	郊外新興住宅地区
郊外新興商業地区	工場倉庫等集積地区 等

② 基盤整備に関する事業の有無とその内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>計画地における市街地再開発事業・土地区画整理事業等の基盤整備に関する事業の有無とその概要について具体的に記載すること。</li> </ul>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

③ 街並みづくり計画の有無とその内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>計画地における街並みづくり計画の有無とその概要について具体的に記載すること。</li> </ul>
(例) 地区計画／建築協定／景観計画区域 ゾーン区分／都市景観形成地区／景観協定／風致地区／地域まちづくり計画 等

(3) 建物の構造及び規模

① 建物構造

- イ 構造
- ロ 階数
- ハ 高さ

<ul style="list-style-type: none"> <li>2以上の棟に分かれる場合はそれぞれについて記載すること。</li> </ul>
(例) 鉄骨造・鉄筋コンクリート造 地下○階，地上○階，塔屋○階，高さ○m 等

② 建築規模

- イ 建築面積  $m^2$
- ロ 延べ面積  $m^2$
- ハ 各階ごとの店舗面積及び延べ面積等

・建築面積及び延べ面積の定義は、建築基準法によるものとする。

(例)

(単位： $m^2$ )

区分 階数	店舗面積	その他の施設・ 併設施設等	延べ面積	主な用途
3 F	1,000	1,000	2,000	店舗・倉庫
2 F	1,500	1,500	3,000	店舗・飲食店街
1 F	2,500	500	3,000	店舗
計	5,000	3,000	8,000	

(4) その他の施設・併設施設等の計画と各施設面積

- ・ 飲食店、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター等当該施設の利用者と小売店舗の利用者が概ね一致すると想定される施設（以下「利用者層が同一の併設施設」という。）と、オフィス、マンション等当該施設の利用者が小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設（以下「利用者層が異なる併設施設」という。）の区別をして、それぞれの面積の合計を記載すること。
- ・ 建築基準法別表第二（わ）項に記載する建築物（大規模集客施設）の用途に供する床面積の合計を記載すること。
- ・ 別棟で設置されるものについても、その旨を表示して記載すること。
- ・ 各施設の事業主体についても、可能であれば記載すること。

(例)

利用者層が同一の併設施設		
① 飲食施設		m <sup>2</sup>
イ 中華	(	m <sup>2</sup> )
ロ ファーストフード	(	m <sup>2</sup> )
② ゲームセンター		m <sup>2</sup>
③ クリーニング店		m <sup>2</sup>
合 計		m <sup>2</sup>

- ・ 説明書作成時点でわかっているもののみ記載し、施設の区分については「業務施設」「飲食施設」といった区分でも可。

大規模集客施設の床面積		
合 計		m <sup>2</sup>

利用者層が異なる併設施設		
① オフィス		m <sup>2</sup>
② マンション		m <sup>2</sup>
③ スポーツ施設	(株)〇〇〇	m <sup>2</sup>
④ 文化施設 イ 〇〇教室	(	m <sup>2</sup> )
⑤ ホテル（別棟）	(株)〇〇〇	m <sup>2</sup>
合 計		m <sup>2</sup>

(5) 建築着工予定年月日及び完成予定年月日

(注) 店舗の変更届出の場合は、その変更に係る部分の工事について記載。

- ① 建築着工予定年月日                      年    月    日  
 ② 完成予定年月日                          年    月    日

4 まちづくりへの協力・地域社会への貢献に係る取組等について

- ・ 福岡市では、市民、市民公益活動団体、企業や商店街、学校など地域社会を構成するいろいろな団体が連携・協力して、「みんなで力を合わせて、もっと住みよい福岡市にしていこう」のために、福岡市市民公益活動推進条例を制定しています。
- ・ また、「福岡市地域まちづくり推進要綱」に基づき、「地域まちづくり計画」を策定するなど、地域が主体的にまちづくり活動を行っている地区があります。
- ・ まちづくりへの協力、地域社会への貢献に係る取組等に関して、今後予定していること、また、業界の自主的ガイドラインや事業者として既に取り組みしており、当該店舗においても実施することがあれば、下記の例示を参考に、記載してください。
- ・ 設置者が当該施設で小売を行わない場合、または、施設の一部を他の事業者によるテナントとするなどの場合は、小売業者やその他の事業者、店舗運営に関わる関係者等と協議の上、取り組みについて記載してください。

(1) まちづくりや防災・防犯、環境保全等に係る連携・協力

例) 地域のタウン・マネジメント活動やまちづくり活動等への協力、緑化や美観・景観の保持など街並みづくり事業への協力、地域防災・消防訓練、地域防犯活動、青少年非行防止への協力、子育て支援事業や高齢者支援事業、バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及、環境保全やごみ減量、レジ袋削減、循環型社会への取り組み、地域まちづくり計画への配慮 など

(2) 地域商業活性化に係る連携・協力

例) 商店街組合等への加入・参加, 近隣商店街の共同売出し等への協力, 地域商業活性化のためのノウハウ提供・会議参加などの協力, 撤退情報の早期提供, 地産地消など地場産品の取り扱い, 地元取引業者との取引促進, 地域情報発信への協力 など

(3) 地域の祭りや行事等への参加・協力

例) 地域の祭りやイベント, 伝統行事, 清掃活動, 防犯パトロール, 地域のボランティア活動等への参加や活動の場提供などの協力, 学校の職場体験やインターンシップの受け入れ など

(4) その他, 事業活動を通じた社会貢献など

例) 安全な食や商品の安定供給, 地域ニーズに応じたサービス機能の整備, 従業員の仕事と子育てや家庭との両立への配慮, 地域からの雇用, 地域の高齢者や障害者の雇用確保, 災害時・緊急時の対応 など

(5) 地域社会との連携窓口

様々な地域貢献活動への対応を円滑・一元的に行うため, 窓口となる社内担当部署及び担当者を明確にし, 地域から問い合わせがあった際などに, 迅速に対応できるような体制づくりを行う。

地域連携担当: 株式会社▲▲ ○○課 △△ 電話 092-●●●-●●●●

参考: 福岡市市民公益活動推進条例 (抜粋)

(目的)

第1条 この条例は, 市民公益活動の推進に関し, 基本理念を定め, 市民, 市民公益活動団体, 事業者及び学校の役割並びに市の責務を明らかにすることにより, 市民一人ひとりの自治に係る意識及び意欲を高めるとともに, より多くの市民の参加又は参画を得て, 市民公益活動の活性化を図り, もって共働によるまちづくりを推進し, 自治都市・福岡を築くことを目的とする。

(基本理念)

第3条 市民公益活動の活性化は, 市民, 市民公益活動団体, 事業者, 学校及び市が, 次に掲げる事項を旨として行うものでなければならない。

- (1) 必要な情報を相互に提供し, 共有すること。
- (2) それぞれの立場や役割を相互に理解すること。
- (3) 市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を相互に尊重すること。
- (4) それぞれの活動に相互に参加し, 若しくは参画し, 又は多様な連携を図ることにより, それぞれが有する目的及び課題を共有し, その達成及び解決を目指すこと。

(事業者の役割)

第6条 事業者は, 地域社会の一員としての認識を持ち, 市民公益活動に関する理解を深めるとともに, 市民, 市民公益活動団体, 学校及び市と連携又は協力をして, 主体的にその推進を図るよう努めるものとする。

## [2] 「指針」の各項目に関する事項

### 1 駐車場の計画

- ① 駐車場の構造，収容台数，面積及び敷地の状況  
(例)

駐車場 No.	収容台数		面積	駐車区画の大きさ	
	一般用	身障者用		一般用	身障者用
	台	台	m <sup>2</sup>	m × m	m × m

駐車料金の徴収の有無	駐車場法届出	附置義務条例	入口ゲートの入庫処理時間	※ 契約形態
有・無	有・無	適応・適応外		

※ 契約形態  
→ 自社駐車場／賃貸契約（専用・特約の別を記載）

- ② 交通への支障を回避するための方策等 **【特別な対策をとっている場合は記載】**  
(例)

交通への支障回避の方策	具体的な内容
交通整理員の配置	配置場所：＜別添配置図上に記載＞ 配置人数： 配置日・時間：

・イベント・売り出し等の特定日に特別な対策を予定している場合にも記載すること。

## 2 駐輪場・自動二輪車の駐車場の計画

### ① 市基準に基づく必要駐輪台数算出根拠

S : 店 舗 面 積	m <sup>2</sup>
必要駐輪場台数算出式	① S が5,000m <sup>2</sup> 以下 (1台/40m <sup>2</sup> 又は1台/70m <sup>2</sup> ) ② S が5,000m <sup>2</sup> を超える部分 (1台/80m <sup>2</sup> 又は1台/140m <sup>2</sup> ) ③ 複合施設については, 別途算出
必要駐輪場台数 (内原付)	台 (                      台)

(端数処理 : 切り捨て, 但し原動機付き自転車は切り上げ)

### ② 駐輪場台数の予測の結果と算出根拠【①以外の場合に記載】

・可能であれば, 既存の調査結果を添付すること。

(例)

項 目	予 測 数 値	予 測 数 値 の 根 拠 等
日 来 店 客 数	人/日	
ピ ー ク 率	%	
自 転 車 分 担 率	%	
平 均 駐 輪 時 間	分	
必 要 駐 輪 台 数	台	

### ③ 駐輪場の構造, 収容台数及び面積

駐輪場 No.	※駐輪場構造	収容台数 (うち原動機 付き自転車)	面積	駐輪区画の大きさ	
				自転車	原動機付き自転車
	台	(                      台)	m <sup>2</sup>	m × m	m × m
~~~~~					

※駐輪場構造

→平面式/ラック式/独立タワー式 等の別を記載すること

### ④ 駐輪場の管理体制

(例)

項 目	
整 理 員 等 の 配 置	配置場所 : 配置時間 : 人 数 :
利用料金の有無	有・無
営業時間外の管理等	

⑤ 駐輪場案内の表示方法

- ・看板の掲出等，表示方法を具体的に記載すること。
- ・表示場所等の位置をサイン計画図面上に示すこと。

⑥ 自動二輪車駐車場の必要台数の予測の結果と算出根拠

- ・可能であれば，既存の調査結果を添付すること。

(例)

項目	予測数値	予測数値の根拠等
日来店客数	人/日	
ピーク率	%	
自動二輪車分担率	%	
平均駐車時間	分	
必要駐車台数	台	

⑦ 自動二輪車駐車場の構造，収容台数及び面積等

自動二輪車 駐車場 No.	構造	収容台数	面積	駐車区画の大きさ
		台 ( 台)	m <sup>2</sup>	m × m
~~~~~				

- ・自動二輪車専用駐車施設への案内表示については，駐輪場と同様に，看板の掲出等，表示方法を具体的に記載するとともに，表示場所等の位置を図面上に示すこと。

⑧ 自動二輪車駐車場を設けるに当たっての安全上の対策

- ・自動車，歩行者，自転車との動線の錯綜を避けるなど，設置者として講じる予定の安全対策について記載すること。

3 荷さばき施設の計画

① 荷さばき施設の面積・構造

(例)

荷さばき 施設 No.	同時作業の可能な台数		待機スペース の有無・広さ	防音等の対応
	想定する車両の大きさ	台数		
		台	無・有→広さ ( m × m)	

② 搬出入車両の出入口の数

専用出入口の有無	搬出入車両の出入口の数	対応等
無		「無」の理由
有		

#### 4 経路の設定

① 設置者が行う交通対策等の予定 **【特別に行う対策等があれば記載】**

・事前協議の指摘事項への対応策 ・公共交通計画等との連携	等があれば具体的に記載すること。
---------------------------------	------------------

#### 5 その他の施設の配置及び運営方法に関する計画 **【特記すべき事項があれば、記載すること】**

① 歩行者の通行の利便の確保等のための計画

	具体的な内容等
歩行者通路確保のための対策	
夜間照明塔の設置の有無	無・有→具体的な内容

② バス等公共交通機関のための駐車場の整備

施設計画の概要（滞留台数、シェルターの有無、整備延長等）	

③ 交通対策事業への提案

事業計画の概要（パークアンドライド事業等）	

④ 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画 【現時点の計画の範囲で記載】

廃棄物減量化及びリサイクル計画の予定及び概要

- 廃棄物減量化のための取り組み例
  - ・ 通い箱使用等による段ボールの使用量削減
  - ・ マイバッグの使用を促す
  - ・ 簡易包装を促進し、包装紙等の減量化を図る
  - ・ 執務室で発生する古紙の裏紙や両面印刷を利用する
- リサイクルのための取り組み例
  - ・ 廃棄物を種類毎に分別し、リサイクルを図る
  - ・ 食品廃棄物のリサイクルを推進するため、余った食材などを再資源化業者等に引き渡す
  - ・ 店頭において食品トレイや牛乳パックを回収し、リサイクルを図る
  - ・ 古紙の分別ボックスを設置することで、さらなるリサイクルを推進する

店舗発生分

廃棄物種別		品 目
古紙（リサイクル可能な紙）		新聞紙，段ボール，雑誌，オフィス古紙，機密書類，雑がみ
可燃物	厨芥類	食品廃棄物，魚あら，廃食用油，その他（ ）
	その他	ペットボトル，食品トレイ，発泡スチロール，その他可燃ごみ
不燃物		缶類（アルミ・スチール），びん類，その他（ ）

※上記品目で、店舗から発生しないものについては二重線で消し、店舗から発生し資源化するものについては丸で囲むこと。

資源物の店頭回収分及び家電リサイクル法に基づく家電品の引取分 【該当があれば、記載すること】

廃棄物種別	品 目
可燃物	牛乳パック，食品トレイ，ペットボトル，その他（ ）
不燃物	アルミ缶，空きびん，その他（ ）
廃家電	エアコン，テレビ，冷蔵庫・冷凍庫，洗濯機・衣類乾燥機

※上記品目で、店舗にて回収・引取を行わないものについては二重線で消し、店舗にて回収・引取を行うものについては丸で囲むこと。

店頭回収や家電リサイクル法に基づく家電品の引取等を行う予定がある場合には、回収量等を考慮に入れた適切な保管施設を別に設置すること。

近隣住民等への周知方法	
-------------	--

⑤ 防災・防犯対策への協力等

イ 防災対策への協力

防災協定等締結の有無	締結協定の具体的な内容
無 ・ 有	

ロ 防犯対策への協力

(町内会等の地元団体や警察等の関係機関からの協力要請があった場合、記載すること。)

防犯対策への協力の有無	防犯対策への協力に係る具体的な内容
無 ・ 有	

ハ 店舗が主体的に取り組む防犯対策について

<p>・深夜営業を行う店舗等において、店舗が主体的に取り組む防犯対策について記載すること。</p> <p>(例) ・夜間における駐車場の暗がりや建物の死角を排除するため、適切な照明設備を設置する。          ・警備員等による施設の巡回を行う(予定時間 時から 時まで)。          ・夜間における店舗責任者を配置する。          ・防犯カメラを設置する。          ・有事の際における緊急通報体制(店舗から所轄警察・警備会社へ)づくりに努め、従業員に対しても周知徹底を行う。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 6 騒音の予測と騒音対策

### ① 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策

荷さばき施設の配置等	具体的な騒音対策の内容
施設面 <sup>※1</sup>	
運用面 <sup>※2</sup>	

※1) 施設面での騒音対策について施設計画での配慮事項を具体的に記載してください。

(例) ・荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮

- ・荷さばき施設の屋内化
- ・作業場所の床の段差の回避
- ・緩衝機能を有するクッション製の素材の採用
- ・内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音 等

2) 運用面での騒音対策について荷さばき作業時の配慮事項を具体的に記載してください。

- (例) ・荷さばき作業時間の特定
- ・荷さばき作業車両のアイドリングの禁止の徹底
  - ・低騒音型の荷さばき機器の導入
  - ・作業人員への騒音防止意識の徹底 等

### ② BGM等の営業宣伝活動の予定及び騒音対策

BGM等の使用時間帯	時～	時
拡声器の数		個
拡声器の容量		
拡声器の配置		
具体的な騒音対策の内容		

※屋外において BGM 等の営業宣伝活動を行う場合、その内容及び騒音対策について記載してください。

### ③ 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音レベル及び騒音対策

項目	規模・能力	騒音レベル (dB)	具体的な騒音対策の内容
冷却塔			
冷暖房設備			
送風機			
その他			

※冷却塔、冷暖房設備の室外機、送風機等が設置される場合、その規模・能力、騒音レベル及び具体的な騒音対策の内容について記載してください。また、規模・能力・騒音レベル等が分かる資料を添付してください。

④ 駐車場の騒音対策

駐車場名称等	具体的な騒音対策の内容	
	施設面 <sup>※1</sup>	運用面 <sup>※2</sup>

※ 1) 駐車場の施設面の騒音対策について施設の配置・構造面での配慮事項を具体的に記載してください。

- (例)・駐車場の屋内化とそれに伴う天井・壁の吸音処理  
 ・立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策  
 ・床や排水蓋等による段差をなくすこと 等

2) 駐車場の運用面での騒音対策について配慮事項を具体的に記載してください。

- (例)・駐車場の利用時間帯の制限  
 ・誘導員・監視員による場内走行の円滑化, 見回りの実施 等

⑤ 廃棄物収集作業にかかる騒音対策

廃棄物回収場所の配置等		
回収時間帯	時～	時
	具体的な騒音対策の内容	
施設面 <sup>※1</sup>		
運用面 <sup>※2</sup>		

※ 1) 廃棄物収集作業の施設面での騒音対策について施設の配置・構造面での配慮事項を具体的に記載してください。

- (例)・廃棄物の収集場所の屋内化及び防音対策  
 ・住居から離れた場所に廃棄物の収集場所を配置する 等

2) 廃棄物収集作業の運用面での騒音対策について運用面での配慮事項を具体的に記載してください。

- (例)・廃棄物収集業者への騒音抑制意識向上の働きかけ 等

⑥ 夜間において、併設施設から著しい騒音の発生することが見込まれる場合の騒音対策

※併設施設から著しい騒音の発生することが見込まれる場合の騒音対策について具体的に記載してください。

## 7 廃棄物等の保管施設の計画

### ① 廃棄物保管施設の計画

面積	排出方法	洗浄設備	冷蔵設備等の有無	附属設備の概要
m <sup>2</sup>		箇所	有・無 (無の場合, その理由)	

- ・排出方法には、ポリ袋、ペール、自動貯留機、コンパクターコンテナ等廃棄物を保管・排出する形態を記載すること。
- ・冷蔵設備がない場合は、その理由も記載すること。
- ・附属設備には、換気設備、脱水処理機、生ごみ処理機、空缶選別器、発泡スチロール溶融機等について記載すること。
- ・生ごみを排出する店舗については、悪臭等の発散や散乱を防止するために必要な対策を講じること。
- ・夜間収集に対応できる場所に施設を配置すること。
- ・詳細については「事業用建築物における事業系一般廃棄物及び資源物保管場所の設置について」の設置基準を参考にすること。

### ② 資源物保管施設の計画

面積	廃棄物との区分方法	防水対策	附属設備
m <sup>2</sup>			

- ・廃棄物との区分方法には、別場所、壁等による仕切等一般廃棄物保管場所との位置関係について記載すること。
- ・防水対策には、雨水等が入らないための構造について記載すること。
- ・附属設備には、圧縮機、ペーラー等について記載すること。
- ・詳細については「事業用建築物における事業系一般廃棄物及び資源物保管場所の設置について」の設置基準を参考にすること。

## 8 廃棄物等の運搬・処理計画

- ・項目は、分別する廃棄物等の種類毎に運搬方法・処理方法共に記載すること。  
(例) 古紙(リサイクル可能な紙)、可燃物、食品廃棄物、魚あら、廃食用油、ペットボトル、食品トレイ、発泡スチロール、不燃物、缶類(アルミ・スチール)、びん類 等
- ・廃棄物の種類毎に許可を持った業者へ依頼すること。

### ① 廃棄物等の運搬方法 【現時点の計画の範囲で記載】

項目	生ごみ	○ ○ ○ ○	
運搬の方法	業者委託・自社で運搬 その他( )	業者委託・自社で運搬 その他( )	
	収集車の種類( )	収集車の種類( )	
予定業者等			
搬入先			
運搬の頻度			

② 廃棄物等の処理方法 **【現時点の計画の範囲で記載】**

項 目			
処理の方法	敷地内処理 敷地内中間処理 敷地外処理 その他 ( )	敷地内処理 敷地内中間処理 敷地外処理 その他 ( )	
処理予定業者等			
処理の具体的な方法			
処理関連設備の内容			
処理施設の悪臭対策			
処理施設の防音対策			
処理施設の配置	<別添資料(機械パンフレット等)>	<別添資料>	

③ テナント等に対する廃棄物等の運搬・処理方法の徹底

啓発のための組織体制及び方法	
----------------	--

廃棄物等の運搬や処理に関し、テナント等店舗内の関係者及び関連事業者に対する啓発について具体的な対策を記載すること。  
 (例)各店舗ごとに責任者を設置する, 掲示物・配付物を作成する 等

④ その他の廃棄物等の運搬・処理方法

**【①②以外で小売業者が独自に行う場合のみ記載すること】**

小 売 業 者 名	廃 棄 物 等 の 運 搬 ・ 処 理 の 具 体 的 方 法

廃棄物等の種類ごとにできるだけ詳細に記載すること。  
 (例) 廃食用油 → 再資源化のため専門の資源化業者へ引き渡し 等

⑤ 食品加工場計画 【食品加工場がある場合のみ記載】

面 積	
配 置	<別添平面図上に記載>
加工の具体的内容	
悪 臭 対 策	
汚 水 対 策	

⑥ 小売店舗以外の施設から発生する悪臭対策

配 置	<別添平面図上に記載>
施設の具体的内容	
悪 臭 対 策	
汚 水 対 策	

店舗に併設施設があつて、当該併設施設の事業活動に伴い、悪臭を発生する可能性がある場合などは、当該併設施設の設置者と協力のうえ、適正な対応策を講じるよう、配慮を行うことが望ましいため、その対応策を講じ、具体的な配慮を行う場合に記載すること。

9 街並みづくり等への配慮に関する事項

① 街並みづくり等への配慮事項

--

② 敷地内の緑化計画

敷地面積	緑化面積	緑化の方法
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

③ 景観への配慮

--

建物の形態・ 意匠 ※1		
	外観の色彩	<別添立面図上にマンセル値を記載>
屋外広告物 ※2	<別添配置図・立面図上に記載>	

※1) 建物の形態・意匠には、外観のデザインや色彩等に関する景観への配慮事項を記載してください。  
 なお、外観の色彩については、具体的にマンセル値を記載してください。

2) 屋外広告物には、敷地内に設置する広告・看板その他の各種サインの位置や形態、種類、面積、色彩等に関する景観への配慮事項を記載してください。(LEDビジョン等を設置する場合は、掲出時間等も記載)

④ 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策 **【現時点の計画の範囲で記載】**

	屋 外 照 明	広 告 塔 照 明
照明灯の配置	<別添配置図上に記載>	<別添配置図上に記載>
照明灯の方向		
照明の強さ		
点灯時間		
光害対策		

### 〔3〕 添付図面 (指針配慮事項編分)

- ・指針配慮事項編に添付する図面については、以下の中から必要な項目を選択して作成するものとする。
- ・ただし、項目によっては、届出事項・添付書類編の周辺見取図・建物配置図等に一括して記載することも可とする。
- ・図面には必ず縮尺・方位を明記すること。

提出する図面の種類	併用可能な図面の種類	記載項目等
1 都市計画決定概要図 (縮尺：1/ 5,000程度) 敷地及び周辺の用途指定がわかる図面 <P. 56 3(1)②>		
2 周辺見取図 (縮尺：1/1,000～ 1/5,000程度) 隣接地の用途現況及び街づくり計画等の範囲が分かる図面	(1) 歩行者の通行の利便の確保のための計画 <P. 63 5①>	
	①歩行者通路図面	・敷地周辺の歩行者通路
	(2) 廃棄物等の運搬・処理に関する図面 <P. 68 8①>	
	①廃棄物運搬車両の運行経路	・廃棄物運搬車両の運行予定経路
3 建物配置図 (縮尺：1/ 200 ～ 1/500程度) 店舗の用に供する部分その他の施設・併設施設、駐車場等の配置が分かる図面  ※上記「2 周辺見取図」該当部分を適宜色分け及び「3 建物配置図」共通該当部分を適宜色分けするなどして、分かりやすくすること	(1) 歩行者の通行の利便の確保のための計画 <P. 63 5①>	
	①歩行者通路図面	・敷地内の歩行者通路
	②夜間照明等の配置図	・敷地内に設置予定の夜間照明灯等の配置
	(2) 自動二輪車駐車場計画に関する図面 <P. 62 2⑦>	
	①自動二輪車駐車場配置図	・駐車場の配置（複数ある場合は番号を記載して区別すること） ・駐車区画の配置（寸法入り） ・駐車場への自動二輪車の経路 ・駐車場案内表示の位置
	(3) 廃棄物等の運搬・処理に関する図面 <P. 68, 69, 70 8>	
	①廃棄物運搬車両の運行経路	・敷地内における運行経路
	②廃棄物処理施設、食品加工場の配置図	・廃棄物処理施設、食品加工場等の位置及び隣接地の用途（敷地内処理または食品加工場がある場合）
	③小売店舗以外で悪臭が発生する施設の配置図	・小売店舗以外で悪臭が発生する施設の位置及び隣接地の用途（該当施設がある場合）
	(4) 街並みづくり等への配慮に関する図面 <P. 70, 71 9②④>	
①緑化の配置図	・緑化の位置、面積、方法	
②屋外照明・広告塔照明の配置図	・屋外照明灯、広告塔照明灯の位置	
4 建物立面図 (縮尺：1/ 200 ～ 1/500程度)	(1) 景観への配慮に関する図面 <P. 70 9③>	
	①各面の着色した立面図	・色(マンセル値等)の標記 ・屋外広告物の設置位置及び面積の記載
5 建物完成予想図 (特に縮尺の想定なし)	(1) 街並みづくり等への配慮に関する図面 <P. 70 9> (着色の建物完成予想図を添付)	

## (参考)大規模小売店舗届出書・添付書類

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないこと)

### 大規模小売店舗届出書

年 月 日

福岡市長様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

#### 記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

## [添付書類]

- 1 法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し [規則 § 4 ① I]  
※届出書、添付書類の最後に添付。正本（1部）以外はコピーで可。
- 2 主として販売する物品の種類 [規則 § 4 ① II]
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 [規則 § 4 ① III]
- 4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠 [規則 § 4 ① IV]
- 5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 [規則 § 4 ① V]
- 6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 [規則 § 4 ① VI]
- 7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯 [規則 § 4 ① VII]
- 8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面 [規則 § 4 ① VIII]

### ◎騒音の予測と評価について

- 9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面 [規則 § 4 ① IX]
- 10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠 [規則 § 4 ① X]
- 11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 [規則 § 4 ① X I]

- 12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 [規則 § 4 ① X II]

関 係 法 令 等

## 大規模小売店舗立地法

(平成10年 6月 3日法律第 91号)

改正 平成11年 4月23日法律第 34号

平成11年12月22日法律第160号

平成12年 5月31日法律第 91号

### (目的)

第一条 この法律は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この法律において「大規模小売店舗」とは、一の建物（一の建物として政令で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第一項又は第二項の基準面積を超えるものをいう。

### (基準面積)

第三条 基準面積は、政令で定める。

2 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その生活環境から判断して、前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、周辺の地域の生活環境の保持に必要なかつ十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準面積を定めることができる。

3 前項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

### (指針)

第四条 経済産業大臣は、関係行政機関の長に協議して、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

二 大規模小売店舗の施設（店舗及びこれに附属する施設で経済産業省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の配置及び運営方法に関する事項であって、次に掲げるもの

イ 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

ロ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

### (大規模小売店舗の新設に関する届出等)

第五条 大規模小売店舗の新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。）をする者（小売業を行うための店舗以外の用に供し又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、次の事項を当該大規模小売店舗の所在地の属する都道府県（以下単に「都道府県」という。）に届け出なければならない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 三 大規模小売店舗の新設をする日
  - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの
  - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの
- 2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
  - 3 都道府県は、第一項の規定による届出があったときは、経済産業省令で定めるところにより、速やかに、同項各号に掲げる事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、当該届出及び前項の添付書類を公告の日から四月間縦覧に供しなければならない。
  - 4 第一項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をしてはならない。

(変更の届出)

- 第六条 前条第一項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項の変更があったときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。
- 2 前条第一項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更があるときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、あらかじめ、その旨を都道府県に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。
  - 3 前条第二項の規定は前項の規定による届出に、同条第三項の規定は前二項の規定による届出について準用する。
  - 4 前条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第二項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行ってはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
  - 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を第三条第一項の基準面積（同条第二項の規定により他の基準面積が定められた区域にあっては、当該他の基準面積）以下とする者は、その旨を都道府県に届け出なければならない。
  - 6 都道府県は、前項の規定による届出があったときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(説明会の開催等)

- 第七条 第五条第一項又は前条第二項の規定による届出（同条第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更に係る届出を除く。以下同じ。）をした者は、経済産業省令で定めるところにより、当該届出をした日から二月以内に、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下単に「市町村」という。）内において、当該届出及び第五条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の添付書類（第四項において「届出等」という。）の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催しなければならない。
- 2 前項の規定により説明会を開催する者（以下この条において「説明会開催者」という。）は、その開催を予定する日時及び場所を定め、経済産業省令で定めるところにより、これらを当該説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。
  - 3 説明会開催者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、都道府県及び市町村の意見を聴くことができる。
  - 4 説明会開催者は、その責めに帰することができない事由であって経済産業省令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催

することを要しない。この場合において、説明会開催者は、経済産業省令で定めるところにより、届出等の内容を周知させるように努めなければならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。  
(都道府県の意見等)

第八条 都道府県は、第五条第三項(第六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による公告をしたときは、速やかに、その旨を市町村に通知し、当該公告の日から四月以内に、市町村から当該公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければならない。

- 2 第五条第三項の規定による公告があったときは、市町村の区域内に居住する者、市町村において事業活動を行う者、市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の市町村に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内に、都道府県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 3 都道府県は、経済産業省令で定めるところにより、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び前項の規定により述べられた意見の概要を公告し、これらの意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。

- 4 都道府県は、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出があった日から八月以内に、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び第二項の規定により述べられた意見に配意し、及び指針を勘案しつつ、当該届出をした者に対し、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。

- 5 都道府県が前項の規定により意見を有しない旨を通知した場合は、第五条第四項及び第六条第四項の規定は、適用しない。

- 6 都道府県は、経済産業省令で定めるところにより、第四項の規定により述べた意見の概要を公告し、当該意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。

- 7 第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者は、第四項の規定により意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、都道府県に対し、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行うものとする。

- 8 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

- 9 第四項の規定により意見が述べられた場合には、第五条第四項又は第六条第四項の規定にかかわらず、第五条第一項の規定による届出又は同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第六条第二項の規定による届出をした者は、第七項の規定による届出又は通知の日から二月を経過した後でなければ、それぞれ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をし、又は当該届出に係る変更を行ってはならない。

- 10 第六条の規定は、第七項の規定による届出については、これを適用しない。  
(都道府県の勧告等)

第九条 都道府県は、前条第七項の規定による届出又は通知の内容が、同条第四項の規定により都道府県が述べた意見を適正に反映しておらず、当該届出又は通知に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、市町村の意見を聴き、及び指針を勘案しつつ、当該届出又は通知がなされた日から二月以内に限り、理由を付して、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 前項の規定による勧告の内容は、同項に規定する事態の発生を回避するために必要な限度を超えないものであり、かつ、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならない。

- 3 都道府県は、第一項の規定による勧告をしたときは、当該勧告を市町村に通知するとともに、経済産業省令で定めるところにより、当該勧告の内容を公告しなければならない。
- 4 都道府県から第一項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を踏まえ、都道府県に、必要な変更に係る届出を行うものとする。
- 5 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 6 第六条の規定は、第四項の規定による届出については、これを適用しない。
- 7 都道府県は、第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告に係る届出をした者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(生活環境の保持の配慮)

第十条 第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項又は前条第四項の規定による届出をした者は、その届け出たところにより、その大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営しなければならない。

- 2 大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、前項の規定による届出に係る事項の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

(承継)

第十一条 第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者から当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を譲り受けた者は、当該大規模小売店舗に係る当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

- 2 第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該大規模小売店舗を承継した法人は、当該届出又は通知をした者の地位を承継する。
- 3 前二項の規定により第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

(関係行政機関の協力)

第十二条 都道府県は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、協力を求めることができる。

(地方公共団体の施策)

第十三条 地方公共団体は、小売業を行うための店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施策を講ずる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

(報告の徴収)

第十四条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求めることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、当該大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、参考となるべき報告を求めることができる。

(大都市の特例)

第十五条 この法律の規定により都道府県又は都道府県知事が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市又は指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の

長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(経過措置)

第十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(罰則)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出を行い、又は同条第二項（第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の添付書類であつて、虚偽の記載のあるものを提出した者

二 第六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者

三 第八条第七項又は第九条第四項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

第十八条 第五条第四項、第六条第四項又は第八条第九項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第二十一条 第六条第一項若しくは第五項又は第十一条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の廃止)

第二条 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）は、廃止する。

(輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律の廃止)

第三条 輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律（平成三年法律第八十一号）は、廃止する。

(経過措置)

第四条 この法律の施行前にされた附則第二条の規定による廃止前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第二項若しくは第三項の規定による公示に係る小売業の営業開始若しくは店舗面積の増加の制限又は旧法第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項若しくは第九条第一項から第三項までの規定による届出、届出に係る変更、承継、勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令、営業を停止すべき旨の命令若しくは報告若しくは立入検査については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に大規模小売店舗を設置している者は、当該大規模小売店舗について第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であつてこの法律の施行の日以後最初に行われるもの（この法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、旧法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより店舗面積の合計がこの法律の施行の日における店舗面積の合計を超えることとなる大規模小売店舗については、その営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるもの）をしようとするとき

は、その旨及び第五条第一項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県に届け出なければならない。

2 旧法第三条第二項又は第三項の規定による公示に係る建物であって、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者がこの法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、当該届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより大規模小売店舗に該当することとなるものの新設をする者については、第五条第一項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定は、前項の大規模小売店舗を設置する者が、当該大規模小売店舗について第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であって前項の規定による営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるものをしようとする場合について準用する。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による変更に係る事項の届出は、第六条第二項の規定による届出とみなす。

5 第一項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第六条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十一条の規定の適用については、第五条第一項の規定による届出とみなす。

第六条 前条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（小売商業調整特別措置法の一部改正）

第九条 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和三十八年法律第百九号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗(以下「大規模小売店舗」という。)において行われるものを除く。)」を削る。

第十六条の二第一項中「(大規模小売店舗において行われるものを除く。)」を削る。

第十七条中「及び大規模小売店舗において小売業を営む者とその周辺の中小小売商との間に生じたもの」を削る。

第十八条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の施策）

第十八条の二 地方公共団体は、小売業の事業活動の調整に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十号を次のように改める。

二十 削除

附 則（平成11年4月23日法律第34号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成12年5月31日法律第91号）

(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

## 大規模小売店舗立地法の施行日を定める政令

(平成10年10月16日政令第326号)

大規模小売店舗立地法の施行期日は、平成十二年六月一日とする。ただし、同法第二条から第四条までの規定の施行期日は、平成十一年五月一日とする。

## 大規模小売店舗立地法施行令

(平成10年10月16日政令第327号)

(一の建物)

第一条 大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第二条第二項の一の建物として政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 屋根、柱、又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- 二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- 三 一の建物（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの  
(基準面積)

第二条 法第三条第一項の政令で定める面積は、千平方メートルとする。

(届出の方法)

第三条 法第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設の届出は、当該新設をする者がするものとする。この場合において、その者が二人以上である場合には、これらの者の全部又は一部が共同してすることができる。

(報告の徴収)

第四条 法第十四条第一項の規定により、都道府県知事は、大規模小売店舗を設置する者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

- 一 駐車場の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために講じている措置に関する事項
  - 二 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために講じている措置に関する事項。
- 2 法第十四条第二項の規定により、都道府県知事は、大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。
- 一 当該小売業の開始日
  - 二 当該小売業を行う者の店舗の店舗面積及び位置に関する事項
  - 三 当該小売業を行う者の店舗の運営方法に関する事項

附 則

この政令は、法の施行の日（平成十二年六月一日）から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定は、法第二条から第四条までの規定の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

## 大規模小売店舗立地法施行規則

(平成11年6月10日通商産業省令第62号)

改正平成11年10月6日通商産業省令第91号

平成12年7月7日通商産業省令第136号

平成12年10月31日通商産業省令第271号

平成13年3月29日経済産業省令第99号

平成13年3月30日経済産業省令第127号

平成13年5月28日経済産業省令第165号

平成15年3月31日経済産業省令第42号

平成17年3月7日経済産業省令第14号

令和6年6月30日経済産業省令第26号

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(店舗に附属する施設)

第二条 法第四条第二項第二号の経済産業省令で定める店舗に附属する施設は、駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物(以下この条において「廃棄物」という。)及び資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の保管施設及び廃棄物の処理施設とする。

(大規模小売店舗の新設に関する届出)

第三条 法第五条第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 駐車場の位置及び収容台数
- 二 駐輪場の位置及び収容台数
- 三 荷さばき施設の位置及び面積
- 四 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

2 法第五条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 二 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 三 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 四 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

3 法第五条第一項の規定による届出は、様式第一の届出書を提出してしなければならない。

(大規模小売店舗の新設に関する届出の添付書類)

第四条 法第五条第二項(法第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、都道府県は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第四項、第五項、第六項又は第三十条の八第一項の規定により法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、法第五条第一項、第六条第

二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

一 法人にあつてはその登記事項証明書

二 主として販売する物品の種類

三 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

四 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

五 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

六 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

七 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

八 遮音壁を設置する場合にあつては、その位置及び高さを示す図面

九 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあつては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面

十 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

十一 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあつては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

十二 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

2 前項第四号、第五号及び第十号から第十二号までに掲げる予測は、一般的な技術水準を勘案して合理的と認められる手法により行うものとする。

（大規模小売店舗の新設に関する届出の公告）

第五条 法第五条第三項（法第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

（変更の届出）

第六条 法第六条第一項の規定による届出は、様式第二の届出書を提出してしなければならない。

第七条 法第六条第二項の経済産業省令で定める変更は、一時的な変更又は次の各号に掲げるものとする。

一 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの

二 都道府県が法第八条第四項の規定により意見を有しない旨を通知した場合において、大規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に応じ当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に千平方メートル又は基礎面積の一割に相当する面積のいずれか小さい

面積を加えた面積を超えないもの

イ 法第五条第一項の規定による届出をしている場合であって、法第六条第二項の規定による届出をしていないとき当該届出に係る店舗面積の合計

ロ 法第六条第二項の規定による届出をしている場合当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計

五 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの

六 荷さばき施設の面積を増加させるもの

七 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの

八 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの

2 法第六条第二項の規定による届出は、様式第三の届出書を提出してしなければならない。  
(軽微な変更)

第八条 法第六条第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと都道府県が認めるものとする。

(廃止の届出)

第九条 法第六条第五項の規定による届出は、様式第四の届出書を提出してしなければならない。

第十条 法第六条第六項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

(説明会)

第十一条 法第七条第一項の規定による説明会は、大規模小売店舗の所在地の周辺の施設において、当該大規模小売店舗の所在地の属する市町村の区域内に居住する者等を対象に、一回開催するものとする。ただし、都道府県が、当該大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境に与える影響が大きいため相当数の者が説明会に参加することが必要と認める場合には、三回を上限として都道府県が指定する回数開催するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第六条第二項の変更の場合であって、都道府県が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため前項の方法による説明会を開催する必要がないと認めるときには、法第七条第一項の規定による説明会は、説明会開催者が、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。

第十二条 法第七条第二項の規定による公告は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

一 都道府県の協力を得て、都道府県の公報又は広報紙に掲載すること

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること

三 前二号に掲げるもののほか、都道府県が適切と認める方法

第十三条 法第七条第四項の経済産業省令で定める事由は、次に掲げる事由であって都道府県が認めるものとする。

一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること

二 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによつて説明会を円滑に開催できないこと

2 法第七条第四項の規定による周知は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

- 一 市町村の協力を得て、届出等の要旨を市町村の公報又は広報紙に掲載すること
- 二 届出等の要旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること
- 三 前二号に掲げるもののほか、届出等の内容を周知させるための方法として都道府県が適切と認めるもの

(都道府県の意見等の公告)

第十四条 法第八条第三項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

第十五条 法第八条第六項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

(都道府県の意見に係る変更の届出等)

第十六条 法第八条第七項の規定による届出は、様式第五の届出書を提出してしなければならない。

(都道府県の勧告等の公告)

第十七条 法第九条第三項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

(都道府県の勧告に係る変更の届出)

第十八条 法第九条第四項の規定による届出は、様式第六の届出書を提出してしなければならない。

(承継)

第十九条 法第十一条第三項の規定による届出は、様式第七の届出書を提出してしなければならない。

(経過措置に係る届出)

第二十条 法附則第五条第一項(法附則第五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第八の届出書を提出してしなければならない。

附 則

- 1 この省令は、平成十一年六月十一日から施行する。
- 2 法附則第五条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる法附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る変更を行う場合における第八条の規定の適用については、同条中「店舗に附属する施設の位置の変更」とあるのは、「一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更」とする。

附 則(平成十一年一〇月六日通商産業省令第九一号)

この省令は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則(平成十二年七月七日通商産業省令第一三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成十二年一〇月三十一日通商産業省令第二七一号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成十三年三月二九日経済産業省令第九九号)

(施行期日)

1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日経済産業省令第一二七号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年五月二八日経済産業省令第一六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日経済産業省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（令和六年三月二九日経済産業省令第二六号）

この省令は、令和六年六月三十日から施行する。

様式第1（第3条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第2（第6条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更した事項  
（変更前）  
（変更後）
- 3 変更の年月日
- 4 変更する理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第3（第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 2 変更しようとする事項  
（変更前）  
（変更後）
  - 3 変更する年月日
  - 4 変更する理由
- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第4（第9条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル（法第3条第2項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあつては、当該他の基準面積）以下となる日
- 5 変更する理由

（備考）1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

様式第5（第16条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項  
（変更前）  
（変更後）
- 3 変更する理由  
（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第6（第18条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項  
（変更前）  
（変更後）
- 3 変更する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第7（第19条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

承継届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があつた年月日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の事実を証する書類を添付すること。
  - 3 ※印の項は記載しないこと。

様式第8（第20条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項  
（変更前）  
（変更後）
- 3 変更する年月日
- 4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ① 駐車場の位置及び収容台数
    - ② 駐輪場の位置及び収容台数
    - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
    - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
  - (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ※印の項は記載しないこと。

# 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針

(平成19年2月1日経済産業省告示16号)

大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗が不特定多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性を有することに着目し、大規模小売店舗の設置者(以下「設置者」という。)に対し特に周辺地域の生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について合理的な範囲内で配慮を求めるものである。

本指針は、設置者が大規模小売店舗立地法の届出に関し、大規模小売店舗の特性から、配慮することが求められている具体的な事項を示すものであり、設置者がその趣旨と内容を十分に理解するとともに、大規模小売店舗内の小売業者にも十分に周知し、協力を求めることが必要である。同時に、本指針は、大規模小売店舗立地法の運用に当たる都道府県、政令指定都市(以下「法運用主体」という。)はもとより同法の届出に係る大規模小売店舗の所在する市町村(以下「立地市町村」という。)、当該店舗の周辺地域の住民、事業者等(以下「地域の住民等」という。)にとっても、判断のよりどころになるものであり、これら関係者においても、本指針の趣旨、内容が十分に認識されることが不可欠である。

なお、本指針の内容は大規模小売店舗立地法の運用を行う上での基準を示すものではあるが、地域の事情は多種多様であることから、法運用主体が弾力的に判断し、運用を行うことが期待されているところである。その場合において法運用主体は、需給調整的な運用を行うことはもちろん、本指針の趣旨から合理的ではない負担を設置者に求めるようなことがあってはならず、また、運用の公平性、透明性が確保されるよう、地域の基準を予め明らかにすることが必要である。また、設置者及び小売業者は、小売業の地域密着型産業としての性質から、企業の社会的責任として、互いに協力し、周辺地域の生活環境の保持のために、本指針に基づき法的に配慮を求めている事項についても、適切な対応を行うべきことは言うまでもない。さらに、設置者は、大規模小売店舗に小売店舗以外の施設が併設されている場合における小売店舗以外の施設(以下「併設施設」という。)の事業者においても同様の対応が求められている点に留意すべきである。

特に大型店の社会的責任の観点では、平成17年12月の産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議の中間報告「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指して」において、大型店の社会的責任の一環として、大型店がまちづくりに自ら積極的に対応すべきとされ、さらに事業者による中心市街地の活性化への取組について、「中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)」第6条に責務規定が定められた。このような動きを踏まえ、関係業界団体において、地域経済団体等の活動への積極的な協力、地域の防災・防犯への対応、退店時における早期の情報提供等、まちづくりへの貢献に関する自主ガイドラインの策定に取り組んできたところであるが、個々の事業者においても自主的な取組を積極的に行うことが強く期待される。

このうえで、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指し、大型店だけでなく、法運用主体、立地市町村、地域の住民等その他の関係者が連携し、それぞれの立場から積極的な貢献を行い、まちづくりのための多面的、総合的、継続的な取組が推進されることを強く期待する次第である。

## 一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

1．設置者は、大規模小売店舗の立地地点の周辺の状況、都市計画及び中心市街地活性化基本計画等のまちづくりに関する公的な計画並びにそれらに基づく事業の趣旨及び内容について幅広く情報収集し、検討を行うべきであることは当然であるが、大規模小売店舗の立地に伴う周辺地域の生活環境への影響については、本指針の示すところにより、予め十分な調査・予測を行い、適切な対応を行うことが必要であり、特に、深夜に営業活動を行う場合、夜間の静穏な生活環境に対して大きな影響を及ぼすおそれがあることから、とりわけ慎重な対応を行うことが必要である。

なお、この際に留意すべき事項や対応策の検討に当たって参照すべき事項は、二において定めるとおりである。

2．設置者は、上記1．により対応を行うこととした事項について、大規模小売店舗立地法の定める説明会においては、地域の住民等への適切な説明を行うことが必要である。説明会は、地域の住民等の多くが参加できるよう開催の場所及び日時等に配慮するとともに、説明の中では、1．で行われた周辺地域の生活環境への影響についての調査の結果等一定の対応策を講ずるに至った背景事情を含め地域の住民等の理解が十分に得られるような説明をするよう努めることが必要である。

3．設置者は、大規模小売店舗立地法の定める手続きを通じて述べられた法運用主体からの意見に対しては、誠意を持って対応し、その意見提出の背景となった生活環境上の問題の解消、軽減のため、合理的な措置を講ずるよう努め、また、その措置を講ずることとした理由又は講じないこととした理由について、データ等に基づく合理的な説明を行うよう努めることが必要である。

4．設置者は、大規模小売店舗立地法の定める手続きの中で講ずることとした対応策については、誠実に実効ある措置を講ずることが必要である。また、対応策の内容によっては、設置者のみならず、大規模小売店舗内の小売業者、小売業者以外の事業者等関係者による対応が必要な場合が想定されるが、こうした事項について、設置者は、施設の管理規程や契約書等に明記するなどにより関係者に十分周知し、履行確保のための必要な措置を講ずることが必要である。こうした責任ある対応を図るという観点から、設置者、設置者の委託等を受けた施設の管理者、小売業者、小売業者以外の事業者等においては、一体となって周辺地域の生活環境の保持のための対応が継続的かつ着実に実行される必要があることにより、責任者を任命することによって、これを監督・管理する体制を整備することが望ましい。

5．大規模小売店舗立地法に定める手続きは、大規模小売店舗の開店若しくは施設変更等に先だって行われるものであるが、開店若しくは施設変更等の後においても、設置者は、当該店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払うことが必要である。特に、届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分であった場合には再調査・再予測を行い、それに応じ、追加的な対応策を講ずるよう努めることが必要である。また、年末や売り出しの時期、大規模小売店舗の開店時等来客や商品等の搬出入が特に頻繁になる時期においては、大規模小売店舗立地法に基づいて講ずることとした通常時の措置に加えて必要な措置を講ずるなど適切な対応を図ることが望ましい。

## 二 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項

### 1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

大規模小売店舗における営業活動に伴って生ずる来客及び商品等の搬出入によって周辺地域において混雑等が生じ、地域の住民の生活の利便が損なわれたり、若しくは周辺で営業活動を行っている商業者等の事業者の業務上の利便が損なわれる場合がある。設置者は、施設の配置や運営に当たってはこうした生活環境上の問題を回避又は軽減することにより、地域の住民等の利便を確保するよう十分な配慮を払うことが必要である。このため、設置者は以下のような事項について配慮を行うこととする。

#### (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

設置者は、駐車需要の充足その他地域の住民等の利便の確保を図るため、必要な措置を講じるものとする。その際、大規模小売店舗に小売店舗以外の施設が併設されている場合には、施設全体として必要な措置を講じることが期待されている旨留意しなければならない。

以下に示した事項は、設置者が自らの判断と負担において対応を検討すべき項目を示したものであり、地域の住民等の交通上の利便の確保を図るためには、道路、交差点等インフラの整備状況や信号調整等の交通規制の状況も踏まえて設置者としての対応策を検討することが必要である。このほか、大規模小売店舗の立地により新たな渋滞の発生が予測される場合等には、関係する地方公共団体や道路管理者・公安委員会において都市計画の見直しや付加車線の設置、信号設置、信号現示の調整等が必要となる場合もある。したがって、設置者は、大規模小売店舗立地法に基づく以下の対応策を検討するとともに、併せて道路管理者、公安委員会等の関係機関との間で関連する法令に係る所要の調整を行うことがあり得ることに留意しなければならない。

なお、上記の調整により、インフラの整備や交通規制が予定されている場合には、地域の住民等にとって、交通対策が十分であるか否かは、これらの実施状況を含めて判断されるものであることに留意しなければならない。また、設置者はこのような検討の基本となる周辺の交通状況に関するデータ等を含め、設置者としての取組の全体像を地域の住民等に対して十分に説明することが必要である。さらに、大規模小売店舗の立地により新たに発生する来客の自動車の交通が周辺道路における交通に著しい影響を与えるおそれがあると見込まれる場合には、設置者は、駐車場の分散確保、経路の設定等講じようとする以下の対応策の事前評価を行うため、立地後の交通流動を予測することが必要である。

なお、市街地再開発事業等大規模小売店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられる場合には、そうした総合的な計画を踏まえて各種措置を講ずるものとする。

#### 駐車場の必要台数の確保

設置者は、年間の平均的な休祭日（平日の来客数が休祭日よりも多くなる大規模小売店舗においては来客数が最大となる当該曜日）のピーク1時間に予想される来客の自動車台数を基本として、以下の計算式により必要な駐車台数を確保（借上げ、

公共駐車場の利用等を含む。)するものとする。

なお、これは、大規模小売店舗が立地する地域において、駐車場整備計画等による包括的な駐車場の整備によって、当該店舗分を含む駐車需要が既に充足されており、かつ、将来にわたって充足されると見込まれる場合にまで、設置者が必要な駐車台数を別に確保することを求めるものではない。

$$\begin{aligned} \text{「必要駐車台数」} &= \text{「小売店舗へのピーク1時間当たりの自動車来台数」} \\ &\quad \times \text{「平均駐車時間係数」} \\ &= \text{「一日の来客(日来客)数(人)」(「A：店舗面積当たり日来客数原単位(人/千m<sup>2</sup>)」} \times \text{「当該店舗面積」(千m<sup>2</sup>)} \\ &\quad \times \text{「B：ピーク率(%)」} \\ &\quad \times \text{「C：自動車分担率(%)」} \\ &\quad \div \text{「D：平均乗車人員(人/台)」} \\ &\quad \times \text{「E：平均駐車時間係数」} \end{aligned}$$

ここで、「ピーク率」とは(ピーク1時間の来客数)/(日来客数)、「自動車分担率」とは(自動車による日来客数)/(日来客数)とする。

「必要駐車台数」の算出に当たって、以下の点に留意することが必要である。

来客のための駐車場を従業員の通勤用の車や店舗の業務用の車、商品等の搬出入の車と共有する場合には、設置者は、ピーク時の業務状況等を勘案しつつ、必要な駐車台数を追加すること。

オフィス、マンション、飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等の併設施設の利用者のための駐車場が小売店舗への来客用の駐車場と共用されるように設置される場合には、設置者は、本指針に示す考え方を参考に併設されている施設の利用者のための駐車台数を考慮して、「必要駐車台数」が確実に確保できるよう措置すること。

公共駐車場を来客のための駐車場として利用する場合には、設置者は来客が実際に利用すると見込まれる駐車場を選定するとともに、当該公共駐車場の駐車収容台数、ピーク時における稼働率等、「必要駐車台数」が確実に確保できることの根拠となるデータを示すこと。

積雪が多い地域において、来客のための駐車場の一部を雪の堆積場所として一定の期間にわたり利用する場合には、例えば、当該用途として占有されることとなる部分相当は駐車台数から控除する等「必要駐車台数」の確保に支障をきたさないこと。

上記の算出式中の各要素(A～E)については、以下の表に示す原単位等の値を基準とするものとする。ただし、法運用主体が交通対策の実施状況、自動車・公共交通機関等の利用状況等の地域の実情に応じ、本指針に定める自動車分担率等各原単位等の値とは別に、地域の基準を定め、予め公表している場合には、当該地域の基準を用いるものとする。例えば、「中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)」第9条第10項に規定する認定基本計画において公共交通機関の整備が盛り込まれている場合にあっては、公共交通機関の利用率に応じて法運用主体が地域の基準を定めた上で、「必要駐車台数」の緩和を行うことが可能となる。

さらに、設置者は、以下に掲げるような特別の事情により各表の示す値若しくは

上記の算出式又は地域の基準によることが適当でない場合は、既存類似店のデータ等その根拠を明確に示して他の方法で算出することができる。

なお、「既存類似店」とは、店舗面積その他の店舗の特性、立地する地区の特性その他の地域の事情に類似性があり、かつ、店舗の開店等の時期が近時である大規模小売店舗をいう。また、「既存類似店のデータ等」とは、既存類似店の最近の状況を示したものであることが必要であり、可能な限り多くの店舗のデータ等であることが望ましい。

市街地再開発事業等当該店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられ、周辺地域における駐車需要の充足について十分な対応がなされる場合

シャトルバスの運行、パークアンドライド事業その他の公共交通機関の利用促進に関する事業への参加等により自動車による来客が減少することが見込まれる場合

公的な交通計画により、都市の中心部への自動車の乗入れ抑制策が講じられており、自動車による来客が減少することが見込まれる場合

自動車の乗入れが禁止されるなどにより当該店舗への自動車での来客が事実上見込めない若しくは極めて少ないと認められる場合

大きな家具を主として扱う家具店、大きな工作用品や園芸用品を主として扱うホームセンター、自動車販売店のように店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合等当該店舗の特性により以下の日來客数原単位を用いることが著しく不適当な場合

当該店舗の周辺地域における自動車の利用実態に照らして、来客の自動車分担率が以下の表に示す値では過小または過大である場合

A：店舗面積当たり日來客数原単位		
	商業地区	その他地区
人口40万人以上	1,500 - 20S ( S < 20 )	1,400 - 40S ( S < 10 )
	1,100 ( S 20 )	1,000 ( S 10 )
人口40万人未満	1,100 - 30S ( S < 5 )	
	950 ( S 5 )	

( 単位：人/千㎡ )

注1) Sは店舗面積(千㎡)

注2) 「人口」とは、立地市町村の行政人口をいう。(「C：自動車分担率」について同じ。)なお、東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合は、「日來客数」については「人口40万人以上」の、「自動車分担率」については「人口100万人以上」の原単位を用いるものとする。

注3) 「商業地区」とは、用途地域における商業地域、近隣商業地域及び商業機能の増進を目的とする特別用途地区を、「その他地区」とはそれ以外の地域をいう。ただし、当該店舗が立地する地点の公共交通機関利用者の利便性、周辺地域の商業集積の状況や土地利用状況等から判断して、これによることが適当でないとは認められる場合は、法運用主体と協議して、用途地域上は商業地区に該当する場合であってもその他地区として取り扱うものとする。(「C：自動車分担率」について同じ。)

B：ピーク率	14.4%
--------	-------

C：自動車分担率		
	商業地区	その他地区
人口100万人以上	$7.5 + 0.045 L (L < 500)$	50
	30 (L 500)	
人口40万人以上 100万人未満	$12.5 + 0.055 L (L < 500)$	65
	40 (L 500)	
人口10万人以上 40万人未満	$37.5 + 0.075 L (L < 300)$	70
	60 (L 300)	
人口10万人未満	$40 + 0.1 L (L < 300)$	80
	70 (L 300)	

(単位：%)

注1) Lは駅からの距離(m)

注2) ここでいう「駅」は当該店舗への来客が鉄道を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合における鉄道駅を指すが、地域の実情により、鉄道利用者が少なくバス等を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合には、法運用主体と協議し、バスターミナル等バス路線が相当数集中する地点を「駅」として、上記の分担率を適用することができる。

D：平均乗車人員	
店舗面積	乗車人員
10,000㎡未満	2.0
10,000㎡以上 20,000㎡未満	$1.5 + 0.05 S$
20,000㎡以上	2.5

(単位：人/台)

注) Sは店舗面積(千㎡)

E：平均駐車時間係数	
店舗面積	駐車時間係数
10,000㎡未満	$\frac{30 + 5.5 S}{60}$
10,000㎡以上 20,000㎡未満	$\frac{65 + 2 S}{60}$
20,000㎡以上	1.75

(無単位)

注) Sは店舗面積(千㎡)

なお、併設施設を含めた必要駐車台数の基本的考え方を参考に示す。

併設施設を含めた施設全体の必要駐車台数を勘案する場合には、併設施設の種類・規模等に応じ、さまざまなケースがあるため、一律の基準を示すことは困難であるものの、法運用主体と調整の上、下記イ又はロのいずれかの考え方で行うことも可能である。

イ．大規模小売店舗と併設施設の両方の施設を利用する場合には、小売店舗の必要駐車台数の算出式の平均駐車時間係数などに影響を及ぼす場合がある。しかしながら、駐車場の利用との関係では、それぞれ別の自動車の来客があった場合と同

じとみなし得るため、両施設を利用する者については、併設施設を単独利用したもののみならず、利用者数や施設稼働率等から推察される併設施設の必要駐車台数を小売店舗の外数として算出する。

ロ．併設施設を含めた必要駐車台数については、下記 a . から c . の併設施設の種類に応じた考え方や数値を目安として必要な駐車台数を推測し、複数の種類に属する施設等がある場合にはそれらの必要駐車台数を合算して、併設施設を含めた必要駐車台数を算出する。

併設施設の種類毎の考え方は以下のとおりである。

a . オフィス、マンション等併設施設の利用者を小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設の場合

施設毎にある程度利用者が特定されるため、当該施設の規模等に応じて併設部分の必要駐車台数を算出する。

b . 飲食店、銀行 A T M、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等併設施設が小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の場合

当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の 2 割を超えない範囲である場合には、当該小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」の内数として考える。

2 割を超えた場合について、参考までに試算すると、小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」に併設施設の割合に応じ、下記に示す比率倍の必要駐車台数を整備することが最低限の目安となる。

併設施設の割合	指針値との比率式 ( X : 併設施設の割合 % )
20 ~ 50 %	$0.010X + 0.80$
50 ~ 80 %	$0.008X + 0.90$
80 % ~	$0.002X + 1.38$

注 1 ) 併設施設の割合が小売店舗より過大になる場合には、設置者が併設施設の事業者の協力を得て、必要駐車台数を考慮する必要がある。

注 2 ) 併設施設の中に、併設施設のみへの来客の割合が大きい施設がある場合又は増設によってそのような施設が追加される場合には、併設施設の面積の割合にかかわらず、当該来客用の駐車台数について留意する必要がある。

注 3 ) 必要駐車台数を整備する場合には、設置者は、併設施設の事業者と具体的な駐車場の設置方法等について調整する必要がある。

c . 小売店舗以上の集客力を有する併設施設と一体となっている場合 ( 小売店舗が大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部であるような場合 )

主たる施設についての必要駐車台数の根拠等を基に必要駐車台数を判断する。

駐車場の位置及び構造等

により必要駐車台数が確保された場合においても、駐車場の位置、構造等の在り方によっては公道における駐車場への入庫待ち行列が発生し得ることから、設置者は、これを最小限のものとするため、大規模小売店舗付近における交通の現況及

び予測される来客の自動車台数に基づいて、以下の対応策を講ずることが必要である。

具体的には、効率的な駐車場形式の選択、敷地内における入庫待ちスペースの確保、出入口の数及び位置の調整、駐車場の分散、駐車場出入口付近での交通整理、歩行者等との動線の分離等の措置を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが必要である。

なお、大規模小売店舗において小売店舗以外の施設が併設されており、その施設の利用者の自動車台数が相当数見込まれる場合であって、その施設への来客の自動車のための出入口が小売店舗への来客の自動車のための出入口と共用されるときは、その自動車台数も考慮して必要な措置を講ずるものとする。

#### イ．効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置

設置者は、出入庫が周辺道路の交通に及ぼす影響を最小限にとどめるよう配慮することが必要である。具体的には、設置者は、来客の自動車の方向別台数を予測し、交通整理員の配置や経路設定等も勘案した上で、駐車場出入口の数及び位置を設定し、各出入口における入庫処理能力がピーク1時間に予想される来客の自動車台数を上回るような駐車場形式を選定することが必要である。また、駐車場の出入りは左折を原則とし、駐車場内及び出入口においては入庫車、出庫車、自転車、歩行者等の動線を分離することにより円滑な出入庫や駐車が可能となるよう配慮することが必要である。この際、歩行者等の安全や駐車場からの排気ガス等についても配慮し、また、閑静な住宅街に面して極力出入口を設けないなど近隣の住民等への騒音についても十分な配慮を行うものとする。

なお、駐車場の出入口については、設置者は、駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づく構造及び設備の基準が適用される駐車場を設置しようとする場合にあっては、これを遵守することは当然であるが、その他の場合にあっては、当該駐車場の出入口の位置は当該基準に則したものとなるよう努めるものとする。

入庫処理能力については、例えば、ゲート入庫処理時間は、メーカーより提供される1台当たりの処理時間に乗客の乗降時間等を加えたものとする。

参考までに、現存する代表的な駐車場方式による入庫処理能力を示すと、平面自走式駐車場（オペレータあり）は約8秒、垂直循環方式の機械式駐車場は約1分30秒である。

#### ロ．駐車待ちスペースの確保

また、イ．のとおり適切に措置された場合においても、一時的に一度に相当数の来車が集中して公道における入庫待ち行列が発生しないように、必要に応じ敷地内に必要な駐車待ちスペースを確保するなどの対応を行うことが必要である。必要となる標準的なスペースについては以下の計算式により算出することが可能である。

なお、駐車場の配置や構造等特別な事情があるときは、これを勘案して設定するものとする。

$$\begin{aligned} \text{「各入口に必要な駐車待ちスペース」} &= (\text{当該入口の1分当たりの来台数} \times 1.6 - \\ &\quad \text{当該入口の1分当たり入庫処理可能台数}) \\ &\quad \times 6 \quad (m: \text{平均車頭間隔}) \end{aligned}$$

上記の駐車待ちスペースは、発券ブース等までの距離として確保されるものであり、自走式平面で発券ブース等がない場合については、駐車場内の車路等に必要スペースが確保されればよいものとする。

## 八．駐車場の分散確保

駐車場の設置地点における物理的制約等によって十分な出入口数を確保できないなどイ .の方法によっては必要な時間当たり入庫処理能力を得ることができず、周辺道路において入庫待ち車両による新たな渋滞が発生するなど、周辺道路の交通に大きな影響が生じると予想される場合においては、設置者は適切な位置に複数の駐車場を設置する（借上げ、公共駐車場の利用等を含む。）ことにより、必要な入庫処理能力の確保を図ることが必要である。

具体的には、設置者は、当該駐車場入口の入庫処理能力、来客の自動車の方向別の台数予測、当該入口に面する道路、直近交差点及び周辺交通の状況から、発生する駐車待ち行列の長さ及び継続時間、駐車待ち車両に起因する交通の阻害や交通容量の低下による渋滞の発生見込み等を推定し、その結果、各駐車場周辺の道路の交通に明らかに大きな影響を与えると考えられる場合には、駐車場の分散確保を図るものとする。また、大規模小売店舗の所在する地方公共団体が駐車場の集約化、既存駐車場の有効利用等について駐車場整備計画等を策定している場合は、設置者は、駐車場の配置や運営方法を設定するに当たっては、こうした取組に協力することが必要である。

## 二．駐車場出入口における交通整理

自動車による来客が多数見込まれる場合においては、駐車場の出入口等来客の誘導若しくは交通安全上重要な地点に交通整理のための人員の配置を行うなど適切な措置を講ずることが必要である。同時に、近隣における違法駐車を抑止するという観点からも、適切な人員の配置が必要となる場合がある。必要な人数や配置場所は個別の店舗の立地場所、周辺の交通状況等によって異なり、また、自動車による来客の集中度に応じその必要性は変化するが、特に、相当数の自動車による来客が見込まれる時間帯においては、駐車場の出入口に整理員を配置するなどの措置を講ずることが必要である。

### 駐輪場の確保等

設置者は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（平成5年法律第87号）に基づき、大規模小売店舗の所在する地方公共団体により自転車駐車場附置義務条例が制定されている場合には、それに基づき適切な駐輪場規模を確保することは当然であるが、年間の平均的な休祭日（平日の来客数が休祭日よりも多くなる店舗においては来客が最大となる当該曜日）のピーク1時間に必要な駐輪場の収容台数を原則として店舗の敷地内に確保するものとする。

なお、駐輪場の収容台数については、業態、店舗規模、立地場所、近隣の自転車使用実態等により店舗ごとに相当程度差異があるため、一律に原単位等を定めることは不適當であるが、参考までに、自転車を利用する来客の割合が高いと考えられる商業地区における食品スーパー及び総合スーパーにおける現状の整備台数から試算すると、例えば、店舗面積3,000㎡以下の店舗では、平均で店舗面積約35㎡当たり1台となっている。併せて、設置者は、駐輪場の利用の効率性を高め、来客による近隣における放置自転車を抑制する等の観点から、駐輪場を適切な位置に

配置するとともに、適切な管理を行うものとする。なお、原動機付自転車については、自転車と一体として取り扱われていることが多く、同様の対策を講じることが期待されている。

#### 自動二輪車の駐車場の確保

設置者は、自動二輪車についても、年間の平均的な休祭日のピーク1時間に必要な駐車場を確保し、その場所を明示すること等の配慮を行うことが必要である。特に、自動二輪車の駐車需要が相当程度見込まれる大規模小売店舗にあっては、原則として、一定の区画を区分して、自動二輪車の駐車場を確保するよう努めるとともに、安全の確保への十分な配慮を行うものとする。

#### 荷さばき施設の整備等

##### イ．荷さばき施設の整備

設置者は、商品等の搬出入のための作業を行う間、搬出入車両が公道に駐車し一般の通行が妨げられることのないよう周辺交通の安全と円滑の観点から当該車両を駐車しておくスペースの位置について適切に配慮することが必要である。同時に、店舗の開店している時間帯においても相当数の搬出入車両がある場合においては、自動車を利用する来客の割合から見て問題がないことが明らかである場合を除いて、搬出入車両専用の出入口を設けるなどの対応が必要である。この際、搬出入車両の出入口は、出入庫による周辺道路の交通に及ぼす影響が最小限となるよう配慮するとともに、歩行者等の通行に支障がないように配慮して、その位置を設定することが必要である。また、荷さばき施設の規模や構造については、店舗によって大きく異なるが、想定される搬入商品の大きさ等を勘案し荷さばきに必要な作業スペースを確保するとともに、想定される搬出入車両の大きさ等に適合した幅、奥行き及びはり下の高さを確保することにより、搬出入車両を安全かつ円滑に駐車させ、出入りさせることができるものとする必要がある。特に多くの搬出入車両が予想される場合には、荷さばき施設において複数車両の作業が並行して行われるよう、また、1台当たりの作業が十分に効率的に行われるよう工夫されることが必要である。荷さばき施設の規模は、その処理能力がピーク時の車両数による負荷を上回るよう設計されることが必要であり、処理能力は平均的な荷さばき処理時間と同時作業可能な台数から算出するものとする。

##### ロ．計画的な搬出入

搬出入車両による周辺道路の混雑は、計画的な搬出入を行うことにより回避又は軽減することが可能である。具体的には、搬出入車両が一定時間に集中することを回避すること、周辺道路の混雑状況に照らして比較的余裕のある時間帯に搬出入を行うこと等について必要な考慮を行うことが必要である。ただし、後述の騒音の発生について問題を生じないように配慮することが必要である。また、複数の小売業者等が大規模小売店舗において営業活動を行う場合には、事業者相互が十分な連絡、連携を取ることが必要であり、設置者、管理者が適切な施設運営計画を示すなどの工夫が必要である。

一方で、こうした計画的運行を強調する余り、周辺道路等に時間待ちの搬出入車両が駐車することとなれば、本来の趣旨が損なわれるため、特に、一定以上の搬出入車両を利用することが見込まれる施設にあっては、上記イ．で予測した結果等をもとにして店舗の敷地内に荷さばき待ちの車両が駐車できるスペースを確

保することが必要である。

#### 経路の設定等

設置者は、大規模小売店舗に向かう来客や事業者が、大規模小売店舗及びその施設に到着するまでに適切な手段や経路を選択できるよう、以下の措置を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが必要である。

イ．設置者は、来客の自動車が増車場に到着するまでの案内経路を、以下のような点に配慮して適切に設定するとともに、案内表示の設置や交通整理員の配置を行うほか、掲示板、ピラ等を用いて混雑時間帯や経路等に関する情報提供を行うことが必要である。また、増車場から出庫する来客の自動車が増車道路の交通に大きな影響を及ぼすと予想される場合には、同様の考え方により、出庫してからの経路を設定することが必要である。特に、繁忙期にあつては、交通整理員の配置や自動車での来店自肅を呼びかけるなどの措置を講ずることが必要である。

増車場への経路が複数想定される場合においては、最も混雑の発生が小さくなるような経路を、自動車を利用する来客が選択することができるように設定すること。

増車場への経路が住宅地の生活道路や沿道に療養施設、社会福祉施設等が設置されている道路等静穏が要求されるような道路や歩道と車道が明確に区分されていない学校等への登下校ルートとなる道路や狭隘な道路を回避するようにすること。やむを得ず経路の一部がこうした道路を通る場合においては、登下校時間帯の通行を避けることや不用意なクラクション等による騒音を抑えること等を来客に呼びかけるなどの措置を講ずること。特に、深夜に営業活動を行う店舗における案内経路の設定等にあつては、これらについて、慎重な対応を要すること。

増車場への経路が右折を伴うように設定される場合には、来客の自動車による右折待ち渋滞等が発生しないようにすること。

増車場へは左折入出庫を原則とし、設置者は、来客の自動車が増力増車施設へ右折入庫することとならないようにすること。ただし、右折を伴う来客の自動車が増少数である場合や適切な右折用車線が確保されている場合等、増車道路の交通状況に与える影響が少ないとき、若しくは、右折入庫することによる増車道路の交通への影響が増左折入庫することによる影響よりも過小である場合はこの限りではない。

ロ．設置者は、搬出入車両についても上記イ．と同様の視点から、大規模小売店舗内の小売業者と協力して、当該搬出入に係る事業者に対し、当該搬出入車両の運行による混雑が少なくなるような経路を選択するように働きかけることが必要である。また、特に、経路上に学校等が位置する場合等には、登下校時間の運行を避ける、交通整理員の配置により安全の確保を図るなどの配慮を行うことが必要である。

ハ．設置者は、店舗の敷地内に新たにバス、タクシー等のための増車場を設けることが必要な場合には、バス、タクシー等を増車させ来客を乗降させるためのスペースを確保するよう努めるものとする。

二．設置者は、大規模小売店舗が立地する地域において、当該店舗の所在する地方公共団体や公共交通事業者等の関係者がパークアンドライド事業その他の公共交通機関の利用促進に関する事業を行っている場合には、かかる事業の趣旨を踏まえ、こうした事業に可能な限り協力を行うことを検討することが必要である。具体的には、来客に対してこうした事業の情報を提供し、利用を働きかけるなどの対応を講じるほか、駐車場、荷さばき施設の配置、運営方法について、こうした事業の円滑な実施を阻害しないよう配慮することが必要である。

なお、大規模小売店舗において小売店舗以外の施設が併設されており、その施設の利用者の自動車用の駐車場出入口が小売店舗の来客の自動車用の駐車場出入口と共用されるように設置されることにより、案内経路が重複し、上記経路設定に大きな影響を及ぼす場合には、それについても考慮して上記の措置を講じるものとする。

#### (2) 歩行者の通行の利便の確保等

大規模小売店舗の施設の構造によっては、それまで通り抜け可能であった通路が閉ざされ、歩行者等が迂回しなければならない場合があり、周辺が商業地域である場合、周辺の商店等の顧客の通行の利便が損なわれる可能性がある。こうした点も考慮し、設置者は、従来の歩行者等の通行の利便や安全が損なわれるおそれがある場合若しくは当該店舗の所在する地方公共団体が策定する公的な計画に基づいて既に通行の利便や安全の確保のための事業が行われている場合においては、大規模小売店舗の施設の出入口の位置、敷地内の通路の位置等について適切な工夫を行うことが必要である。また、一般の歩行者等が主に通行する道路側に荷さばき施設を設けること等により通行の円滑が妨げられることのないよう十分に周辺の状況に配慮することが必要である。

店舗の閉店後においても、当該立地地点周辺の通過、通行の需要が高く、大規模小売店舗の立地によって従来と比較して夜間の通行に支障を来すおそれがある場合には、適切な夜間照明設備の設置等の配慮を行うことが必要である。

#### (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の減量化やリサイクルを促進し、環境負荷の少ない循環型社会を形成することは、社会全体として求められている課題であり、特に小売業者は、循環型社会を構築する観点から、商品の製造事業者と消費者との接点として非常に重要な役割を担っている。このため、設置者は、大規模小売店舗内の小売業者と協力して、関係法令等の制定等による制度面での進展や、大規模小売店舗の所在する地方公共団体の施策との整合性に配慮しつつ、廃棄物の減量化及びリサイクル活動を推進するよう努めなければならない。また、かかる認識に立ち、設置者は、地域の住民等の意識を高めるために、設置者又は大規模小売店舗内の小売業者が「廃棄物減量化」及び「リサイクル推進」に資する活動等を関係法令に基づき又は自主的に実施する予定となっている場合においては、その内容について地域の住民等への情報公開を推進するものとする。

#### (4) 防災・防犯対策への協力

大規模小売店舗は生活空間から一定の範囲に設置され、かつ比較的広大な敷地を有

する施設であることから、設置者は、大規模小売店舗の所在する地方公共団体から災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用若しくは店舗で扱っている範囲の物資の緊急時における提供を行うための協定等について締結要請があった場合、必要な協力を行うこととする。また、大規模小売店舗は周辺の住居等から一定の範囲に立地し、夜間に営業活動を行う店舗も多いことから、特に深夜には周辺地域での防犯や青少年の非行防止の対策の一助としての協力が期待されているところであり、駐車場等への適切な照明の設置、警備員の巡回等の配慮を行うことが望ましい。その際、設置者は、併設施設における防犯・非行防止についても留意すべきである。

## 2. 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

大規模小売店舗における営業活動に伴って発生する業務音や廃棄物等は、施設の配置や運営方法によっては、地域の住民等の生活環境を悪化させる場合がある。設置者は、このような事態を回避するために以下のような事項について配慮を行うことが必要である。

### (1) 騒音の発生に係る事項

設置者は、大規模小売店舗の営業活動に伴い発生する騒音について、騒音の防止に関連する法令を遵守するとともに、周辺地域の生活環境の悪化を防止するための必要な配慮を行うものとする。

#### 騒音問題に対応するための対応策について

設置者は、大規模小売店舗内の小売業者と協力して、騒音の発生部位や騒音の種類に応じ、騒音の発生の防止又は緩和のために適切な対応策を講じなければならない。設置者は、対応策の検討に当たって、騒音の発生の時間帯、療養施設、社会福祉施設等の有無等の立地場所周辺の状況等地域の特性及び騒音関係法令における地域や時間の取扱い等に考慮しつつ、下記において予測・評価した結果を踏まえるものとする。その際、深夜・早朝においては、特に、静穏な生活環境の保持を求められることに留意しなければならない。さらに、対応策について、地域の住民等の理解を得られるよう騒音の発生の防止又は緩和のために配慮した事項については、公表するように努めなければならない。

具体的には、以下のような対応策を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが求められる。なお、一般的には、施設の配置計画や建築計画における対応策は、運営面での対応策に比して騒音を低減させる効果が大きい点にも留意することが必要である。また、届出時に、下記において予測・評価した結果が、騒音発生源となる施設及び機器の経年劣化や施設の配置又は運営方法の変更等により、実態との間に著しい乖離を生じさせている場合には、それに応じ、事後の対策を講じるよう努めることが必要である。

#### イ. 騒音問題への一般的対策

設置者は、施設の配置や構造の決定に際しては騒音の発生の防止又は緩和の視点からの配慮を念頭においてこれを行わなければならない。例えば、住居に面している方向には下記ロ.及びハ.に記載する騒音発生源となる施設及び機器を極力配置しないようにすること等の配慮が重要である。また、施設と低層の住居が

隣接している場合等には遮音壁等を設置することや緑地帯を確保することにより住居との距離を確保することも有効な対策となる場合がある。一方、遮音壁は住居等からの視界を制約し、住居等の風通しや日照に影響を及ぼす可能性もあるので、必要に応じ近隣の住民等と調整した上で設置することを検討することが求められる。

#### ロ．荷さばき作業等大規模小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策

##### a．荷さばき作業に伴う騒音対策

荷さばき作業は、大規模小売店舗になくてはならない作業であるが、特に深夜・早朝に行う場合には、夜間の静穏な生活環境に対して大きな影響を及ぼすおそれがあることから、騒音に対する十分な配慮が必要とされる。これらの騒音を低減する方策としては、次のような措置が挙げられる。

1) 荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮、荷さばき施設の屋内化、作業場所の床の段差の回避、緩衝機能を有するクッション製の素材の採用若しくは内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音等の施設建築計画での配慮

2) 荷さばき作業時間の特定、必要不可欠な場合を除いた荷さばき車両のアイドリングの禁止の徹底、低騒音型の荷さばき機器の導入の促進、作業人員への騒音防止意識の徹底等荷さばき作業時の運営面又は機器選択面での配慮

特に深夜・早朝における荷さばき作業については、大規模小売店舗にとって最も騒音上のトラブルが生じることの多い騒音発生源であることを認識し、設置者として地域の住民等の理解が得られるよう十分な対応を行うよう努めなければならない。

##### b．営業宣伝活動に伴う騒音対策

大規模小売店舗において、BGMの使用や営業宣伝やアナウンスを行う場合には、これらが地域の住民等にとって受忍を超える騒音とならないよう配慮することが必要であり、その対策としては、実施時間帯の特定及び音量の低減、拡声器等の配置場所における配慮等が挙げられる。

#### ハ．付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

##### a．冷却塔、室外機等からの騒音

施設で用いる冷却塔、室外機等の設置に伴い、騒音が発生することがある。これらの機器を屋外に設置する場合の対策としては、機器周辺の遮音効果を高めること、低騒音機器を導入すること、機器周辺の吸音処理を行うこと（周辺の壁に吸音にすぐれた素材を用いること等）、防振架台の設置等機器の稼働に伴う振動を防止することにより騒音の発生を低減すること等の対応策が挙げられる。

##### b．給排気口等からの騒音

給排気口等においても、風切り音や送風機等の機械騒音が放射されることがある。これらの騒音に対する対策としては、吹き出し口、吸い込み口の形状の検討、ダクト等の吸音、風速、風量の調整、低騒音型の送風機等の導入等が挙げられる。

##### c．駐車場からの騒音

駐車場を付設する場合には、敷地内での自動車騒音についても考慮した上で設置すること等が必要となる。具体的には、次のような措置が挙げられる。

- 1) 駐車場の屋内化及びこれに伴う天井・壁の吸音処理、立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策、低騒音舗装、床の段差の回避等の施設の配置・構造面での配慮
- 2) 駐車場利用時間帯の制限、誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施等運営面での配慮

なお、駐車場内においては、不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかし等を行わないことが必要であり、来店者等に対して表示板等によるアイドリング防止の呼びかけを行うなど適切な措置を講ずることが必要である。さらに、青少年等の蝟集等により騒音が発生することを防止するため、特に深夜・早朝においては駐車場の出入口の施錠、警備員の巡回等の必要な措置を講じ、適切に管理することも必要である。

d. 廃棄物収集作業等に伴う騒音

廃棄物収集作業等に伴い騒音が発生することも予想される。施設の配置面での配慮、廃棄物処理業者への騒音抑制意識の向上の働きかけ、深夜や早朝における作業回避等回収時間帯の制限等が騒音を低減する方策として挙げられる。

騒音の予測・評価について

設置者は、自ら講じようとする対応策が妥当であるか否かを予測・評価するものとする。全ての設置者は、必要に応じ専門家等の意見を考慮しつつ、下記ロ．に沿って騒音全体についての予測を行い、総合的な騒音の評価において、参考 「騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）」に示す基準値を尊重しつつ、適正な対応策を講じるよう努めるものとする。さらに、夜間において営業活動又は営業関連の機器の使用、施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合には、下記ハ．に沿って夜間発生が見込まれる個々の騒音についての予測を行い、参考 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）」に示す夜間における基準値を尊重しつつ、適正な対応策を講じるよう努めるものとする。（なお、ここでいう「夜間」とは、これを評価する基準値となる騒音規制法（昭和43年法律第98号）において、予測地点に適用される「夜間」の時間帯（午後9時、10時又は11時から翌日の5時又は6時までの範囲内において都道府県知事等が定めるもの）とすることを原則とし、予測地点において騒音規制法による地域の指定が行われていない場合は、午後11時から午前5時とすることができる。）また、大規模小売店舗立地法第6条第2項又は附則第5条第1項に基づく届出を行う場合には、届出を行う大規模小売店舗から発生する各騒音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価することが望ましい。

なお、大規模小売店舗立地法第5条第1項に基づく届出を行う場合には、届出を行う大規模小売店舗と建築物の構造及び発生する騒音、設備、運営方法等に類似性のある大規模小売店舗から発生する各騒音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価することができる。さらに、夜間において併設施設から著しい騒音が発生することが見込まれる場合には、当該騒音も予測・評価の対象として対応策を講じることが期待されている点にも留意すべきである。

イ. 予測・評価に当たっての基本的事項

a. 予測・評価の対象となる騒音の種類と分類

設置者が予測・評価すべき騒音の種類は、次のとおりとする。

なお、騒音は、その時間的なレベル変動の特性から、以下の3つに分類するものとし、下記ロ．及びハ．に記載する予測・評価を行う場合には下記の分類に沿って行うものとする。

なお、下記に記述するもの以外から発生する騒音については、騒音の発生のレベルや頻度、現実的予測の難易性等を勘案し、予測の対象としていないが、自家発電設備による騒音等、下記と同等の影響があり、予測することが可能と認められる場合には、これらもあわせて予測を行うものとする。

1) 定常騒音(騒音レベルの変化が小さく、ほぼ一定とみなされる騒音)

冷却塔、室外機等から発生する騒音

給排気口等から発生する騒音

2) 変動騒音(騒音レベルが不規則かつ連続的にかなりの範囲にわたって変化する騒音)

敷地内における自動車走行等による騒音(来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。)

荷さばき作業のための車両のアイドリング、後進警報ブザー等の騒音

廃棄物収集作業等に伴う騒音

BGM(バック・グランド・ミュージック)、アナウンス等営業宣伝活動に伴う騒音

3) 衝撃騒音(一つの事象の継続時間が極めて短い騒音)

荷さばき作業に伴う荷下ろし音、台車走行音等の騒音

b. その他事項

騒音の予測は、騒音発生源の特性に応じて、騒音のパワーレベル、騒音のピーク値(最大値)、騒音の発生が予測される時間帯等の予測条件を用いて、下記ロ．及びハ．に述べるとおり、音の伝搬理論に基づく予測式による方法等それぞれの評価方法と比較可能な方法を用いて行うものとする。

ロ. 騒音の総合的な予測・評価方法

a. 予測方法

大規模小売店舗の施設から発生する騒音全体について、以下の方法により、予測を行うものとする。

なお、設置者は、特別の事情により次の予測方法等によることが適当でない場合には、その根拠を示して別の方法で騒音を予測することができる。

1) 予測地点

「原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外」とする。

ただし、住居等の立地が不可能な用途の地域に面している方向については、これを予測する必要はない。一方、高層住居等が隣接している場合には、仮に遮音壁を設置してもその効果の及ばない高層住居における騒音についても予測することが望ましい。

2) 予測計算方法

平均的な状況を呈する日におけるその昼間(午前6時~午後10時)及び夜間(午後10時~午前6時)における等価騒音レベルを予測するものとする。予測は、上記イ．a．の騒音の発生源ごとに、騒音の継続時間を勘案して算出し、これを合算する。

「等価騒音レベル」とは、ある時間範囲について、変動する騒音レベ

ルをエネルギー的な平均値として表したものの。時間的に変動する騒音のある時間における等価騒音レベルはその時間範囲における平均二乗音圧と等しい平均二乗音圧をもつ定常音の騒音レベルに相当する。単位はデシベル(dB)。

b. 評価方法

設置者は、騒音の予測場所において適用される下記参考「騒音に係る環境基準」に示す基準値を尊重し、合理的かつ適切な対応策の範囲内において基準値を超えないよう努めるものとし、この観点から、自らの施設から発生が予想される全体の騒音を評価するものとする。

なお、予測場所の地域において都道府県知事による「騒音に係る環境基準」の地域の類型が指定されていない場合には、住居等の集合の状況、土地利用の実態及び将来の計画等を勘案し、法運用主体と協議の上、設置に係る店舗に適用される地域の類型を推定することができる。

[参考] 騒音に係る環境基準について(平成10年9月30日環境庁告示第64号)(抜粋)

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。  
 2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。  
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

八. 発生する騒音ごとの予測・評価方法

a. 予測方法

設置者は、上記ロ.の総合的な騒音の評価に加え、それぞれの騒音源が発生する騒音の最大値等に着目し、夜間において営業活動又は営業関連の機器の使用、施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合には、以下の方法により、予測を行うものとする。

ここでいう「夜間」とは、騒音規制法において、予測地点に適用される「夜間」の時間帯(午後9時、10時又は11時から翌日の午前5時又は6時までの範囲内において都道府県知事等が定めるもの)とすることを原則とし、予測地点について騒音規制法による地域の指定が行われていない場合は、午後11時から午前5時とすることができる。(以下八.において同じ。)

なお、設置者は、特別の事情により次の予測方法等によることが適当でない場合には、その根拠を示して別の方法で騒音を予測することができる。

1) 予測地点

大規模小売店舗の敷地の境界線とする。この場合、隣接する住居等への影響を考慮した高さにおける騒音レベルの予測を行うこととする。

なお、騒音防止対策として遮音壁等を設置する場合には、その背後に立地し又は立地可能な住居等の屋外における騒音レベルも予測しておくことが望ましい。

## 2) 予測計算方法

平均的な状況を呈する日において、定常騒音の場合には「騒音レベル」、変動騒音及び衝撃騒音の場合には「騒音レベルの最大値」を予測するものとする。

なお、「騒音レベルの最大値」は騒音計の「時間重み特性F」を用いて測定した場合のものとする。

## b. 評価方法

設置者は、騒音の測定場所において適用される「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に示す夜間における基準値を尊重し、合理的かつ適切な対応策の範囲内において基準値を超えないよう努めるものとし、この観点から、「夜間」に見込まれるそれぞれの騒音を評価するものとする。その際、当該騒音の発生の位置、継続時間等を勘案するものとする。

なお、予測場所の地域において騒音規制法に基づく地域の指定が行われていない場合には、大規模小売店舗の立地場所の用途地域等を勘案し、法運用主体と協議の上、設置に係る大規模小売店舗に適用される区域の類型及び基準値を推定することができる。

[参考] 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）（抜粋）に示す夜間における基準値

第1種区域	40デシベル以上 45デシベル以下
第2種区域	40デシベル以上 50デシベル以下
第3種区域	50デシベル以上 55デシベル以下
第4種区域	55デシベル以上 65デシベル以下

（備考）

第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

- 1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- 2) 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 3) 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- 4) 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その

区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

## (2) 廃棄物に係る事項等

設置者は、建物内の小売店舗から排出される廃棄物等（小売業の事業活動に伴い排出されるものであって再資源化可能なものを含む。以下同じ。）に係る保管・運搬・処理に関し、周辺地域の生活環境の保持の観点から適正な配慮を行わねばならない。設置者は、廃棄物等の処理等について、廃棄物等に関連する法令、大規模小売店舗が所在する地方公共団体の条例及び関連施策の趣旨、内容を十分考慮し、適切に対応しなければならない。

### 廃棄物等の保管について

設置者は、廃棄物等が処理され、又は、処理のため搬出されるまでの間、廃棄物等を適切に管理し散乱等を防止するとともに、周辺に悪臭の問題や衛生上の問題が生じないように配慮することが必要である。その際、特に、飲食店が併設されている場合においては、生ごみ等の発生が見込まれるが、一部地方自治体で定められている条例によると、飲食店における廃棄物の一般的な排出量原単位は、 $0.20 \text{ kg} / \text{m}^2$ であるので、これを参考としつつ、保管容量を確保する必要がある点に留意すべきである。

### イ．保管のための施設容量の確保

設置者は、下記に分類する廃棄物等の種類ごとに必要となる保管容量を算出し、全体として十分な容量を有する保管施設を確保するものとする。特に、生ごみについては、十分な保管容量を確保するとともに、悪臭が周辺に発散することや汚水が流出することを防止するための適切な対策を講じることが必要である。確保すべき保管容量については、大規模小売店舗の所在する地方公共団体の条例等に、確保すべき廃棄物等の保管容量等の基準が定められている場合にあっては、これに従うものとするが、その他の場合にあっては、以下の考え方によるものとする。

$$\begin{aligned} \text{「廃棄物等の保管容量 (m}^3\text{)」} &= \text{「A : 1日当たりの廃棄物等の排出予測量 (t)」} \\ &\quad \times \text{「B : 廃棄物等の平均保管日数」} \\ &\quad \div \text{「C : 廃棄物等の見かけ比重 (t / m}^3\text{)」} \end{aligned}$$

ただし、廃棄物等の排出量については、店舗の運営方法等によって大きく差異があることから、上記計算式及び以下の各表に示す原単位によることが適当でない場合は、その根拠を示して他の方法で算出することができる。かかる場合には、主たる小売業者が同一であって取扱い品目・規模等が同種の店舗における実績値等を参照し、算出された値を修正することができる。

廃棄物等の排出量に影響を及ぼす事項としては次のようなものが考えられる。

#### 紙製廃棄物等

ダンボールを使用しない納入方法（通い箱・リターナブルコンテナ等の使用、ハンガー納品の実施等）を採用する場合には、当該廃棄物等の排出量を減少させることがある。

#### 空き缶・空き瓶・ペットボトル等

店頭において空き缶・空き瓶・ペットボトル等を回収している場合には、

当該廃棄物等の排出量を増加させることがある。

生ごみ等

食品を取扱う店舗において、食品加工場を付設していない場合には、当該廃棄物等の排出量を減少させることがある。

なお、廃棄物等の保管場所が、小売店舗以外の施設から排出される廃棄物等と同一の場所である場合には、設置者は、小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出予測量も考慮して上記計算式により算出した「廃棄物等の保管容量」が確実に確保できるよう措置することが必要である。さらに、廃棄物の減量化やリサイクルの推進に関連する法令等に基づき、大規模小売店舗内の小売業者が廃棄物等の回収を行う場合には、将来的な回収見込み量（廃品の引取りも含む。）をも勘案して適正な保管容量を確保することが必要である。また、下記の分類以外の廃棄物等の排出が見込まれる場合には、別途、適切な保管容量を確保するものとする。

- 1) 紙製廃棄物等（ダンボール等再資源化の可能なものに限る。）
- 2) 金属製廃棄物等（アルミ製、スチール製の缶等を指す。）
- 3) ガラス製廃棄物等（ガラス製の容器等を指す。）
- 4) プラスチック製廃棄物等（飲料容器、食料品のトレイ等を指す。）
- 5) 生ごみ等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）における食品廃棄物等を指す。）
- 6) その他の可燃性廃棄物等

上記算出式中の各要素（A～C）については、以下の考え方により算出するものとする。

A：1日当たりの廃棄物等の排出予測量

廃棄物等の排出量は、取扱品目等から発生が見込まれる廃棄物等の種類ごとに、下記の分類に沿って、原則として以下に示す計算式により、年間の平均的な時点における廃棄物等の排出予測量を算出するものとする。その際の各原単位は以下の表に示す数値を基準とするものとする。ただし、廃棄物等の種類ごとの発生の要因となる取扱品目の取扱量が極めて少ない場合等、特別の事情により、以下に示す数値又は計算式によることが適当でない場合には、既存類似店のデータ等根拠を明確に示し他の方法で算出することができる。

なお、店舗面積が6,000㎡を超える店舗については、店舗面積が6,000㎡以下と店舗面積が6,000㎡超の部分に、それぞれに対応した原単位を使用して算出した数値を合算するものとする。

$$\text{「1日当たりの廃棄物等の排出予測量(t)」} = \text{「店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位(t/千㎡)」} \times \text{「店舗面積(単位：千㎡)」}$$

[ 店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位 ]

紙製廃棄物等		
店	6000㎡以下の	0.208

舗 面 積	部分の原単位	
	6000㎡超の 部分の原単位	0.011

(単位：t / 千㎡)

金属製廃棄物等		
店 舗 面 積	6000㎡以下の 部分の原単位	0.007
	6000㎡超の 部分の原単位	0.003

(単位：t / 千㎡)

ガラス製廃棄物等		
店 舗 面 積	6000㎡以下の 部分の原単位	0.006
	6000㎡超の 部分の原単位	0.002

(単位：t / 千㎡)

プラスチック製廃棄物等		
店 舗 面 積	6000㎡以下の 部分の原単位	0.020
	6000㎡超の 部分の原単位	0.003

(単位：t / 千㎡)

生ごみ等		
店 舗 面 積	6000㎡以下の 部分の原単位	0.169
	6000㎡超の 部分の原単位	0.020

(単位：t / 千㎡)

その他の可燃性廃棄物等		
		0.054

(単位：t / 千㎡)

B：廃棄物等の平均保管日数

上記Aで分類した廃棄物等の種類ごとに平均保管日数を算定するものとする。

C：廃棄物等の見かけ比重

廃棄物等の見かけ比重については、下記の数値を用い、又は、根拠を示して他の数値を用いることとする。その際、以下の点に留意することが必要である。

プラスチック製廃棄物等であっても、化粧品のプラスチックボトル等、下記の数値を大きく超える種類もあること。

生ごみ等水分含有率が一定でない廃棄物等について、下記の数値を上下する場合があること。

機器を用いて、廃棄物等を圧縮する場合には、これを勘案することができること。

[ 参考値 ] 廃棄物等の比重

	比重
紙製廃棄物等	0.10
金属製廃棄物等	0.10-0.15
ガラス製廃棄物等	0.10-0.30
プラスチック製廃棄物等	0.01-0.04
生ごみ等	0.55
その他の可燃性廃棄物等	0.38

( 単位 : t/m<sup>3</sup>=kg/L )

ロ . 廃棄物等の保管場所の位置及び構造等について

設置者は、廃棄物等の保管場所の位置、構造等を決定するに当たっては、大規模小売店舗の所在する地方公共団体における廃棄物等の分別の状況等を十分考慮するとともに、以下の事項を配慮しなければならない。

- a . 廃棄物等の保管施設の位置・構造等については、廃棄物等の種類ごと、処理方法ごとに分別して保管する等、搬出作業の利便の確保を図るとともに、中間処理及び搬出作業に伴う騒音、悪臭が周辺の住居等に与える影響を最小限のものとするように配慮するものとする。
- b . 特に生ごみを排出する大規模小売店舗においては、周辺への悪臭の発散等を防止するため、若しくはカラス等による廃棄物等の散乱を防止するため、保管施設の密閉性を確保するとともに、適正な温度管理の実施等防臭・除臭のための適切な対策を行うものとする。

廃棄物等の処理について

設置者は、大規模小売店舗内の小売業者と協力の上、廃棄物等に関連する法令の規制に則って、周辺への悪臭や衛生上の問題に配慮しつつ、廃棄物等の運搬等処理に関し適正な施設の配置及び運営等を行わなければならない。さらに、廃棄物等の敷地内の処分、リサイクル等を行う場合には、これらの活動が与える地域の住民等への生活環境上の影響を十分勘案して、設備等の配置や運営を行わなければならない。

具体的には、設置者は下記のような措置を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが求められる。

- イ . 廃棄物等を敷地外で処理する場合には、十分な運搬頻度を確保すること。特に、繁忙期等廃棄物等が大量に生じる時期等については、廃棄物等の保管容量を超えないよう必要に応じ運搬頻度等を増やすこと等について柔軟な対応を講じること。
- ロ . 廃棄物等の運搬予定業者等処理業者の決定に当たっては、関係法令等に配慮しつつ、適正な処理が確保されるように適切な業者の選定を行い、廃棄物等の引き渡しについては、運搬予定業者等処理業者に対し、廃棄物の減量化及びリサイクル活動を推進するため、その性状等について必要な情報提供を行うこと。
- ハ . 敷地内で廃棄物等を処理する場合（圧縮機等による中間処理を含む）には、そ

の具体的方法及び関連設備について関係法令の規制に従い適正に行うとともに、関連作業に伴う騒音、悪臭が周辺の住居等に与える影響を最小限とするような設備の配置や運営を行うこと。

二．店舗内の関係者及び関連事業者に対し、廃棄物等の運搬や処理が適切に行われるよう徹底すること。

その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について

食品加工場から発生する調理臭や排出される汚水からの悪臭の発散を防止するための関連設備の位置及び構造、廃棄物等を保管場所に持ち込むまでの小売業者による廃棄物等の適正な管理等、上記廃棄物等の保管や運搬、処理に関連して、生活環境上の問題を発生させるおそれがある場合には、かかる問題についても適正な対応策を講じなければならない。その際、併設施設の事業活動に伴い、悪臭を発生する可能性がある場合にも、同様の配慮を行うことが望ましい。

食品加工場からの調理臭や悪臭の発散を防止するため、具体的には、設置者は下記の措置のうち、必要と認められるものを合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが求められる。

イ．食品を加工する際には、換気扇・排気口等に悪臭原因物を取り除く機器を設置する等の対応策を講じること。

ロ．住居に面する方向には、換気扇・排気口等の配置を避ける等の措置を講じること。

ハ．食品加工場及び関連設備の定期的な清掃の実施等の措置を講じること。

### (3) 街並みづくり等への配慮等

大規模小売店舗は、地域の生活空間における中核となり得る施設であることから、従来から当該店舗が立地する地域において統一した色彩や外観整備による街並みづくりが継続して行われている場合、こうした取組を阻害することのないように調和を図るよう努めなければならない。特に、当該地域が景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観計画若しくは景観地区、地区計画若しくは風致地区が定められている地区又は建築協定若しくは景観協定が締結されている地区である場合には、これらに定められている事項に建築計画を合致させることはもちろんのこと、街並み形成に関する条例により当該地域が指定されている場合においては、この趣旨に沿うよう施設の配置や構造を工夫するよう努めることが必要である。また、大規模小売店舗の所在する地方公共団体等が策定する公的計画に基づいて、既に周辺地域全体として商店街等のアーケードの整備や街路に面する敷地の植栽等連続性を必要とする街並みづくりがなされている場合には、これら事業の効果を減殺することのないよう適切な協力を行うことが必要である。さらに、屋外照明や広告塔照明を設置する場合には、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生ずることがないように、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮することが必要である。

#### 附 則

( 施行期日 )

1 この告示は、平成十九年七月三十一日から施行する。

( 経過措置 )

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に大規模小売店舗立地法第五条第一項、

第六条第二項及び附則第五条第一項の規定による届出をした者に対する同法第八条第四項の規定による意見及び同法第九条第一項の規定による勧告については、なお従前の例による。

- 3 施行日から六月を経過する日までの間に大規模小売店舗立地法第五条第一項、第六条第二項及び附則第五条第一項に規定する届出事項のうち大規模小売店舗の施設の配置に関するものについては、なお従前の例によることができる。

# 福岡市大規模小売店舗立地法運用要綱

## 福岡市大規模小売店舗立地法運用要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市における大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、特に定めるもののほか法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「法施行規則」という。）において使用する用語の例による。

2 この要綱において「市境案件」とは、届出に係る大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1キロメートルの範囲内に福岡市外の市町域を含むものをいう。

### (福岡市大規模小売店舗立地法運用基準)

第3条 本市における大規模小売店舗の立地に関し、本市の地域の実情に応じた適切な配慮を大規模小売店舗の設置者に求めるため、法第4条の指針（以下「指針」という。）を補う基準として福岡市大規模小売店舗立地法運用基準（以下「市基準」という。）を別紙のとおり定める。

### (大規模小売店舗の新設等に関する届出)

第4条 各届出、通知及び書類の提出部数は、別表第1の通りとする。ただし、当該大規模小売店舗が市境案件の場合で市長が必要と認めるときは、当該市町の数を加えた部数とする。

### (届出等の公告)

第5条 法第5条第3項（法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を除く。）の規定による公告は、福岡市ホームページに掲載することにより行う。

2 法第5条第3項（法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合に限る。）、法第6条第6項、法第8条第3項及び第6項並びに法第9条第3項の規定による公告は、福岡市公報に掲載することにより行うものとする。

### (届出等の縦覧)

第6条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。）、法第8条第3項及び第6項の規定による縦覧は、福岡市経済観光文化局総務・中小企業部政策調整課（以下「政策調整課」という。）及び福岡県商工部中小企業振興課で行うものとする。

### (縦覧の周知)

第7条 市長は、法第5条第3項の規定による縦覧を広く周知するために、市広報紙に次の事項を掲載するよう努めるものとする。

- (1) 当該大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 届出等の縦覧場所及び縦覧期間

### (説明会の開催等)

第8条 法第7条第1項の説明会（以下「説明会」という。）は、当該大規模小売店舗の所在地の周辺の、相当な人数を収容できる施設において3回開催するものとする。

2 説明会開催者は、前項の説明会のうち、1回は平日の夜間に、及び別の1回は土日祝日に、それぞれ開催するものとする。

- 3 法第6条第2項の規定による届出に係る説明会の回数は、前2項の規定にかかわらず、法施行規則第11条第1項の規定により、当該届出の内容を勘案して3回を上限として市長が指定するものとする。
- 4 市長は、説明会開催者が説明会を開催するに当たり配慮すべき事項について、意見を述べるができる。

(説明会の公告方法)

- 第9条 法第7条第2項の規定による説明会の開催の公告は、当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1キロメートル以上の範囲内で購読される時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙5紙へのチラシの折り込み及び当該大規模小売店舗の所在地の敷地内の見やすい場所への標識の掲示により行うものとする。
- 2 前項のチラシは、日本工業規格A列4番以上の大きさとし、届出の概要、説明会の日時・場所、説明会会場の案内図、問い合わせ先その他必要な事項を記載するものとする。
  - 3 第1項の標識は、それぞれ法第5条第1項の規定による届出にあつては標識(様式第1号)に、法第6条第2項の規定による届出の場合にあつては標識(様式第2号)によるものとする。
  - 4 第1項に規定する標識の掲示は、当該届出に係るすべての説明会が終了するまで、これを行うものとする。
  - 5 法第6条第2項の規定による届出に係る説明会の開催の公告は、前各項の規定にかかわらず、当該案件の内容を勘案して、市長が適当と認める方法によることができる。

(法施行規則第11条第2項の規定による掲示)

- 第10条 法施行規則第11条第2項の規定による掲示は、標識(様式第3号)の掲示により行い、当該掲示に係る届出が法第6条第3項の規定により準用する法第5条第3項の規定による縦覧に供されている間、これを行うものとする。

(説明会の周知)

- 第11条 市長は、法第5条第1項の規定による届出に係る法第7条第1項の規定による説明会を広く周知するために、説明会の開催日時及び場所を市広報紙に掲載するよう努めるものとする。

(意見書)

- 第12条 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、様式第4号による意見書又はこれに準ずる任意の様式により、持参、郵送、ファクシミリ装置を用いた送信その他市長が認める方法で政策調整課に提出するものとする。

(意見書の公告及び縦覧)

- 第13条 市長は、法第8条第2項の規定により述べられた意見のうち、明らかに個人情報の保護又は公序良俗に反すると認められるものについては、その全部又は一部について法第8条第3項の規定による公告及び縦覧を行わないことができる。

(市の意見)

- 第14条 市長は、法第8条第4項の意見(以下「市意見」という。)の可否及び内容の決定に当たっては、同項に規定する事項のほか、市基準を勘案するものとする。
- 2 市長は、前項の決定に当たっては、福岡市大規模小売店舗立地協議会(以下「協議会」という。)の意見を聴くことができる。

(市の勧告)

第15条 市長は、法第9条第1項の規定による勧告（以下「勧告」という。）の要否及び内容の決定に当たっては、同項に規定する事項のほか、市基準を勘案するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たっては、協議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、市意見を述べた場合であって勧告を行わないときは、文書でその旨を当該届出者に対して通知するものとする。

（公表）

第16条 市長は、法第9条第7項の規定による公表（以下「公表」という。）の要否及び内容は、法第9条第4項の届出の内容をもとに、指針、市基準及び次項の意見の聴取の結果を勘案して決定するものとする。

2 市長は、公表しようとするときは、あらかじめ届出者にその旨を通知し、原則として書面により意見の聴取を行うものとする。ただし、当該届出者が意見の聴取に応じないとき、又は当該届出者の所在が不明で通知ができないときはこの限りでない。

3 市長は、第1項の決定に当たっては、協議会の意見を聴くことができる。

4 公表は、福岡市公報への登載、市政記者への発表その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

5 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 法第9条第1項の規定による勧告に係る届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う主な者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 従わないこととされた法第9条第1項の規定による勧告の内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

6 市長は、勧告した場合であって公表を行わないときは、文書でその旨を当該届出者に対して通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

	条項	部数
1	法第5条第1項の届出及び同条第2項の添付書類	3部
2	法第6条第2項の規定による届出のうち店舗面積の1割又は1,000㎡以上の増床を行うもの及び法第5条第2項の添付書類	
3	法附則第5条第1項の規定による届出のうち店舗面積の1割又は1,000㎡以上の増床を行うもの及び法第5条第2項の添付書類	
4	法第6条第1項の規定による届出	1部
5	法第8条第7項の届出又は通知及び法第5条第2項の添付書類	
6	法第9条第4項の届出及び法第5条第2項の添付書類	
7	法第6条第2項の規定による届出のうち2に掲げる以外のもの及び法第5条第2項の添付書類	3部
8	法附則第5条第1項の規定による届出のうち3に掲げる以外のもの及び法第5条第2項の添付書類	
9	法第6条第5項の規定による届出	1部
10	法第11条第3項の規定による届出	

様式第1号 (第9条関係)

大規模小売店舗の出店概要説明会のお知らせ			
			年 月 日
大規模小売店舗立地法第7条第2項の規定に基づき、説明会の開催について公告します。			
なお、大規模小売店舗の出店概要は、下記のとおりです。			
	開催日	開催時間	開催場所
第1回説明会	年 月 日 ( )	時 分から 時 分 (予定)	
第2回説明会	年 月 日 ( )	時 分から 時 分 (予定)	
第3回説明会	年 月 日 ( )	時 分から 時 分 (予定)	

記

出 店 概 要

店舗名称					
所在地	福岡市 区				
建物設置者					
主な小売業者					
主な販売品目					
建物構造	造 地上 階、地下 階				
延床面積	m <sup>2</sup>	店舗面積	m <sup>2</sup>		
開店予定日	年 月 日	開店時刻	時 分	閉店時刻	時 分
駐車場	出入口数 カ所、収容台数 台、利用時間帯 時 分～ 時 分				
駐輪場	収容台数 台				
荷さばき施設	面積 m <sup>2</sup> 、荷さばき時間帯 時 分～ 時 分				
廃棄物施設	保管容量 m <sup>3</sup>				

説明会及び大規模小売店舗についてのお問い合わせ先

(連絡先)

電話

( )

※記載上の注意

- この標識は、日本工業規格A列1番以上の大きさで、白地に黒書きとし、見やすいものとする。
- 屋外に掲示する場合は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない材料及び構造により作成するとともに、表示した文字が雨等により不鮮明にならない塗料等を使用すること。

様式第2号 (第9条関係)

大規模小売店舗の変更概要説明会のお知らせ

年 月 日

大規模小売店舗立地法第7条第2項の規定に基づき、説明会の開催について公告します。  
 なお、大規模小売店舗の変更概要は、下記のとおりです。

	開催日	開催時間	開催場所
第1回説明会	年 月 日 ( )	時 分から 時 分(予定)	
第2回説明会	年 月 日 ( )	時 分から 時 分(予定)	
第3回説明会	年 月 日 ( )	時 分から 時 分(予定)	

記

店舗名称	
所在地	福岡市 区
建物設置者	
主な小売業者	
項目	変更の概要

説明会及び大規模小売店舗についてのお問い合わせ先

(連絡先)

電話 ( )

※記載上の注意

- 1 この標識は、日本工業規格A列1番以上の大きさで、白地に黒書きとし、見やすいものとする。
- 2 屋外に掲示する場合は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない材料及び構造により作成するとともに、表示した文字が雨等により不鮮明にならない塗料等を使用すること。

様式第3号 (第10条関係)

大規模小売店舗の変更について	
年 月 日	
大規模小売店舗立地法第6条第2項（附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。))に基づく変更の届出について、同法施行規則第11条第2項に基づき届出等の要旨をお知らせします。	
店 舗 名 称	
所 在 地	
建 物 設 置 者	
変 更 の 届 出 等 の 要 旨	

※記載上の注意

- 1 この標識は、日本工業規格A列3番以上の大きさとし、白地に黒書きとし、見やすいものとする。
- 2 屋外に掲示する場合は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない材料及び構造により作成するとともに、表示した文字が雨等により不鮮明にならない塗料等を使用すること。

様式第4号（第12条関係）

<おもて>

※受理年月日	年 月 日

意見書

年 月 日

（あて先）福岡市長

（氏名又は名称及び団体にあつてはその代表者の氏名）

\_\_\_\_\_  
（住所・所在地）  
\_\_\_\_\_

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、意見を提出します。

なお、裏面の内容については、同法第8条第3項の規定により縦覧に供されることを了承します。

○ 意見書の記載及び提出について

- 1 大規模小売店舗を設置する者が「その周辺的生活環境の保持のために配慮すべき事項」についての意見をお書きください。
- 2 <おもて>（この面）に意見書提出者の氏名等及び住所等をお書きください。ただし、縦覧に供することに同意しない場合は空欄で結構です。
- 3 裏面の意見の内容は、日本語により、意見の理由を含めてお書きください。
- 4 意見書の提出期限は、意見を述べようとする大規模小売店舗の新設等の届出の公告がなされてから4か月以内とされていますので、ご注意ください。
- 5 意見書の提出先は、次のとおりです。

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市 経済観光文化局 総務・中小企業部 政策調整課 F A X : 092-733-5593

○ 届出書及び添付書類の縦覧について

大規模小売店舗立地法の規定に基づく届出書及び添付書類は、次の場所での届出の公告がされてから4か月間縦覧に供しています。

福岡市 経済観光文化局 総務・中小企業部 政策調整課 【市役所14階】

福岡県 商工部 中小企業振興課 【県庁7階】

（注） ※印の項は記入しないでください。

（A4）

<うら>

意見書

提出者の住所 (団体の場合は所在地)	市 区 丁目
提出者の氏名 (団体の場合は団体名及び代表者)	
提出者の住所・氏名を縦覧することの可否	可 ・ 否 (いずれかに○をお付けください)
大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
意見の対象となる周辺的生活環境の保持のために配慮すべき事項	
意見の内容及びその理由	

※<おもて> (反対側) に意見書提出者の氏名等及び住所等をお書きください。 (A4)

## 福岡市大規模小売店舗立地法運用基準

この運用基準は、福岡市大規模小売店舗立地法運用要綱の施行について必要な事項を定めるものとする。

## 1 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項に係る審査基準

## (1) 駐輪場の確保等

福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例（昭和57年福岡市条例第25号）第3条の規定に準じて、大規模小売店舗立地法の届出に係る駐輪場の規模（収容台数）について、次の算定基準により必要な駐輪場の台数を確保するよう配慮を求めるものとする。

店 舗 面 積	商業地域及び近隣商業地域	その他の用途地域
5,000㎡以下の部分	店舗面積 40㎡当たり1台	店舗面積 70㎡当たり1台
5,000㎡を超える部分	店舗面積 80㎡当たり1台	店舗面積 140㎡当たり1台

## 備考

- 1 商業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第9条第9項の商業地域を、近隣商業地域とは同条第8項の近隣商業地域をいい、その他の用途地域とは法第8条第1項第1号の用途地域（商業地域及び近隣商業地域を除く。）をいう。
- 2 その他の用途地域において、近隣の自転車利用実態と比べて明らかに算定基準による収容台数の算出が適当でない場合においては、当該適当でない理由を明らかにして、算定基準以外の他の方法によることができる。
- 3 上記算定基準を用いて算出した自転車収容台数のうちの1割以上に相当する台数（1未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた数）は原動機付自転車用とする。
- 4 上記算定基準による算定において1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする（原動機付自転車に係るものを除く。）。
- 5 店舗面積が5,000㎡を超える店舗については、店舗面積が5,000㎡以下の部分については5,000㎡以下の部分の項の算定基準を、店舗面積が5,000㎡を超える部分については5,000㎡を超える部分の項の算定基準をそれぞれ適用して算出した台数を合算するものとする。

## (2) 自動二輪車の駐車場の確保

## ① 駐車場の確保

本市では、全市的に自動二輪車の駐車需要が相当程度見込まれることから、大規模小売店舗立地法に基づく届出に際して、店舗敷地内に自動二輪車の専用駐車場を確保するものとする。

## ② 必要駐車台数の算定

自動二輪車の必要駐車台数は、福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和47年福岡市条例第55号）所管課、道路管理者、交通管理者等が設置者が指針を踏まえて提示する予測値、立地場所の特性、店舗の営業形態等を踏まえて設置者と協議の上、当該店舗

に必要と認める台数とする。

### (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

本市では、事業系一般廃棄物の減量、リサイクル及び適正処理を推進するため、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年福岡市条例第26号）を制定し、大規模小売店舗などの事業用建築物から排出される一般廃棄物及び資源物の保管場所の設置を求めるとともに、その設置基準を定めているところである。

本市は、大規模小売店舗から排出される廃棄物等に関して、同条例、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則その他の関係法令に基づき、適正に保管・運搬・処理を行うよう求めるものとする。

### (4) 街並みづくり等への配慮

法令及び指針に掲げられている配慮すべき事項や、福岡市景観計画に基づく建築物等の新築等の行為の届出制度の趣旨を踏まえ、当該届出制度の対象とならない規模の建築等の行為の場合であっても、届出対象となる場合と同等の配慮を求めるものとする。

また、地域の取組みとして、統一した色彩や外観整備による街並みづくりが行われている場合についても、調和が図られるよう配慮を求めるものとする。

## 2 地域社会への貢献に係る本市への情報提供

大規模小売店舗は、社会的責任の一環として、まちづくりや地域社会への貢献に関して適切な対応を取ることが求められており、さらに、関係業界団体にあっても、まちづくりや地域社会への貢献に関する自主的ガイドライン策定の取り組みがなされているところである。

また、本市では、地域づくり、まちづくりに関する大規模小売店舗の貢献に関する期待が高まっているとともに、福岡市市民公益活動推進条例（平成17年福岡市条例第62号）第6条で事業者に対し、地域社会の一員としての認識を持ち、市民公益活動に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携又は協力をして、主体的にその推進を図ることを努力義務として規定しているところである。

本市は、大規模小売店舗の設置者が、店舗内で営業する小売業者及び併設施設の事業者とともに、地域社会の一員として主体的に地域まちづくりに取り組むなど、地域社会への貢献に配慮するよう要請するとともに、大規模小売店舗立地法に基づく届出に際して、地域社会への貢献に係る本市への情報提供に努めることを要請するものとする。